はじめに



平成15年５月１日、岐阜県本巣郡穂積町と同郡巣南町の合併が実現し、人口約４万６千人余りの人口を有する「瑞穂市」が誕生いたしました。

穂積町と巣南町の合併協議は、古くは昭和29年の旧穂積町（穂積町、本田村、牛牧村）とその後巣南町となる川崎村、船木村、鷺田村などの６カ町村が合併へ向けての協議を行った歴史より始まります。残念ながら、当時の協議は実現することなく、以降、穂積町と巣南町は、別々の町として約半世紀を歩むこととなります。当時よりこのような話し合いの場が作られ、「平成の大合併」といわれる昨今の合併への気運の中でも、比較的スムーズに２町の合併協議へ向けての取組みが行われたのは、２町の間に長い歴史の中でゆっくりと醸成されてきたつきあいの深さが大きな信頼として存在しているのだということを、この度の合併協議の中で、両町の委員の皆様と協議、検討を重ねていくなかで感じました。穂積町と巣南町は、両町とも多くの河川を有し、輪中地帯を持つことなどに代表される風土的文化や地勢的な条件に類似点が多いといえます。このような条件は、河川改修などの行政面での繋がりの強さとなるとともに、住民同士もお互いの町の人情や生活観そして水害などの苦労も容易に理解し合うことができます。似通った町同士の似通った住民同士は、生活圏としても経済圏としても交流がさかんで、合併の相手としては、相思相愛のベストカップルであったといえるのではないでしょうか。

ここに刊行いたします「合併のあゆみ」は、合併に至るまでの背景や経緯についてとりまとめたものであり、その足跡を振返ると同時に新市の市政運営の出発点とすることで、穂積町と巣南町の合併協議の本当の目的を見失うことなく、後世に伝えていくため作成したものです。

本当の目的とは、穂積町と巣南町が合併することにより、急速に進む社会の変化、少子高齢化による急速な人口構造の変化や経済動向の変動や地方自治体の財政構造への影響等に対応する強い瑞穂市をつくるため、積極的に自己変革を図り、住民の期待に応え得る、また、地域間競争に負けない魅力ある地域コミュニティを将来の世代へと受け継いでいくことです。そして、そのための努力がいま、まさに始まります。

今後は、地域の中に世代を超えた「タテのつながり」ができ、コミュニティとして自然な交流が生まれ、「住んでよかった」と市民の方々が思えるようなまちづくりに取り組む決意でございます。

皆様方の更なるご指導とご協力をお願い申し上げるとともに、この度の瑞穂市誕生に至るまでご尽力をいただきました市民の皆様や市議会議員、関係各位に対し、深甚なる感謝と敬意を表しまして、ご挨拶とさせていただきます。

瑞穂市長　松　野　幸　信

祝　辞



「穂積町・巣南町の合併協議のあゆみ」の発刊に当たり、心からお喜び申し上げます。この日を迎えるまでの穂積町と巣南町の関係各位のご努力に対しまして、深甚なる敬意を表する次第です。

特に、今回の合併は、町同士の対等合併であり、両町の議会でも、様々な壁を乗り越えてまいりました。私も巣南町の合併特別委員会委員長として、合併の推進に向けて微力ながら力を注いでまいりました。２町の合併協議では、12回にわたって合併推進特別委員会の合同会議を開き、真剣に町の将来について議論、検討を行いました。議会議員の皆様のご尽力に改めてお礼申し上げるとともに、わたくしもその一員として、瑞穂市誕生の喜びを分かち合うことができましたことを本当にうれしく思います。

新市「瑞穂市」は、岐阜県で12番目の規模の都市として出発いたしましたが、本当の意味で一つの市としての一体感をもつようになるまでには、これからも多くの障壁が待っていることとでしょう。これまで以上に快適な生活環境づくりと市民の皆様の様々な要望に対応できるような行政サービスや行財政能力の向上のため、瑞穂市議会議員一同、旧町の時代以上に一丸となって努力していきますので、皆様方の更なるご指導とご協力をお願い申し上げる次第です。

新市が住民福祉の向上や旧町をつなぐ道路整備の一層の促進を図りながら発展し、力強い自立した地域社会が形成され、未来にむけて「住んでみたいまち、住んでよかったと思えるまち」として大きくはばたくことを期待するとともに、これからのまちづくりにあたって、今回の「穂積町・巣南町合併協議のあゆみ」が、合併協議の軌跡を回顧するとともに、穂積町と巣南町が互いを合併の相手として、協議を進めた理念の本質へ立ち返らせてくれ、新生瑞穂市の快適で住みよい街づくりの良き手本となるように期待します。

最後になりましたが、瑞穂市の一層のご繁栄を祈願し祝辞といたします。

瑞穂市議会議長　吉　本　幸　一



穂積町・巣南町合併特別委員会
合同会議



穂積町・巣南町合併協議会
設置調印式



穂積町・巣南町合併協議会
発会式



穂積町住民意見交換会



巣南町住民説明会



第１回合併協議会



建設専門部会



上下水道専門部会



新市名投票
（第６回合併協議会）



新市名の決定
（第６回合併協議会）



合併協定調印式
（協議会委員立会署名）



合併協定調印式



合併申請書の県提出



新市予算編成職員説明会



巣南庁舎移転作業



穂積町閉町式



巣南町閉町式



開庁式



初代市長初登庁



市誕生記念式典



市町村合併功労者総務大臣表彰
（市誕生記念式典）



新市誕生ＰＲ（懸垂幕）



新市誕生イベント
（和・楽・笑～みずほになるこ～）



新市誕生イベント
（「第九」演奏会）

目　　次

第１章　新市のすがた

１．新市の概要…… 1
（１）位置と地勢…… 1
（２）気候…… 1
（３）人口と面積…… 1
（４）交通…… 2
２．穂積町及び巣南町の沿革…… 4
（１）穂積町…… 4
（２）巣南町…… 5

第２章　合併までの経緯

１．歴史的経緯…… 7
２．平成以後の経緯…… 7
３．穂積町合併推進準備協議会と巣南町合併検討協議会…… 8
４．穂積町・巣南町・北方町合併協議会…… 8
５．穂積町・巣南町合併協議会…… 9

第３章　住民への周知・広報

１．合併協議状況の意見交換会・住民説明会の開催…… 11
【穂積町】
（１）第１回町内意見交換会…… 11
（２）第２回町内意見交換会…… 12
（３）第３回町内意見交換会…… 12
【巣南町】
（１）第１回合併説明会…… 13
（２）第２回合併説明会…… 14
（３）第３回合併説明会…… 14
【合併協議会】
（１）穂積町・巣南町・北方町合併協議会…… 15
（２）穂積町・巣南町合併協議会…… 16

第４章　合併協議の進展

１．穂積町及び巣南町の合併協議の経緯…… 17

２．穂積町合併推進準備協議会と巣南町合併検討協議会 21
（１）巣南町合併検討協議会 21
（２）穂積町合併推進準備協議会 23
３．穂積町・巣南町・北方町合併協議会 26
（１）委員名簿 26
（２）穂積町・巣南町・北方町合併協議会規約 27
（３）その他規程 28
（４）合併協議会、専門部会及び小委員会の開催状況 29
（５）新市名公募について 30
（６）協議会の廃止 32
４．穂積町・巣南町合併協議会 35
（１）設置 36
（２）委員名簿 38
（３）穂積町・巣南町合併協議会規約 38
（４）穂積町・巣南町合併協議会専門部会規程 41
（５）穂積町・巣南町合併協議会事務局規程 43
（６）穂積町・巣南町合併協議会財務規程 47
（７）穂積町・巣南町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程 49
（８）穂積町・巣南町合併協議会会議運営規程 50
（９）穂積町・巣南町合併協議会小委員会規定 51
(10) 穂積町・巣南町合併協議会会議傍聴規程 52
(11) 穂積町・巣南町合併協議会会議録閲覧規程 54
(12) 穂積町・巣南町合併協議会組織図 56
(13) 合併へのスケジュール（案） 57
(14) 協議会・専門部会及び小委員会の開催状況 58
(15) 穂積町・巣南町合併協議会予算・決算 61

第５章　瑞穂市への準備

１．「新市建設計画」に係る協議 65
（１）「新市建設計画」の事前協議 65
（２）「新市建設計画」の正式協議 66
２．市制施行に係る内協議 67
３．合併協定調印と議会の議決 68
（１）合併協定調印式 68
（２）合併関係議案の議決 68
４．合併申請と県知事の処分決定 72
（１）合併申請書の提出 72
（２）県議会議決から県知事の処分決定 73
（３）市町の廃置分合の告示 74

５．新市発足に向けての準備…… 74
（１）全体的な準備・調整…… 74
（２）福祉事務所設置に向けての準備…… 74
（３）新市の組織・機構の整備…… 74
（４）電算システムの統合…… 75
（５）条例・規則等の制定…… 75
（６）新市の暫定予算の編成と各町の決算…… 80
（７）一部事務組合等との調整…… 81
（８）事務所・道標等の改修…… 82
（９）引越し・事務所移転作業…… 82
⑽ 閉町式の実施…… 82
⑾ 閉庁式の実施…… 85

第６章　瑞穂市誕生

１．開庁式等…… 87
２．事務引継等…… 87
（１）職務執行者…… 87
（２）合併時に設置する委員会…… 88
（３）瑞穂市事務機構・組織体制…… 92
３．第１回臨時議会（新市初議会）…… 93
４．市長選挙…… 94
５．平成 15 年第１回瑞穂市議会定例会…… 94
６．瑞穂市誕生記念式典…… 95

第７章　合併協議に係る関係資料

１．穂積町及び巣南町の合併に対する取組み経過（平成８年４月より）…… 97
２．合併協定書…… 123
３．新市建設計画…… 135
４．合併申請書…… 195
５．合併協議会への視察来訪団体一覧…… 201
６．広報資料（合併協議に係るもの）…… 203
（１）住民説明会等配付資料…… 203
（２）穂積町・巣南町・北方町合併協議会だより等…… 213
（３）穂積町・巣南町合併協議会だより等…… 232
（４）広報ほづみ…… 264
（５）広報すなみ…… 287

第 1 章

新市のすがた

第１章　新市のすがた

１．新市の概要

（1）位置と地勢

瑞穂市は、岐阜県の南西部、濃尾平野の北西部に位置し、長良川や揖斐川の両河川をはじめとする良好で豊富な水に恵まれた肥沃な平地である。県下第１位、第２位の人口規模（平成12年国勢調査）を有する県庁所在地である岐阜市及び水都と称される大垣市に東西を挟まれており、北は北方町及び真正町、西は大野町及び神戸町、南は安八町及び墨俣町に接している。また、JR東海道本線及び国道21号が南部にはしっており、穂積駅から名古屋駅まではおよそ25分の広域圏内である。

豊富な水と広々とした平地に恵まれていることから、古くから稲作が営まれた田園地帯であり、現在も地名の名残として条里制が残されている。また、域内には古く五街道のひとつ中山道が抜けており、56宿目の宿場町として栄えた歴史も有している。

（2）気候

気候は東海型気候に属し、年平均気温が15度前後である。冬季は、冬型の気圧配置の影響等により、積雪することがある。しかし、年間を通じて比較的晴天の日が多いとともに、四季の変化にも富み温暖な地域である。

（3）人口と面積

平成12年の国勢調査によると、新市の総人口は46,571人であり、平成7年の43,892人と比べ、増加率は6.1％であり、県内でもトップクラスの人口増加地区となっている。

世帯数は、平成12年で16,197世帯となっており、人口と同様に増加傾向にある。1世帯当たり人口は、平成7年2.97人／世帯から平成12年で2.88人／世帯で年々減少傾向にあり、核家族化の進行がみてとれる。

また、人口の年齢別構成については、同じく平成12年国勢調査によると、年少人口（14歳以下人口）が7,899人（17.0％）、生産年齢人口（15歳以上64歳以下人口）が32,864人（70.6％）、老年人口（65歳以上人口）が5,526人（11.9％）となっている。これは、全国平均や岐阜県平均と比較して、年少人口割合が高く、老年人口割合が低くなっており、比較的若いまちであるといえる。

面積は、穂積町が16.41㎢、巣南町が11.77 ㎢であり、合計28.18㎢となっている。行政区域は東西方向が約5.5㎞、南北方向が約6.5㎞である。

（4）交通

愛知県名古屋市までは、50㎞圏で、JR東海道線で25分以内の距離にある。また、道路については、国道21号や主要地方道である岐阜・巣南・大野線（県道92号）が東西に走るとともに、同じく主要地方道である本巣縦貫道（県道23号）や一般県道も南北に整備されており、ラダー状の道路体系を骨格として、文字通り、交通至便の地である。

人口と世帯数の推移

区　　分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総　人　口	32,247 (100.00)	36,121 (100.00)	40,074 (100.00)	43,892 (100.00)	46,571 (100.00)
年少人口 (0～14歳)	8,502 (26.37)	8,671 (24.01)	7,901 (19.72)	7,695 (17.53)	7,899 (16.96)
生産年齢人口 (15～64歳)	21,484 (66.62)	24,758 (68.54)	28,886 (72.08)	31,836 (72.53)	32,864 (70.57)
老年人口 (65歳～)	2,252 (6.98)	2,688 (7.44)	3,280 (8.18)	4,361 (9.94)	5,526 (11.87)
分類不能	9 (0.03)	4 (0.01)	7 (0.02)	0 (0.00)	282 (0.60)
世　帯　数	9,149	10,633	12,568	14,797	16,167
世帯当人員	3.52	3.40	3.19	2.97	2.88

(出典　国勢調査)

産業別就業者数人口

区　　分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就　業　者	15,164 (100.00)	17,316 (100.00)	20,044 (100.00)	22,660 (100.00)	23,731 (100.00)
第1次産業	1,160 (7.65)	1,123 (6.49)	872 (4.35)	822 (3.63)	811 (3.42)
第2次産業	6,840 (45.11)	7,727 (44.62)	8,873 (44.27)	9,071 (40.03)	8,879 (37.42)
第3次産業	7,160 (47.22)	8,461 (48.86)	10,282 (51.30)	12,757 (56.30)	14,006 (59.02)
分類不能	4 (0.02)	5 (0.03)	17 (0.08)	10 (0.04)	35 (0.14)

(出典　国勢調査)

面積及び土地利用状況

項　　目	瑞穂市	穂積町	巣南町
面積（km^2）	28.18	16.41	11.77
地目別土地面積			
宅地（km^2）	6.32	4.65	1.67
農用地（km^2）	11.05	5.13	5.92
その他（km^2）	10.81	6.63	4.18

財政状況他

項　　目	瑞穂市	穂積町(H14)	巣南町(H14)
普通会計（歳入）	15,206 百万円	11,072 百万円	4,134 百万円
〃　1 人当たり	327 千円	316 千円	360 千円
普通会計（歳出）	14,593 百万円	10,635 百万円	3,958 百万円
〃　1 人当たり	313 千円	303 千円	344 千円
積立基金総額	6,846 百万円	5,126 百万円	1,720 百万円
〃　1 人当たり	147 千円	146 千円	150 千円
地方債現在高	8,694 百万円	6,550 百万円	2,144 百万円
〃　1 人当たり	187 千円	187 千円	187 千円
議員の定数	20 人	20 人	13 人
一般行政職員数	344 人	246 人	98 人

注）

・年数は年度を表し、財政状況は、平成 14 年度地方財政状況調査による。

・1 人当たりは、平成 12 年度国勢調査の人口による。

２．穂積町及び巣南町の沿革

（1）穂積町

穂積町は、濃尾平野のほぼ北西に位置し、東には全国にも名高い清流長良川が流れるとともに、町内にも 11 本の一級河川が貫流し、豊かな水資源に恵まれた町である。しかし、それは、一方で、多くの水との戦いの歴史を歩んできたことを意味しており、古くは、江戸時代後期宝暦 7 年の牛牧閘門の建設から、現在まで排水機の整備等、数々の治水事業に取組んできた。

また、JR 東海道本線、国道 21 号が東西にはしり、県下第一の都市である岐阜市に隣接しているだけでなく、近年では、愛知県名古屋市まで 25 分以内の交通圏であるから、名古屋経済圏の一員としての位置付けも増し、人口増加を遂げている。とくに、町内には大学や優良企業を有していることから、学生や独身勤労者の割合が高く、若年層比率の高く、比較的若い町である。

昭和 28 年町村合併促進法の施行に伴い、昭和 29 年 11 月 3 日に穂積町、本田村、牛牧村の 3 町村と生津村の一部である馬場地区、生津地区の区域が合併し、続く昭和 32 年 7 月 1 日に旧鷺田村の宝江地区が編入合併し、ほぼ現在の町域となり、平成 13 年 6 月 1 日安八郡安八町との行政界変更を行い、現在に至っている。

①明治時代から昭和初期

明治の初め、現在の町域に、上穂積村、別府村等の 15 カ村があり、明治 22 年の町村制施行、明治 30 年の郡制施行の中で、合併が繰り返されてきた。農業を中心に、低湿地のため堀田をして稲等を作っていたが、堀つぶしの部分には作物が作れず、副業として養蚕やレンゲ種子の栽培が行われてきた。特にレンゲ種子の栽培は、大変盛んに行われ、全国的にも岐阜レンゲの産地として有名であった。

また、低湿地栽培による柳を利用した柳行李は、重要産業へと発展し、大正から昭和の初めにかけては、国内のみでなく、ヨーロッパや中国等、海外へ輸出をしてきた。

②戦後

戦後、穂積駅を中心にして発展してきた商業は、さらに本巣縦貫道や岐阜・巣南・大野線に沿って、商業区域形成を促し、また、昭和 30 年代には積極的な工場誘致政策により、雇用機会の拡大、安定した財政基盤の確立に成功したことが大きく貢献し、さらに住宅団地の造成に力を入れることで、岐阜市、大垣市に近い地理的な好条件も重なり、住宅地の開発が急進、人口が流入し、町の活

性化へと繋がっていった。その後も着実な人口増加を遂げている。このような背景に加えて、町内に大学を有することや通勤の利便性もあり、若い世代の家族や学生が暮らすアパートが立ち並び、若年層の比率が県内において、比較的高い水準の活気ある町として今日を向かえている。

（2）巣南町

巣南町は、岐阜県の南西部、濃尾平野の北西部に位置し、本巣郡の南部である。岐阜市から約10kmの距離にあり、町域面積は11.77㎢である。地勢は、揖斐川と根尾川による典型的な輪中地帯である。地勢は起伏が無く極めて平坦である。その周囲は、揖斐川や根尾川のほか、五六川にかこまれ、域内にも、長護寺川や犀川が貫流しており、豊かな水辺に恵まれている。このような地勢は、七崎、古橋、五六の三輪中が形成されたことにみられるように、古くから揖斐川と根尾川の洪水にたびたび悩まされてきた。古橋・牛牧の輪中の名は、江戸時代の文献に見られ、治水事業として輪中形成が古くから取り組まれていたことが分かる。舟運時代には、水運の要衝として栄えたが、陸上交通の時代には、河川が障害となり、長い間純農村としての道を歩んできた。しかし、近年、農業も多様化が進み、道路・水路整備に伴う近代工業の誘致が推進されたことにより現在でも人口増加の傾向が続いている。

①古代～大正時代

町内の地名が登場する最も古い文献は、伊久良河宮が記されている日本書紀である。平安時代の荘園には川崎や船木、鷺田、古橋の名があり、大化の改新に関する文献には、七崎、船木の地名を見ることができる。また、条里制の名残りとしては、十七条、十八条の字名が現存している。美江寺は、江戸時代には中山道の宿駅として賑わいをみせた。当地域の江戸時代における統治は、幕府直轄領や尾張藩の統治等変遷があった。明治30年4月の郡村制改定によって、川崎村、船木村、鷺田村が生まれた。江戸時代から明治時代にかけては、専ら農村として推移しており、大半の者が農業に従事していた。米、麦、大豆はもとより、藍や楮等が商品作物として作付されたが、農家の貨幣経済への移行に伴って、養蚕が農業経営の柱として他の畑作商品作物の衰退に代わって普及した。また、全国的に知られる富有柿は、明治時代、当地域の居倉が発祥の地であり、明治24年の品評会で一等賞を得ると、郡内に果樹園芸農家が拡大していき、明治末年から大正年間には九州、四国他全国より接穂の注文があった。

②戦後

町村合併促進法が昭和28年9月1日に公布されてから、本巣郡南部6カ町村（穂積町・本田村・牛牧村・船木村・川崎村・鷺田村）による合併が協議されたが、合意に到らず川崎・鷺田・船木三村による巣南村が昭和29年9月20日に発足した。また、昭和31年に樽見鉄道が開通すると、地域内に美江寺駅、35年には、横屋駅が設置された。その後、昭和39年4月に町制が施行されて、現在に至っている。

当地域の産業は、農業を中心として、時代とともに変化していき、戦時中一部廃園を余儀なくされた富有柿も戦後再び増産の傾向をたどるとともに、新たな産業としては、苺栽培やばら等の苗木生産等の園芸農業へ多様化しており、増産とともに販路も全国へ拡張している。

また、昭和40年代には、町道舗装工事が一新し、土地改良事業による農道建設、町の道路整備計画を基幹とする道路網整備が進み、農業振興地区内に工業導入地域の指定を受け、紡績・電気機械工場等近代工業の進出があった。昭和41年度から42年度にかけては、町営住宅が総数60戸建設され、また、雇用促進事業団による公団住宅が昭和43年度に40世帯収容する2棟、昭和52年度には巣南西宿舎が建設され、人口流入を促す産業形成や基盤整備が徐々に形成され、現在においても人口増加の傾向は顕著である。

第 2 章

合併までの経緯

第２章　合併までの経緯

１．歴史的経緯

穂積町及び巣南町の合併協議は、さかのぼる事約半世紀前に町村合併促進法の施行された昭和28年の翌年29年から始まる。旧穂積町、本田村、牛牧村、川崎村、船木村、鷺田村の6カ町村が、合併の具体的方針等について協議を進めたが、昭和29年3月、合併議決の合同議会の直前になって一部から異見が出たため、船木村、鷺田村が、6カ町村の合併協議より離脱した。その後、鷺田村、船木村、川崎村の3村合併により、巣南村が昭和29年に誕生し、昭和39年に町制施行した。一方、穂積町は、同じく昭和29年、旧穂積町、本田村、牛牧村、生津村の一部（馬場、生津）と伴に合併し、新生の穂積町となり、続いて、昭和32年には、巣南町大字宝江地区を編入し、ほぼ現在の町域となっている。（平成13年には、宝江地区と安八町東結地区の間で境界変更を行っている。）以上のように、穂積町と巣南町の間では、かつて一度、合併協議が持ちあがった歴史がある。

２．平成以後の経緯

平成の時代に入り、平成8年から平成11年にかけて、本巣郡内部において、広域行政推進に係って、合併問題も研究が行われ、巣南町においては、平成11年9月、議会において合併推進研究会を設置、この組織は、その後合併推進特別委員会として組織替えを行った。また、穂積町においても同様に、平成11年12月、合併研究協議会が議会に立ちあがり、翌年には、合併推進特別委員会が編成された。両町の特別委員により、平成12年8月23日までに6回の合同会議が開かれ、両町の各事業についての状況報告等、意見が交わされた。この平成11年から12年にかけては、本巣郡の町村会においても本巣郡一本化合併についての議論が幾度となく検討された時期であり、そのため、2町の合同会議も断続的になり、合併協議も模索の状態が続いた。しかし、平成13年5月、郡町村会において、本巣郡の一本化困難の確認がなされると、同年8月22日には、穂積町、巣南町の両町の町長、議長、副議長、合併特別委員長及び副委員長が相揃い、穂積町と巣南町の合併協議促進の第一歩がしるされた。これにより、2町は合併協議について、住民説明会を行う等一歩前進するが、平成14年1月に入り、再び本巣郡での合併の議論が再燃することになる。しかし、2月21日の町村会において、郡一本化の検討継続は不可能であるという結論に達し、合併を断念することを再確認するにいたり、穂積町と巣南町両町の議会は3月4日、合同特別委員会を開き、法定合併協議会の立ち上げと合併予定期日の確認を行った。

しかし、同月12日、北方町の町長、議長より両町へ合併協議の参加申入れがあり、4月に入り、

穂積町、巣南町は北方町の申入れを承諾することを決め、22 日には3 町議会にて合同会議を開催、法定合併協議会の設立、協議会組織について協議を行った。この合同会議を経て、4 月 25 日、3 町の臨時議会において、穂積町・巣南町・北方町合併協議会設置議案が可決され、5 月 1 日、3 町による市町村の合併の特例に関する法律に基づく法定の合併協議会が正式に設置された。

３．穂積町合併推進準備協議会と巣南町合併検討協議会

両町における合併の議論は、議会において合併特別委員会を設置した他、各町において、議会代表者、各町の住民や団体の代表である識見者、町長、助役等の町職員を構成員とする協議会として、穂積町では、穂積町合併推進準備協議会、巣南町には巣南町合併検討協議会が設置された。巣南町の合併検討協議会は、平成 13 年 7 月 17 日以降、3 回開催し、穂積町との合併の促進や第 1 回の合併説明会について検討を行った。一方、穂積町合併推進準備協議会は、同年 10 月 29 日に設置され、巣南町合併検討協議会同様、合併の推進や合併推進町内意見交換会について意見が交わされた。会議においては、両協議会とも合併のメリット・デメリットを検討し、各役員をパイプ役として、合併問題の住民への浸透と意見の聴取を心掛けた。2 町での合同会議を開くことは無かったが、各協議会の役員の中の多くの方に 3 町の法定協議会とそれに続く 2 町の法定協議会、その下部組織であった専門部会の各役員として、長きにわたって合併問題の協議をお願いすることになった面で、法定合併協議会の土台としての側面があった。

４．穂積町・巣南町・北方町合併協議会

平成 14 年 5 月 1 日に設置された穂積町・巣南町・北方町合併協議会は、同日、発会式と第 1 回合併協議会を開催。第 1 回合併協議会においては、協議会規約他、各規程が報告、確認され、3 町より議会代表と住民代表等計 19 名の合併協議会委員が委嘱された。また、合併協議会の下部組織である計 6 つの専門部会にも住民代表を委嘱し、合併協議がはば広く住民に浸透するよう組織体制に配慮がなされた。このような組織体制は、続く 2 町での合併協議会でも採用された。3 町での合併協議は、合併協議会を 12 回、各専門部会を延べ 29 回開催し、5 月 15 日から 6 月 14 日まで新市名公募を行う等、各事業の調整協議が行われたが、乳幼児医療助成や重度心身障害児福祉手当等の福祉施策、可燃ごみ処理料（ごみ袋代）等の衛生対策、上下水道の使用料他の料金体系等の水道事業、公立幼稚園、地域審議会、新市の名称の 16 の項目において調整がつかず、8 月 12 日、第 10 回合併協議会において調整案として会長案が提示されたが、北方町の委員より反対があり、協議継続が困難になった。8 月 29 日、北方町議会において協議会より離脱することが決定され、9 月 10 日、第

12 回の合併協議会を最後に、同協議会は9 月 20 日をもって解散することとなった。（穂積町及び巣南町は17 日、北方町は20 日に議決。）3 町での協議不調によって、穂積町と巣南町は、改めて合併協議を 2 町で行うため、合併協議会を設立することを確認し、9 月 17 日、両町の定例議会において、穂積町・巣南町合併協議会設置議案が可決され、9 月 25 日に穂積町・巣南町合併協議会を設置した。

５．穂積町・巣南町合併協議会

穂積町・巣南町合併協議会は、平成 14 年 9 月 25 日に発会式及び第 1 回合併協議会を開催した。第 1 回合併協議会では、合併の方式を対等合併、新市の事務所の位置を現在の穂積町役場の位置、合併予定年月日は平成 15 年 5 月 1 日とする等合併の基本項目が決定された。2 町の合併協議会は、3 町の合併協議会の組織体系を踏襲していたため、住民代表を委員とする専門部会も随時開催され、各事業について改めて協議・調整を行った。各専門部会の調整方針を受けて、合併協議会も 10 月 31 日まで 6 回開催し、議会議員の定数及び任期、自治会の取扱い、特別職の身分の取扱い等各事業の調整や新市建設計画の策定を行い、第 6 回合併協議会では、新市の名称を「瑞穂市」と決定し、合併協議事項の全ての協議を終了した。その後、新市建設計画は、10 月 31 日、県と正式協議を行い、11 月 8 日には、総務省への廃置分合に伴う市制施行の内協議を県へ申請した。12 月 6 日、総務省内協議の回答を受け、12 月 10 日には、穂積町・巣南町合併協定調印式を開き、両町長が、合併協議会委員の立会のもとに合併協定書に調印した。そして、同月 19 日には、両町の議会において、合併関連議案を可決し、続く 25 日には、岐阜県知事への廃置分合の申請を行い、それを受けて、岐阜県が総務省に対して行った市制施行の協議について、平成 15 年 2 月には、総務省より県に対して異議がない旨の回答がなされ、3 月の県議会定例会には、瑞穂市設置に係る議案が可決された。総務大臣による廃置分合の告示は、平成 15 年 4 月 4 日になされた。この間も合併協議会は、月 1 回開催され、合併申請の手続き等の進捗状況が逐次報告された。

合併協議会の解散は、平成 15 年 3 月の両町の議会定例会において可決され、4 月 25 日の第 11 回合併協議会を最後に、その後 4 月 30 日をもって解散した。

第 3 章

住民への周知・広報

第３章　住民への周知・広報

１．合併協議状況の意見交換会・住民説明会の開催

穂積町、巣南町の合併協議状況の住民への周知は、本巣郡全体での合併議論や３町での合併協議会から２町での合併協議会への移行等、協議の進展が紆余曲折する中で、その時点における状況報告を含めて、自治会単位や校区単位等で両町それぞれの主催で各３回ずつ開催した。

【穂積町】

（１）第１回町内意見交換会

①開催の主旨と概要

町内外において合併議論が起きている中で、市町村合併の概要を説明するとともに、それに対しての町の姿勢や町としての合併の方針について説明し、住民より直接意見を聞いた。平成13年11月26日、郷土資料館を皮切りに12月14日まで全16会場にて合併に関する意見交換会として開催し、延べ357名が出席した。

②開催日程等

日程は、平成13年11月26日から12月14日まで、1日1会場で開催し、延べ16日16会場であった。会場は、町内をくまなく開催できるよう設定し、各会場ごとに対象自治会を区分することは行わず、どの会場にだれが来ても良いこととした。

月　日	曜日	場　　所	開　催　時　間	参加人数
11月26日	月	郷土資料館	午後7：00～午後9：00	21
11月27日	火	本田団地公民館	午後7：00～午後9：00	27
11月30日	金	東只越公民館	午後7：00～午後9：00	30
12月1日	土	町民センター２階　はなみずきホール	午後2：00～午後4：00	25
12月2日	日	駅北公民館	午後7：00～午後9：00	22
12月3日	月	糸貫川管理棟　会議室	午後7：00～午後9：00	11
12月4日	火	駅南公民館	午後7：00～午後9：00	27
12月5日	水	町民センター２階　はなみずきホール	午後7：00～午後9：00	15
12月6日	木	下穂積公民館	午後7：00～午後9：00	35
12月8日	土	花塚公民館	午後7：00～午後9：00	23
12月9日	日	穂積町役場３階　大会議室	午後2：00～午後4：00	23
12月10日	月	牛牧北部防災コミュニティセンター１階集会室	午後7：00～午後9：00	15
12月11日	火	下畑公民館	午後7：00～午後9：00	15
12月12日	水	野白公民館	午後7：00～午後9：00	21
12月13日	木	牛牧団地公民館	午後7：00～午後9：00	21
12月14日	金	穂積町役場３階　大会議室	午後7：00～午後9：00	26
			総参加人数	357

③説明者
　町長、ゆめづくり総務企画部長、企画財政課長

④説明会資料
・意見交換会用パンフレット（第1回意見交換会用）
・広報ほづみ（平成13年12月号）
・穂積町合併推進準備協議会規約

（2）第2回町内意見交換会
①開催の主旨と概要
　平成14年3月22日、北方町より穂積町、巣南町の合併協議への参加の申入れを受け、この申入れに対する回答を行うために、住民への協議状況の報告と北方町を含めた3町での合併協議を行っていく方針について、住民へ周知し、これに対する意見を聴収した。交換会は、平成14年4月6日から4月9日にかけて、町内の3つの小学校と町民センターにおいて計4回開催した。

②開催日程等
　日程は、平成14年4月6日から9日まで、各小学校区で開催した。前回と同様にどの会場でも自由に参加できることとし、延べ94名の参加者があった。

月　日	曜日	場　　所	開　催　時　間	参加人数
4月6日	土	町民センター	午後2：00～午後3：30	42
4月7日	日	牛牧小学校体育館	午後7：30～午後8：30	18
4月8日	月	生津小学校体育館	午後7：30～午後8：30	12
4月9日	火	本田小学校体育館	午後7：30～午後8：45	22
			総参加人数	94

③説明者
　町長、ゆめづくり総務企画部長、企画財政課長

④説明会資料
・町内意見交換会用パンフレット（第2回意見交換会用）
・広報ほづみ（平成14年4月号）

（3）第3回町内意見交換会
①開催の主旨と概要
　平成14年8月30日、第11回穂積町・巣南町・北方町合併協議会が開催され、北方町の協議会離脱の申入れを受け、今後の合併協議の方針を検討するため、住民に対して協議状況を報告すると同時に、合併協議の方針として、今後は穂積町と巣南町の2町で協議を進めていくことについて意見を聴収した。交換会は、平成14年9月11日、総合センター内の会議室にて開催、51人の参加があった。

②開催日程等

月　日	曜日	場　　所	開　催　時　間	参加人数
9月11日	土	総合センター　会議室	午後7：30～午後9：00	51

③説明者

町長、ゆめづくり総務企画部長、企画財政課長

④説明会資料

・広報ほづみ（平成１４年９月号 号外）

【巣南町】

（１）第１回合併説明会

①開催の主旨と概要

町内外において合併議論が起きている中で、市町村合併の概要を説明するとともに、それに対しての町の姿勢や町としての合併の方針についてを説明し、住民より直接意見を聞いた。平成 13 年 9 月 18 日、座倉の区公民館を皮切りに 10 月 19 日まで全 21 会場にて合併に関する説明会として開催した。参加人数は 881 名であった。

②開催日程等

日程は、平成 13 年 9 月 18 日から 10 月 20 日まで、1 日 1 会場で開催し、各区公民館にて 21 会場であった。会場は、町内の全ての区で開催し、各区内の住民を対象に行った。

月　日	曜日	場　　所	開　催　時　間	参加人数
9月18日	火	座倉区公民館	午後7：30～午後9：37	23
9月19日	水	一ツ木区公民館	午後7：30～午後9：17	53
9月20日	木	居倉区公民館	午後8：00～午後9：27	58
9月23日	日	森区公民館	午後7：30～午後8：56	27
9月24日	月	西宿舎集会所	午後7：30～午後8：35	41
9月25日	火	田之上区公民館	午後7：30～午後8：50	24
9月28日	金	新月区公民館	午後7：30～午後9：03	28
9月29日	土	上唐栗区公民館	午後7：30～午後9：00	33
10月1日	月	下唐栗区公民館	午後7：30～午後9：00	37
10月3日	水	宮田区公民館	午後7：30～午後9：08	31
10月4日	木	大月区公民館	午後8：00～午後9：30	18
10月6日	土	重里区公民館	午後7：30～午後8：55	25
10月8日	月	美江寺区公民館	午後7：30～午後8：58	31
10月9日	火	十七条区公民館	午後7：30～午後9：00	76
10月13日	土	古橋北区公民館	午後7：30～午後8：55	60

10月15日	月	古橋南区公民館	午後7：30～午後9：02	122
10月16日	火	巣南宿舎集会所	午後7：30～午後8：35	13
10月17日	水	呂久区公民館	午後7：30～午後9：00	83
10月18日	木	横屋区公民館	午後7：30～午後10：55	23
10月19日	金	中宮区公民館	午後7：30～午後10：00	23
10月20日	土	十八条区公民館	午後7：30～午後8：55	52
			総参加人数	805

③説明者等
議員1～2名
町長、総務課長、他課長1名（各課長より1名出席）

④説明会資料
・説明会用パンフレット（第1回説明会用）

（2）第2回合併説明会
①開催の主旨と概要
北方町の合併協議の参加申入れにより、今後の合併協議を再度住民へ諮るため、合併協議の進捗状況の報告とともに、平成14年4月8日から10日の3日間、町内3校区にて開催した。参加人数は263名であった。

②開催日程等
日程は、平成14年4月8日から10日まで、3日間3会場で開催し、各小学校区にて行った。

月 日	曜日	場　　所	開 催 時 間	参加人数
4月8日	月	南小学校体育館	午後7：30～午後9：00	121
4月9日	火	中小学校体育館	午後7：30～午後9：00	71
4月10日	水	西小学校体育館	午後7：30～午後9：30	78
			総参加人数	263

③説明者等
議長他議員3～5名、各地区区長4～7名
町長、助役、総務課長、担当職員1名

④説明会資料
・説明会用パンフレット（第2回説明会用）

（3）第3回合併説明会
①開催の主旨と概要
平成14年8月30日、第11回穂積町・巣南町・北方町合併協議会が開催され、北方町の協議継続断念の申入れを受け、今後の合併協議の方針を検討するため、住民に対して協議状況を報告すると

同時に、合併協議の方針として、今後は穂積町と巣南町の2町で協議を進めていくことについて意見を聴取した。平成14年9月10日から12日までの3日間で、前回の合併説明会同様、各校区にて開催し、291人の参加を得た。

②開催日程等

日程は、平成14年9月10日から12日まで、3日間3会場で開催し、各小学校区にて行った。参加人数は291名であった。

月　日	曜日	場　　所	開　催　時　間	参加人数
9月10日	火	西小学校体育館	午後7：30～午後9：10	81
9月11日	水	南小学校体育館	午後7：30～午後9：20	128
9月12日	木	中小学校体育館	午後7：30～午後9：10	82
			総参加人数	291

③説明者等

議長他議員3～5名、区長会長、副会長2名、各地区区長3～7名

町長、助役、収入役、教育長、総務課長、課長2～3名（課長のうちより出席）、担当職員1名

④説明会資料

・説明会用パンフレット（第3回説明会用）

【合併協議会】

（1）穂積町・巣南町・北方町合併協議会

①「協議会だより」の発行

平成14年6月より8月まで3回、毎月発行。各世帯へ配布。合併協議会における協議の進展状況等を掲載した。その他、特集号（住民サービスについて）1回、号外（協議会解散について）1回を発行した。

②「穂積町・巣南町・北方町合併協議会ホームページ」作成

平成14年5月開設。協議会における合併協議等の状況を広く内外に広報することを目的とし、各協議会資料・会議録の公表、意見募集等を行った。また、新市名の募集もホームページを通じて応募できるようコーナーを設けた。

開設から合併協議が解散されるまでの約4ヶ月間、開設した。

③「新市名募集チラシ」の配布

第2回合併協議会（平成14年5月14日）において承認を受け、翌日15日より6月14日までの1ヶ月間、新市名の募集を行い、応募用の専用葉書を付随したチラシを作成、町内各世帯に配布した。応募件数は、総件数2,781件（チラシ専用葉書によるもの2,161件）、1,012種類の新市名候補が応募された。3町の合併協議会は、9月20日に解散したため、この応募の中から新市の名称が決定されることは無かったが、穂積町・巣南町合併協議会における新市名選考にあたっては、この応募を無駄にすることなく、応募結果を参考資料とした。（3町合併協議会解散後、応募者全員に「新市名称応募結果の取扱いについて」として3町長連名による礼状を送付した。）

（2）穂積町・巣南町合併協議会

①「協議会だより」の発行

平成14年10月より平成15年4月まで8回、毎月発行。各世帯へ配布。合併協議会の協議内容等を掲載し、両町区域内の住民を中心に合併協議の進展状況について広報した。その他、合併に伴って住民に影響がある住所、郵便番号、各種公共料金の変化等の事柄についても、当広報誌を通じて、住民へ周知した。

②「新市建設計画ダイジェスト」版の発行

平成15年2月発行。新市の基本構想である新市建設計画を両町の町民へ周知するため、新市における予定事業等を中心に合併後のビジョンを簡潔にまとめたダイジェスト版を作成、両町の各世帯へ配布した。

③「穂積町・巣南町合併協議会ホームページ」作成

平成14年9月開設。各協議会資料・会議録の公表、意見募集等を行った。協議会における合併協議等の状況を広く内外に広報することを目的とし、各協議会資料・会議録の公表、意見募集等を行った。

開設から合併協議が解散されるまでの約7ヶ月間に約27,655件のアクセスがあった。

④新市誕生ＰＲ活動

平成15年1月専門部会書記合同会議における新市への諸準備の打合わせの中で、合併協議会事務局が主導で行うこととなり、凡そ次のような内容で実施・準備した。

(懸垂幕及び横断幕)

・設置場所　両町庁舎、JR東海穂積駅、主要道路　計8箇所
・設置期間　平成15年2月から合併の日まで
・内容　『平成１５年５月１日　　瑞穂市誕生』

(ポスター)

・設置場所　両町自治会掲示板、町管理各施設、主要駅（JR東海穂積駅、樽見鉄道3駅）、両町内量販小売店

(合併協議会後援行事等)

・和・楽・笑　～みずほになるこ～

特定非営利活動法人キッズスクエア穂積、同巣南、富有楽猩、ＷＡ楽等のグループが、旧町の住民の交流促進のため、実行委員会を組織し、合併協議会の後援のもと、躍りを中心とした瑞穂市誕生記念イベント「和・楽・笑　～みずほになるこ～」を企画した。5月5日、穂積庁舎駐車場で、12グループ、約300人が参加して、ダンスや躍り、和太鼓等を披露し、最後には、参加者全員で一つの輪となる総躍り等で新市の住民の一体化を図った。

・瑞穂市誕生記念第九演奏会

特定非営利活動法人コンチェルティーノ・ＧＩＦＵからの申出により、合併協議会の後援で「瑞穂市誕生記念第九演奏会」が企画された。この計画は、新市誕生を記念し、両町に在住する新市民、両町に在勤する者や両町の出身者に参加を呼びかけ、平成15年5月11日、瑞穂市総合センターサンシャインホールにて、演奏会が開かれた。2月から約3ヶ月間の練習に、約210人が参加し、演奏会当日は、「第九」のほか、「ハレルヤ・コーラス」や「凱旋行進曲」等を披露し、新市の誕生に花を添えた。

第 4 章

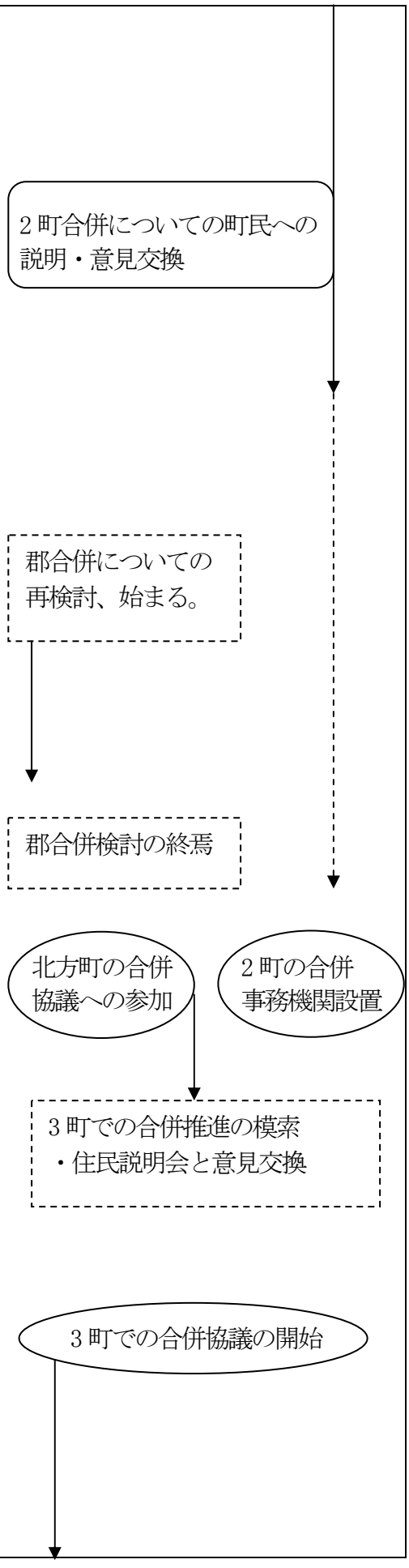
合併協議の進展

第４章　合併協議の進展

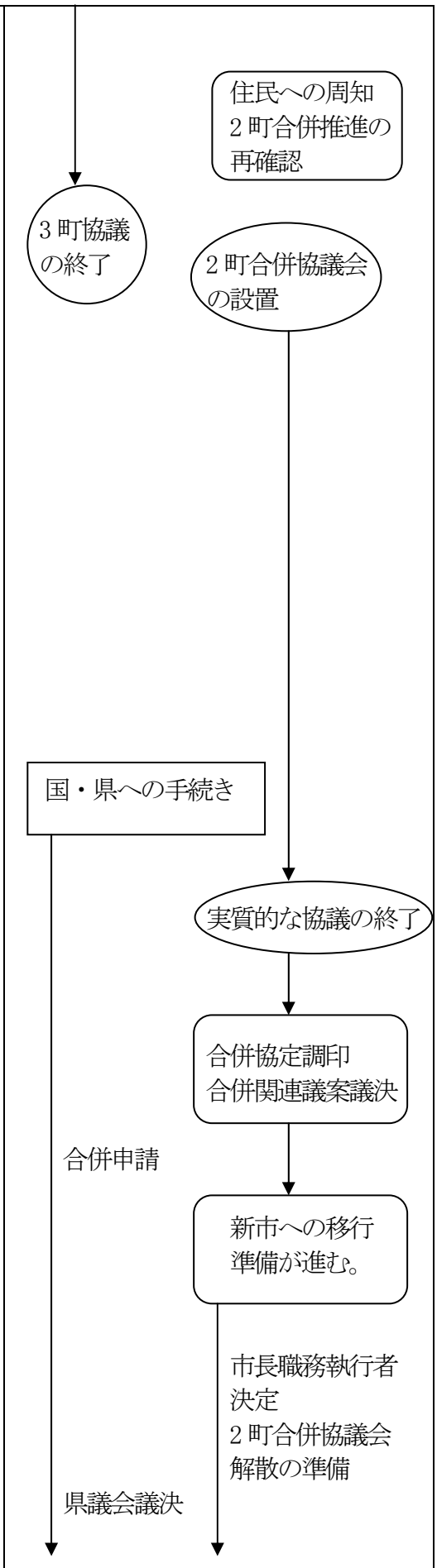
１．穂積町及び巣南町の合併協議の経緯

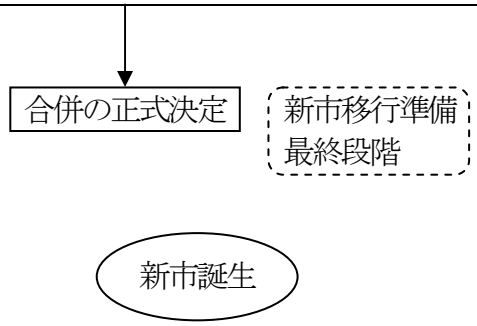
年代	できごと	説明
昭和 29 年	穂積町、本田村、牛牧村、川崎村、船木村、鷺田村の 6 カ町村による合併協議決裂。	昭和時代の合併の動き
9 月	川崎村、船木村、鷺田村にて巣南村の実現。	
11 月	穂積町、本田村、牛牧村、生津村馬場、上生津、下生津による穂積町の実現。	
昭和 32 年	穂積町に鷺田村宝江地区の編入。	
平成 11 年		平成に入ってからの動向
9 月	巣南町合併問題研究会設置	
10 月	巣南町合併問題研究会より穂積町議会へ合併促進の協議	各町議会における合併問題の検討
12 月	穂積町合併研究協議会設置 巣南町合併推進特別委員会設置	
平成 12 年		
3 月	穂積町合併推進特別委員会設置	2 町議会にて合併問題検討交流
4 月 ～8 月	穂積町・巣南町合併推進特別委員合同会議	2 町での検討交流が断続的に
10 月	穂積町・巣南町合併推進特別委員合同会議	
11 月	本巣郡町村合併議員連絡会議設置	郡合併についての検討、始まる。
平成 13 年		
2 月	本巣郡町村合併議員連絡会議提言	
4 月	穂積町・巣南町合併推進合同協議会	
5 月	郡町村会にて本巣郡一本化困難の確認 本巣郡町村合併議員連絡会議の解散 巣南町議会議員全員協議会 穂積町・巣南町合併推進合同協議会	2 町での合併問題再検討 町民の参加を促す動き
7 月	巣南町合併検討協議会設置 （議員代表と住民代表による任意協議会）	・住民代表を含んだ検討機関の設置 ・住民への説明会を開催
8 月 22 日	巣南町合併推進特別委員会 巣南町より穂積町へ合併申し出 （2 町の首長、議長、副議長、委員長、副委員長）	合併の申入れ 2 町合併協議の方向性定まる。

9 月 18 日～ 10 月 20 日	穂積町議会議員全員協議会 巣南町合併説明会（第 1 回 町内 21 会場） 開催
10 月	穂積町議会議員全員協議会 巣南町合併検討協議会 穂積町合併推進準備協議会設置 （議員代表と住民代表による任意協議会）
11 月 26 日～ 12 月 14 日	穂積町町内意見交換会（第 1 回　町内 16 会場）
12 月	穂積町町内にて（合併について）出前講座 （3 町内会で開催） 穂積町・巣南町合同合併推進特別委員会
平成 14 年 1 月	郡議長会
	郡町村長会
2 月	穂積町合併推進特別委員会
	巣南町議会議員全員協議会
	郡町村長会（郡一本化を断念）
3 月 12 日 4 月 6 日～ 9 日 8 日～ 10 日 15 日	穂積町・巣南町合同合併推進特別委員会 北方町より穂積町、巣南町へ合併の申し出 穂積町・巣南町合併推進室設立 第 2 回穂積町町内意見交換会（町内 4 会場） 第 2 回巣南町合併説明会（町内 3 会場） 第 7 回穂積町合併推進準備協議会 穂積町・巣南町合同合併推進特別委員会
17 日	北方町へ回答（合併協議の参加同意と法定協議会の設置について）
25 日	3 町にて臨時議会
5 月 1 日 ～ 8 月 12 日 30 日	穂積町・巣南町・北方町合併協議会設置 合併協議会（10 回）及び各専門部会開催 第 11 回合併協議会 （北方町の合併離脱方針表明）



9 月	
10 日	第 12 回合併協議会 （協議会解散の確認）
11 日	第 3 回穂積町町内意見交換会（総合センター）
10 日～12 日	第 3 回巣南町合併説明会（町内 3 会場）
17 日	3 町議会において協議会廃止議決 （穂積町、巣南町 17 日、北方町 20 日） 穂積町、巣南町議会において 2 町合併協議会設置の議決
25 日	穂積町・巣南町合併協議会発会式 第 1 回合併協議会
27 日	県が穂積町、巣南町を合併重点支援地域に指定
10 月	
1 日	第 2 回合併協議会
9 日	第 3 回合併協議会
16 日	第 4 回合併協議会
23 日	第 5 回合併協議会
31 日	第 6 回合併協議会 新市建設計画を県と正式協議
11 月	
5 日	県より新市建設計画について回答
8 日	第 7 回合併協議会 市制施行に係る総務省内協議の申請
12 月	
6 日	県より総務省内協議について回答
10 日	合併協定調印式
19 日	両町議会において両町合併関連議案を可決。
25 日	廃置分合申請
平成 15 年 1 月	
24 日	第 8 回合併協議会
2 月	
21 日	第 9 回合併協議会
3 月	
	穂積町議会定例会（10～24 日）
	巣南町議会定例会（6～13 日） （2 町合併協議会廃止議案可決）
19 日	県議会議決
20 日	廃置分合処分決定書の交付（県から両町へ）



27 日	第 10 回合併協議会	
4 月		
4 日	廃置分合の告示	
25 日	第 11 回合併協議会（専門部会合同会議）	
5 月		
1 日	「瑞穂市」誕生	
13～16 日	第 1 回臨時会	
25 日	市長選挙告示	
6 月		
1 日	市長選挙	
7 月		
27 日	市誕生記念式典	

２．穂積町合併推進準備協議会と巣南町合併検討協議会

（1）巣南町合併検討協議会

巣南町合併検討協議会は、町議会、町行政以外の住民有識者からも合併の方針について意見を聴取し、各組織にその内容を浸透させるため、町議会、町行政及び町関係団体役員等の広範囲の中から代表を選出して、平成13年7月17日設立された。協議会では、市町村合併の一般的なメリット・デメリットから、町内合併説明会の開催の決定とその結果報告、「穂積町」を合併の相手とする方針の決議等が行われ、住民有識者を交えることで、幅広い意見の集約に努めるとともに、合併議論が住民に広がるよう努めた。

①委員名簿

選　出　区　分	氏　名	備　考
町長	堀　孝正	
議長	児玉　春一	
副議長	星川　睦枝	
特別委員会委員長	吉本　幸一	
特別委員会副委員長	宮崎　征一	
助役	馬渕　秀雄	
収入役	吉田　勝郎	
識見を有す者	宮田　莞弐	商工会長
〃	井上　武夫	経営者協会会長
〃	馬渕　　徹	区長会長
〃	仙石　義市	区長会副会長
〃	岡部　　清	〃
〃	堀　　敏夫	農業団体（農委副会長）
〃	小川　富子	女性ｸﾞﾙｰﾌﾟ（元婦人会代表役員）
〃	箕浦　紀子	〃
〃	高田美恵子	〃（元婦人会長）
〃	山田恵美子	〃（西小PTA副会長）
〃	服部　若香	〃（中小育成会役員）
〃	棚橋　和子	〃（南保教保護者会会長）

②規約

巣南町合併検討協議会規約

（目的）
第１条　この目的は、巣南町が合併問題について広く協議するため、協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（名称）
第２条　この協議会は、巣南町合併検討協議会（以下「協議会」という）と称する。
（協議事項）
第３条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。
（１）合併問題にかかる調査研究に関する事項
（２）巣南町の将来計画に関する事項
（３）その他合併に関し必要な事項
（組織）
第４条　協議会に次の委員をもって組織する。
（１）町長、助役及び収入役
（２）議会の議長及び副議長
（３）合併推進特別委員会の委員長及び副委員長
（４）識見を有する者
（役員）
第５条　協議会に次の役員を置く。
（１）会長　　１名
（２）副会長　１名
２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。
（役員の職務）
第６条　会長は、協議会を代表し会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
（会議）
第７条　会議は会長が必要に応じて随時開催する。
２　委員の３分の１以上の者から開催の請求があるときは、会長はこれを開催しなければならない。
３　会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
４　会長は会議の議長となる。
（関係職員等の出席）
第８条　協議会は、必要に応じて関係職員等を出席させ、説明又は助言を求めることができる。
（事務局）
第９条　協議会に事務局を置く。
２　協議会の事務局は総務課に置く。
３　この規約に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（幹事会）
第１０条　協議会に幹事会を置く。
２　幹事は、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。
３　幹事会は事務局長、幹事をもって組織する。

４　幹事会は、会長に支持を受け、協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するものとする。
５　幹事会は、事務局長が必要に応じて随時開催する。
６　幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。
７　事務局長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。
（補則）
第１１条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この規約は、平成１３年７月１７日から施行する。

別表１
巣南町合併検討協議会幹事会名簿

補　職　名	氏　名	備　考
総　務　課　長	関谷　巖	事務局長
税　務　課　長	新井千代美	
住　民　課　長	河合　信	
福　祉　課　長	小森　秀夫	
産　業　課　長	丹羽　清	
建　設　課　長	林　鉄雄	
水　道　課　長	松尾　治幸	
議会事務局長	新井　利夫	
教　育　課　長	福野　正	

③協議会開催状況

	開催日時	会議概要
第1回	平成13年7月17日	役員選出、協議会設立の主旨、合併特例法の概要説明、合併推進の必要性、経過報告等を説明
第2回	平成13年8月7日	合併アンケート調査結果報告、「穂積町」を合併の相手とする方針について決議
第3回	平成13年10月30日	町内合併説明会の報告

（2）穂積町合併推進準備協議会
穂積町合併推進準備協議会は、巣南町の合併検討協議会同様、町議会、町行政以外の住民有識者からも合併の方針について意見を聴取し、それを各組織へ反映させるため、町議会、町行政職員、各種団体代表から役員を選出し、平成13年10月29日設立された。協議会では、市町村合併の一般的なメリット・デメリットの他、町内合併意見交換会の開催の決定とその結果報告、「巣南町」や他の市町村との各種行財政サービスの比較等が行われた。住民有識者を交えることによる幅広い意見の集約や合併議論の外への広がりに努めつつ、組織は、穂積町・巣南町合併協議会設立後も存続し、準備協議会の委員の大半が、法定協議会や専門部会の委員であったことにより、穂積町において、

合併協議の進展の中で意思統一や意見集約を図る必要がある局面において、会合を開き、議論を重ねた。

①委員名簿

選出区分		氏名	備考
穂積町議会	議長	山田　隆義	
	副議長	藤橋　禮治	
	合併推進特別委員会委員長	松野　武則	
	合併推進特別委員会副委員長	澤井　幸一	
識見者	穂積町町内会長協議会会長	森　春男	
	穂積町町内会長協議会副会長	河合　達美	
	穂積町町内会長協議会副会長	池畑　彰	
	穂積町町内会長協議会副会長	清水　昌雄	
	区長会会長	土屋　正一	
	区長会副会長	錦見　義之	
	穂積町農業委員会会長	武藤　昇	
	穂積町民生児童委員協議会会長	東海　龍毅	
	穂積町商工会会長	山田　義親	
	穂積町経営者協会会長	梅田　吾朗	
	穂積町ＰＴＡ連合会会長	篠田　徹	
	穂積町立保育所保護者会代表	山田　敦子	
	穂積町老人クラブ連合会会長	広瀬　隆雄	
	穂積町女性の会会長	渡辺　晴子	
	穂積町体育協会会長	松野　力	
	穂積町文化協会副会長	蓮見　茂夫	
町職員	町長	松野　幸信	
	助役	馬渕　義明	
	教育長	後藤　時男	

②要綱

穂積町合併推進準備協議会要綱

（設置）

第１条　穂積町が巣南町及び周辺町村との合併の推進について基本的事項等を協議、検討、

研究するため、穂積町合併推進準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、穂積町と巣南町及び周辺町村との合併について、次の事項を協議する。

（１）協議会の名称、設立時期、規約、組織体制及び基本的事項等その設立に関する事項

（２）合併に必要な調査、研究

（３）その他合併に関する事項

（組織）

第３条　協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第４条　協議会に次の役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　１名

２　会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第５条　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その会務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が召集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

（意見の聴取）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求めることができる。

（庶務及び広報）

第８条　協議会の庶務及び広報については、ゆめづくり総務企画部企画財政課で行う。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成１３年１０月２９日から施行する。

③協議会開催状況

	開催日時	会議概要
第1回	平成13年10月29日	役員選出、協議会設立の主旨、合併推進の必要性、経過報告等を説明
第2回	平成13年11月16日	合併特例法の概要説明、スケジュール、穂積町と巣南町の行政サービス比較
第3回	平成13年11月30日	穂積町と巣南町の公共施設等の設置状況について
第4回	平成13年12月20日	町内合併意見交換会の結果報告
第5回	平成14年1月8日	穂積町と巣南町の福祉・衛生及び学校教育サービス比較について
第6回	平成14年3月22日	北方町からの合併協議参加の申し出について
第7回	平成14年4月15日	第2回町内合併意見交換会の結果報告について

３．穂積町・巣南町・北方町合併協議会

平成14年4月22日、穂積町、巣南町、北方町の3町議会による合同会議において、合併協議会設立、協議会の組織についての協議が行われ、25日には3町臨時議会において、穂積町・巣南町・北方町合併協議会設置の議案が可決された。翌26日には、3町長間において、「合併協議会規約制定に係る協議書」及び「合併協議会規約に関する協議書」の調印が行われた。5月1日、発会式と第1回合併協議会が開催された。合併協議会12回、住民代表が参加した専門部会は、6つの部会に分かれ、延べ29回、各小委員会は延べ15回開催され、5月15日から6月14日まで新市名公募を行う等合併協議が進んだが、乳幼児医療助成や重度心身障害児福祉手当等の福祉施策、可燃ごみ処理料（ごみ袋代）等の環境衛生対策、上下水道の使用料他の料金体系等の水道事業、公立幼稚園、地域審議会、新市の名称の16項目において調整がつかず、8月12日、第10回合併協議会において調整案として会長案が提示されたが、北方町の委員より反対があり、協議継続が困難になった。8月29日、北方町議会において協議会より離脱することが決定され、翌30日の第11回合併協議会において、北方町長より合併協議会離脱の表明があり、協議会の休止と清算手続きの開始が了承された。9月10日、第12回合併協議会を最後に、同協議会は9月20日をもって解散することとなった。（穂積町及び巣南町は17日、北方町は20日に協議会廃止を議決。「合併協議会の廃止に関する協議書」及び「合併協議会の廃止後の措置に関する協議書」を3町長間において20日調印。）

（1）委員名簿

平成１４年5月１８日現在

役職名	氏名	町村名	選出区分	備考
会長	松野　幸信	穂積町	穂積町町長	
副会長	福野　寿英	巣南町	巣南町町長	
	白木　　聡	北方町	北方町町長	
委員	山田　隆義	穂積町	穂積町議会議員	
	松野　武則		穂積町議会議員	
	澤井　幸一		穂積町議会議員	
	馬渕　金雄	巣南町	巣南町議会議員	
	小寺　　徹		巣南町議会議員	
	児玉　春一		巣南町議会議員	
	井野　勝巳	北方町	北方町議会議員	
	豊田　良吉		北方町議会議員	
	糸魚川温史		北方町議会議員	
	森　　春男	穂積町	学識経験者	
	山田　義親		学識経験者	
	田口　博子		学識経験者	
	岡部　　清	巣南町	学識経験者	
	宮田　莞弐		学識経験者	H14.5.18まで。同日付で迫田義一氏を委嘱
	星岡　葉子		学識経験者	
	佐野栄太郎	北方町	学識経験者	

	栗本　三一		学識経験者	
	佐野　芳彦		学識経験者	
	平光　節夫	岐阜県職員	学識経験者	

（2）穂積町・巣南町・北方町合併協議会規約

穂積町・巣南町・北方町合併協議会規約

（協議会の設置）

第１条　穂積町、巣南町及び北方町（以下「３町」という。）は、合併の基本的な問題等について協議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第２条　協議会は、穂積町・巣南町・北方町合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第３条　協議会は、次に掲げる事務を行う。

（１）　合併に関する協議

（２）　法第５条の規定に基づく３町の合併に伴う新市建設計画の作成

（３）　前２号に掲げるもののほか、３町の合併に関し必要な事項

（事務所の位置）

第４条　協議会の事務所は、岐阜県本巣郡巣南町宮田３００番地の２巣南町役場内に置く。

（組織）

第５条　協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第６条　会長及び副会長２名は、３町の長が協議し、次条第１項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

２　会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第７条　委員は、次の者をもって充てる。ただし、前条第１項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。

（１）　３町の長

（２）　３町の議会が選出する議員各３名

（３）　３町の長が協議して定めた学識経験を有する者１０名以内

２　委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長の職務）

第８条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する順位によりその職務を代理する。

（会議）

第９条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　委員の３分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

３　会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第１０条　会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（関係職員等の出席）

第１１条　会長は、必要に応じて３町の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（小委員会）

第１２条　協議会は、担任事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

２　小委員会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（専門部会）

第１３条　協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に専門部会を設置することができる。

２　専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第１４条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　協議会の事務に従事する職員は、３町の長が協議して定めた者をもって充てる。

３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担等）

第１５条　協議会の運営に必要な経費は、３町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

２　協議会に要する経費は、３町が均等に負担するものとする。

（監査）

第１６条　協議会の出納の監査は、３町の監査委員各１名に委嘱して行う。

２　前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第１７条　協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第１８条　協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

２　前項の規定にかかわらず、第７条第１項第１号に掲げる者については、報酬を支払わない。

３　第１項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第１９条　協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（補則）

第２０条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成１４年５月１日から施行する。

（３）その他規程

各規程の詳細については、誌面の関係上割愛するが、内容については、穂積町・巣南町合併協議会において定めた各規程と大略において同様である。

・穂積町・巣南町・北方町合併協議会専門部会規程
・穂積町・巣南町・北方町合併協議会事務局規程
・穂積町・巣南町・北方町合併協議会財務規程
・穂積町・巣南町・北方町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
・穂積町・巣南町・北方町合併協議会会議運営規程
・穂積町・巣南町・北方町合併協議会小委員会規程
・穂積町・巣南町・北方町合併協議会会議傍聴規程
・穂積町・巣南町・北方町合併協議会会議録等閲覧規程

（4）合併協議会、専門部会及び小委員会の開催状況

①合併協議会開催状況

	開催日時	会議概要
第1回	平成14年5月1日	規約、規程の報告に続き、合併方式（新設合併）や合併期日（平成15年4月1日）等基本5項目について協議・確認した。
第2回	平成14年5月14日	新市名選定小委員会の協議結果を踏まえ、6月14日まで新市名公募を行うことを協議・確認した。
第3回	平成14年6月3日	市章等の慣行の取扱いや常備消防、農業委員会の委員定数・任期、児童館等について協議・確認した。
第4回	平成14年6月17日	市民税や土地開発公社、体育協会、文化協会の取扱い、在宅介護支援センター等について協議・確認した。
第5回	平成14年7月2日	議会議員の定数・任期や税の前納報奨金、消防団、合併処理浄化槽補助金、就学区域弾力化等について協議・確認した。
第6回	平成14年7月15日	都市計画税や固定資産税、軽自動車税の取扱い、一般職員の身分の取扱い、付属機関、一部事務組合、自治会の取扱いについて協議・確認した。
第7回	平成14年7月23日	特別職の報酬について協議・承認した。その他、商工会育成や国民健康保険税、消防施設、街路灯（防犯灯、商店街発展灯）等について，協議・確認した。
第8回	平成14年7月31日	新市建設計画について承認。社会福祉協議会への委託事業や減反等の生産調整対策、都市計画区域の取扱いについて協議・確認した。
第9回	平成14年8月2日	学校給食や火葬場、ケーブルテレビ事業について協議・確認した。新市名候補、上下水道使用料、公立幼稚園等が継続協議。
第10回	平成14年8月12日	子育て支援事業やごみ対策、上下水道使用料、公立幼稚園、地域審議会、新市名候補等16項目の調整が難航。北方町の委員の反対により、協議続行が困難になる。
第11回	平成14年8月30日	8月29日、北方町議会での決定を踏まえて、北方町長が協議会からの離脱を表明。協議会では、8月30日に協議会を休止し、清算事務を行う事を確認。
第12回	平成14年9月10日	9月20日をもって、3町の協議会を解散することが承認される。

②専門部会及び小委員会開催状況

専門部会は、合併協議会委員3名と住民代表9名を各町より均等に選出し組織した。協議は、各

部会で該当する事業の調整方針について議論、確認を行った。延べ29回の部会が開催され、協議会の承認が必要と判断される事業については、協議会にて専門部会の協議の報告を行った。小委員会は、協議会より付託された事項についてより専門的に議論を行うため、協議会委員より組織された。新市建設計画案の策定、特別職の報酬等について案を策定し、協議会へ報告を行った。

専門部会及び小委員会開催状況

		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
小委員会	新市建設計画	14.5.21	14.6.5	14.6.20	14.7.1	14.7.12	14.7.18		
	新市名選定	14.5.7	14.6.16	14.6.23	14.6.29	14.7.2	14.7.14	14.7.27	14.7.29
	調整（報酬）	14.7.20							
専門部会	総務	14.5.28	14.6.13	14.6.28	14.7.11	14.8.1			
	福祉	14.5.29	14.6.13	14.7.1	14.7.8	14.7.30			
	住民環境保健	14.5.28	14.6.6	14.6.20	14.7.5	14.7.13			
	産業建設	14.5.30	14.6.10	14.6.21	14.7.5				
	上下水道	14.5.29	14.6.13	14.7.11					
	教育	14.5.28	14.6.10	14.6.24	14.7.9				

（5）新市名公募について

①新市名称候補募集要項及び選定方法について

新市名称候補募集要項及び選定方法については、平成14年5月1日に開催した第1回新市名選定小委員会で検討され、続く同月14日の第2回合併協議会において報告、確認された。

新市名称候補募集要項及び選定方法について

区　分	内　容
公募範囲	公募範囲に制限なし（3町の合併に愛着、関心のあるかた）
応募方法	専用応募紙（応募はがき付き）、通常のはがき、封書、ＦＡＸ、Ｅｍａｉｌ、１人何点でも応募可能とする。但し、同一人による同一名称の応募は１点限り有効とする。
周知方法	応募チラシ、協議会だより、各町広報誌、協議会ホームページ等
公募期間	平成１４年５月１５日（水）から６月１４日（金）まで
記載内容	新市の名称、ふりがな、名称の理由、住所、氏名、年齢，電話番号
応募期限	平成１４年６月１４日（金）消印有効
選定方法	小委員会で５候補を選定し、最終的に合併協議会で決定。

選定基準	・常用漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名称 ・理由が明瞭な名称 ※例えば、3町が地理的にイメージできる名称、3町の歴史文化にちなんだ名称、住民等の理想や願いにちなんだ名称等 ※同一名称への応募数については選考の際の参考とする。
懸　賞	○ 名付け親大賞　　１名　　５万円分商品券 新市の名称として決定された作品の応募者の中から、抽選により１名決定。 ○ 名付け親賞　　１０名以内　　３千円分商品券 新市の名称として決定された作品の応募者の中で、名付け親大賞から漏れた者の中から、抽選により最高１０名を決定。 ○ 特 別 賞　　１０名以内　　３千円分商品券 小委員会で選定した候補の内、新市の名称として決定されなかった名称に応募した者の中から、抽選により最高１０名を決定。
その他	・採用された作品については、一部補作する場合もあります。 ・応募された作品に関する一切の権利は、合併協議会に帰属します。

②新市名公募の結果について

新市名公募は、はがき、FAX、E メール等、総数 2,781 件、1,012 種類の候補の応募があった。公募結果は、平成 14 年 6 月 16 日の第 2 回新市名選定小委員会、同月 17 日の第 4 回合併協議会において報告された。

○応募者の住所別

	穂積町	巣南町	北方町	その他	不明	総計
応募件数	1,449	562	395	295	80	2,781
割合（%）	52.1	20.2	14.2	10.6	2.9	100.0

○応募者の年齢別

	～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～	不詳	総計
応募件数	130	289	275	297	352	490	559	297	92	2,781
割合（%）	4.7	10.4	9.9	10.7	12.7	17.6	20.1	10.7	3.3	100.0

○応募方法別

	専用はがき	官製はがき	FAX	E メール	その他	総計
応募件数	2,162	222	152	240	5	2,781
割合（%）	77.7	8.0	5.5	8.6	0.2	100.0

③新市名候補選定とその後

3 町での新市名候補選定作業は、第 4 回合併協議会で公募結果の報告を行った後、新市名選定小委員会が 4 回開催され、議論が交わされたが調整がつかず、第 7 回合併協議会より議論の場を協議会へ移したが、決定をみることはなかった。3 町の協議会は 9 月 20 日をもって解散したため、公募結果の取扱いについて、3 町長連名による礼状を応募者全員に送付するとともに、応募者より 20 名を抽選し、粗品を進呈した。

平成１４年１０月３１日

新 市 名 称 応 募 者 各 位

穂積町長　松　野　幸　信
巣南町長　福　野　寿　英
北方町長　白　木　　聡

新市名称応募結果の取扱いについて

秋冷の候、貴殿にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、過日は穂積町・巣南町・北方町が合併した場合の新市名称を公募しましたところ、ご応募いただき誠にありがとうございました。

この間は、３町の合併に向けて、新市名称をはじめ各種事務事業の協議を進めておりましたが、公共料金等の項目について調整が難航し、平成１４年９月２０日をもって３町合併協議会を解散する結果となりました。

したがいまして、皆様からいただきました新市名称については、せっかく応募いただいたにもかかわらず、生かすことができなくなりましたことを深くお詫び申し上げます。

皆様からの応募については、今後の貴重なご意見として参考とさせていただきたいと存じます。

また、「名付け親大賞」等の懸賞は、上記のことから中止させていただきますが、応募いただきました２，７８１通の中から抽選により２０名の皆様に粗品を進呈いたしますので、ご理解賜わりますようお願い申し上げます。なお、この発表は発送をもって代えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

（6）協議会の廃止

3町による合併協議会は、平成14年8月30日の第11回協議会において、町議会の決定を踏まえた北方町長からの協議会離脱表明により、以後、協議会の休止と精算手続きの開始が確認された。同年9月10日、第12回協議会では、9月20日をもって解散することが承認され、穂積町及び巣南町では、9月17日、北方町においては、9月20日、各町議会において協議会廃止が議決された。なお、協議会の決算については、各町の監査委員により穂積町では11月25日、巣南町では、11月20日、北方町では、12月10日に監査を受け、各町議会の平成14年12月定例会（穂積町、巣南町は、12月19日、北方町は、12月20日議決）において決算認定を受けた。

①協議会廃止議案

議案第二十一号

穂積町・巣南町・北方町合併協議会の廃止について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定により、平成十四年九月二十日をもって、穂積町・巣南町・北方町合併協議会を廃止する。

平成十四年九月十七日提出

穂積町長　　松　　野　　幸　　信

提案理由

平成十四年五月一日に設置した穂積町・巣南町・北方町合併協議会は、協議を断念することになり、平成十四年九月二十日をもって、合併協議会を廃止するため、議会の議決を求めるもの。

（原文縦書）

②協議会の廃止に関する協議書

穂積町・巣南町・北方町合併協議会の廃止に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の６の規定により、穂積町・巣南町・北方町合併協議会の廃止について、次のとおり定める。

穂積町・巣南町・北方町合併協議会については、平成１４年９月２０日をもって廃止する。

この協議の証として、本書３通を作成し、それぞれ署名押印の上、各１通を所有するものとする。

平成１４年９月２０日

穂積町長　　（署　名　省　略）

巣南町長　　（署　名　省　略）

北方町長　　（署　名　省　略）

③協議会決算概要（H14．5．1～H14．9．20）

歳入　　（単位：千円）

款	項		摘　　要
1　負担金		63,138	
	1　負担金	63,138	町負担金
歳入合計		63,138	

歳出　　（単位：千円）

款	項		摘　　要
1　運営費		8,564	
	1　会議費	3,389	
	1　報酬	2,424	協議会委員報酬等
	9　旅費	397	協議会委員旅費等
	11 需用費	163	消耗品費等
	12 役務費	405	傷害保険料
	2　事務費	5,175	
	7　賃金	385	臨時職員賃金
	11 需用費	843	消耗品費、印刷製本費等
	12 役務費	281	郵便料、電話料
	13 委託料	34	財務会計システム保守委託料
	14 使用料及び賃借料	208	機械器具借上料
	18 備品購入費	91	庁用備品購入費
	19 負担金補助及び交付金	3,333	県職員派遣負担金
2　事業費		9,730	

	1　推進費		9,730		
		8　報償費	65	報償費	
		11　需用費	1,645	合併協議会だより印刷費	
		12　役務費	16	ホームページ管理手数料等	
		13　委託料	8,004	新市建設計画策定業務委託料	4,806
				例規調査業務委託料	1,103
				電算システム調査委託料	1,871
				ホームページ作成委託料	205
歳出合計			18,294		

４．穂積町・巣南町合併協議会

3 町での協議不調を受け、穂積町と巣南町は、改めて合併協議を 2 町で行う方針について、再度住民説明会、意見交換会（穂積町は9 月 11 日、巣南町は9 月 10～12 日）を開催し、これまでの合併協議の進展と今後の方針について報告と意見聴取を行った。9 月 13 日には、両町議会による合同会議を穂積町総合センターにて開き、両町での合併方針について確認を行った。9 月 17 日、両町議会において「穂積町・巣南町合併協議会の設置について」を可決し、翌 18 日には、「合併協議会規約制定に係る協議書」及び「合併協議会規約に関する協議書」を両町長間で調印した。2 町の合併協議会は、平成 14 年 9 月 25 日に発会式及び第 1 回合併協議会をスタートした。第 1 回協議会においては、合併の方式を新設合併、新市の事務所の位置を現在の穂積町役場の位置とし、合併の予定年月日を平成 15 年 5 月 1 日とする等の合併の基本項目が決定された。2 町の合併協議会は、3 町の合併協議会の組織体制を踏襲していたため、協議会委員及び専門部会委員等、引き続いて役職をお願いすることになったが、合併協議については再度一から協議をする必要があるため、合併協議会の開催に合わせて、専門部会も随時開催し、各事業について改めて協議・調整を行った。小委員会については、新市建設計画策定小委員会と調整委員会を組織し、建設計画策定小委員会では、新市建設計画案を策定し、調整小委員会では、特別職の報酬について検討し、それぞれ合併協議会へ報告した。

各専門部会や小委員会の調整方針を受けて、合併協議会も 10 月 31 日までに 6 回開催し、議会議員の定数及び任期、自治会の取扱い、農業委員会の委員の定数及び任期、上下水道料金の取扱い等各事業の調整・承認や新市建設計画の策定について協議を進めた。新市の名称については、公募等によらず、合併協議会において話し合いの中で候補選定を行っていくこととなり、第 5 回協議会において 3 候補まで協議により絞込みが行われ、10 月 31 日の第 6 回協議会にて、委員全員による投票により「瑞穂市」に決定した。

合併協議事項は、第 6 回協議会までに全て終了し、新市建設計画は、10 月 31 日、県と正式協議を行い、11 月 8 日には、総務省への廃置分合に伴う市制施行に係る内協議を県へ申請した。12 月 6 日、県より内協議についての総務省の回答を受け、同月 10 日、穂積町・巣南町合併協定調印式を開き、県議会議員、地域振興局長、合併協議会委員の立会のもと、両町長が合併協定書に調印した。そして、同月 19 日には、両町の議会において、合併関連議案を可決し、25 日、廃置分合の申請書を県へ提出した。

その後、県及び国の手続きが進む間も、合併協議会は、月に 1 回のペースで開催され、合併に係る諸手続きの報告が行なわれると伴に、新市に向けての交流が図られ、4 月 25 日には、第 11 回の合併協議会を各専門部会の役員と合同開催し総括報告を行ない、約 7 ヶ月におよぶ合併協議を終了した。穂積町・巣南町合併協議会は 4 月 30 日をもって解散した。

（1）設置

①協議会設置議案

議案第六十号

穂積町・巣南町合併協議会の設置について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第三条第一項の規定に基づき、巣南町と穂積町の合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、別紙のとおり規約を定め、穂積町・巣南町合併協議会を設置する。

平成十四年九月十七日提出

巣南町長　福野寿英

提案理由

新しいまちづくりを推進する方法として、本町と歴史や文化、風俗その他日常生活上の結びつきが深い穂積町との合併、新自治体建設を協議するため、穂積町・巣南町合併協議会を設置する。

※原文縦書き。別紙については（3）穂積町・巣南町合併協議会規約参照。

②協議会規約に関する協議書等

穂積町・巣南町合併協議会規約制定に係る協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項の規定により穂積町・巣南町合併協議会規約を制定することに関する協議が成立したので、この協議の証として本書２通を作成し、それぞれ署名押印の上、各１通を所有するものとする。

平成１４年9月１８日

穂積町長　（署名省略）

巣南町長　（署名省略）

穂積町・巣南町合併協議会規約に関する協議書

穂積町長と巣南町長（以下「両町の長」という。）は、穂積町・巣南町合併協議会規約（以下「規約」という。）第６条第１項、第７条第１項第３号及び第１４条第２項の規定に基づく両町の長が協議して定める事項について、次のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

１　規約第６条第１項に規定する会長及び副会長の選任について

会長に穂積町長　松野幸信、副会長に巣南町長　福野寿英を選任する。

２　規約第７条第１項第３号の規定に基づく学識経験を有する者について

学識経験を有する者については、各町３名の者及び岐阜県職員１名を充てる。

３　規約第１４条第２項の規定に基づく協議会の事務に従事する職員について

協議会に従事する職員については、岐阜県職員１名と穂積町の兼務職員１名及び各町の職員３名の者をもって充てる。

４　協議内容等の変更について

協議内容等に変更が生じた場合は、別に協議書を取り交わすものとする。

この協議の証として、本書２通を作成し、それぞれ署名押印して、各１通を所有するものとする。

平成１４年９月１８日

穂積町長　　（署　名　省　略）

巣南町長　　（署　名　省　略）

（2）委員名簿

平成１４年9月２５日現在

役 職 名	氏　名	町 名	選 出 区 分	備 考
会　長	松野　幸信	穂積町	穂積町町長	
副会長	福野　寿英	巣南町	巣南町町長	
委　員	山田　隆義	穂積町	穂積町議会議員	
	松野　武則		穂積町議会議員	
	澤井　幸一		穂積町議会議員	
	馬渕　金雄	巣南町	巣南町議会議員	
	児玉　春一		巣南町議会議員	
	小寺　　徹		巣南町議会議員	
	森　　春男	穂積町	学識経験者	
	山田　義親		学識経験者	
	田口　博子		学識経験者	
	岡部　　清	巣南町	学識経験者	
	迫田　義一		学識経験者	
	星岡　葉子		学識経験者	
	平光　節夫	岐阜県職員	学識経験者	

（3）穂積町・巣南町合併協議会規約

（協議会の設置）

第１条　穂積町及び巣南町（以下「両町」という。）は、合併の基本的な問題等について協議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第２条　協議会は、穂積町・巣南町合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第３条　協議会は、次に掲げる事務を行う。

（1）合併に関する協議

（2）法第５条の規定に基づく両町の合併に伴う新市建設計画の作成

（3）前２号に掲げるもののほか、両町の合併に関し必要な事項

（事務所の位置）

第４条　協議会の事務所は、岐阜県本巣郡巣南町宮田３００番地の２巣南町役場内に置く。

（組織）

第５条　協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第６条　会長及び副会長は、両町の長が協議し、次条第１項の規定に基づき委員となるべき者の中

から、これを選任する。
２　会長及び副会長は、非常勤とする。
（委員）
第７条　委員は、次の者をもって充てる。ただし、前条第１項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。

（１）両町の長
（２）両町の議会が選出する議員各３名
（３）両町の長が協議して定めた学識経験を有する者７名以内

２　委員は、非常勤とする。
（会長及び副会長の職務）
第８条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第９条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
２　委員の３分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
３　会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。
（会議の運営）
第１０条　会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
２　会長は、会議の議長となる。
３　会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
（関係職員等の出席）
第１１条　会長は、必要に応じて両町の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。
（小委員会）
第１２条　協議会は、担任事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。
２　小委員会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
（専門部会）
第１３条　協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に専門部会を設置することができる。
２　専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（事務局）
第１４条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　協議会の事務に従事する職員は、両町の長が協議して定めた者をもって充てる。
３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（経費の負担等）
第１５条　協議会の運営に必要な経費は、両町の負担金及びその他の収入をもって充てる。
２　協議会に要する経費は、両町が均等に負担するものとする。
（監査）
第１６条　協議会の出納の監査は、両町の監査委員各１名に委嘱して行う。
２　前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）
第１７条　協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（報酬及び費用弁償）
第１８条　協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。
２　前項の規定にかかわらず、第７条第１項第１号に掲げる者については、報酬を支払わない。
３　第１項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。
（協議会解散の場合の措置）
第１９条　協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
（補則）
第２０条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成１４年９月２５日から施行する。

（4）穂積町・巣南町合併協議会専門部会規程

（趣旨）

第1条　この規程は、穂積町・巣南町合併協議会規約（以下「規約」という。）第１３条第２項の規定に基づき、穂積町・巣南町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の事務について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条　専門部会は、穂積町・巣南町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長の依頼を受け、規約第３条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

（組織）

第3条　専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第4条　専門部会に次の役員を置く。

（1）部会長　１名

（2）副部会長　１名

２　役員は、協議会の会長及び副会長が協議して定める。

（役員の職務）

第5条　部会長は、専門部会を代表し、会を総理する。

２　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　専門部会の会議（以下「会議」という。）は部会長が招集するものとする。

２　部会長は、会議の議長となる。

３　部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

４　専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第7条　部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、直近の協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第8条　専門部会の会議の庶務については、それぞれの部会長の属する町の担当部門が行う。ただし、各部会の連絡調整については、協議会事務局が行う。

（報酬及び費用弁償）

第9条　専門部会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

２　前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については協議会会長が別に定める。

（委任）

第１０条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成１４年９月２５日から施行する。

別表

部会名	穂積町		巣南町	
	部会長及び副部会長	氏名	部会長及び副部会長	氏名
総務部会	部会長	山田　隆義	副部会長	小寺　　徹
		清水　昌雄		伊藤　幹男
		棚橋　勝己		馬場　國松
		錦見　義之		横山　理子
福祉部会	副部会長	山田　義親	部会長	迫田　義一
		東海　龍毅		大平　　亨
		広瀬　隆雄		白木　正行
		高井　　紀		岡部美智子
住民・環境・保健部会	副部会長	澤井　幸一	部会長	馬渕　金雄
		樋口　満彦		名和　　誠
		土屋　正一		林　　嘉道
		渡辺　晴子		高田美恵子
産業建設部会	部会長	松野　武則	副部会長	岡部　　清
		梅田　吾朗		丹羽　　進
		武藤　　昇		井上　武夫
		池畑　　彰		馬渕　文男
上下水道部会	副部会長	森　　春男	部会長	児玉　春一
		河合　達美		仙石　義市
		棚瀬　幸三		棚橋　久男
		松野　　力		日高　孝子
教育部会	部会長	田口　博子	副部会長	星岡　葉子
		篠田　　徹		服部　英司
		蓮見　茂夫		川瀬　　清
		山田　敦子		市橋　紳一

（5）穂積町・巣南町合併協議会事務局規程

（趣旨）

第1条　この規程は、穂積町・巣南町合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、穂積町・巣南町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条　事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）協議会の会議に関すること。

（2）協議会の協議資料の作成に関すること。

（3）協議会の庶務に関すること。

（4）その他協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条　事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

2　分掌事務は、別表第1のとおりとする。

（職員の職務）

第4条　事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

2　事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

（1）事務局内の連絡及び調整

（2）事務局長の職務の補佐

（3）事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3　その他の職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。

（決裁）

第5条　会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

（1）協議会の運営に関する基本方針の決定

（2）協議会の提案する議案の決定

（3）協議会の予算及び決算

（4）規程及び要領等の制定改廃

（5）その他特に重要と判断される事項

（専決事項）

第6条　事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

（1）調定及び支出命令並びに1件につき20万円以下の支出負担行為に関すること。

（2）職員の休暇、時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに出張命令に関すること。

（3）その他軽微な事項に関すること。

（代決）

第7条　会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2　会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3　会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

（文書の取扱い）

第8条　事案を処理する場合の起案は、起案用紙（別記様式）を用いて行う。

2　前項に定めるもののほか、事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、規約第4条に規定する事務所（以下「事務所」という。）の属する町の公文書の取扱いの例によるものとする。

（公印の取扱い）

第9条　協議会の公印の名称、刻印文字の内容、寸法、書体、用途及び個数は、別表第2のとおりと

する。
２　協議会の公印の管理等は、事務局長が行う。
（職員の服務）
第１０条　職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、事務所の属する町の職員の例による。
（給与等）
第１１条　職員の給与、共済費等については、それぞれの職員の属する町の負担とする。
２　職員の旅費については、事務所の属する町の職員の例により協議会が支給する。
（委任）
第１２条　この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
この規程は、平成１４年９月２５日から施行する。

別表第１（第３条関係）

班名		分掌事務
総務班		１庶務及び会計に関すること ２合併の諸手続に関すること ３協議会等の会議に関すること ４人事に関すること ５報酬等支給に関すること ６文書の収発、管理に関すること ７合併の方式に関すること ８合併の期日に関すること ９新市の名称に関すること １０新市の事務所の位置に関すること １１財産の取扱いに関すること １２議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること １３地方税の取扱いに関すること １４一般職の身分の取扱いに関すること １５特別職の身分の取扱いに関すること １６条例、規則等の取扱いに関すること １７事務組織及び機構の取扱いに関すること １８広域連合及び一部事務組合の取扱いに関すること １９使用料、手数料等の取扱いに関すること ２０町名・字名の取扱いに関すること ２１慣行の取扱いに関すること ２２その他総務関係に関すること ２３その他他の班に属さないこと
企画調整班	企画係	１新市建設計画に関すること ２財政計画に関すること ３予算編成に関すること ４電算システムの統合に関すること ５広域連合及び一部事務組合の取扱いに関すること
	調整班第一班	１農業委員会の委員の定数及び任期に関すること ２条例、規則等の取扱いに関すること ３使用料、手数料等に関すること ４補助金、交付金等の取扱いに関すること ５その他産業建設及び上下水道に関すること
	調整班第二班	１条例、規則等の取扱いに関すること ２使用料、手数料等に関すること ３補助金、交付金等の取扱いに関すること ４国民健康保険事業に関すること ５介護保険事業の取扱に関すること ６その他民生福祉事業の取扱いに関すること
	調整班第三班	１条例、規則等の取扱いに関すること ２使用料、手数料等に関すること ３補助金、交付金等の取扱いに関すること ４地方税の取扱いに関すること ５常備消防及び消防団の取扱いに関すること

		6学校区に関すること 7給食センターの運営等に関すること 8その他文教事業に関すること
記録班		1合併の広報に関すること 2合併に係る資料の編纂に関すること

別表第2（第9条関係）

1．名称	穂積町・巣南町合併協議会長の印	穂積町・巣南町合併協議会長職務代理者の印	穂積町・巣南町合併協議会事務局長の印	穂積町・巣南町合併協議会出納員の印
2．刻印文字の内容	穂積町・巣南町合併協議会長印	穂積町・巣南町合併協議会長職務代理者印	穂積町・巣南町合併協議会事務局長之印	穂積町・巣南町合併協議会出納員之印
3．寸法	2．1㎝×2．1㎝	2．1㎝×2．1㎝	2．1㎝×2．1㎝	2．1㎝×2．1㎝
4．書体	古印体	古印体	古印体	古印体
5．用途	会長名をもって発する文書用	会長職務代理者名をもって発する文書用	事務局長名をもって発する文書用	出納員名をもって発する文書用
6．個数	1	1	1	1

別記様式（第8条関係）

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">決裁区分
会長 ｜ 事務局長</td><td colspan="2">保存期間
永（　）・10・5・3・1　常</td><td>文書分類番号
（　）　・　・</td></tr>
<tr><td>公開・
非公開
の区分</td><td>1全部公開
2部分公開
3非公開</td><td>非公開の部分
解除年月</td><td colspan="5">非公開の理由：該当条項
☐ 個人情報　☐ 協議会運営情報
☐ 法人等情報　☐ 社会的障害情報
☐ 国等協力関係情報　☐ 法令・指示秘情報
☐ 意思形成過程情報　☐ 協力関係情報
☐ 合議制機関等情報</td></tr>
<tr><td>起　案</td><td colspan="2">平成　年　月　日</td><td>決　裁</td><td colspan="4">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>浄書印</td><td>校合印</td><td rowspan="2">起案者</td><td>発送番号</td><td>号</td><td>発送月日</td><td colspan="2">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>文書管理主任</td><td>公印要・不要</td><td>職氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>会　長</td><td>副会長</td><td colspan="2">事務局長</td><td>事務局次長</td><td colspan="3">事　務　局　員</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>件　名</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
</table>

穂積町・巣南町合併協議会

（6）穂積町・巣南町合併協議会財務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、穂積町・巣南町合併協議会規約（以下「規約」という。）第１７条の規定により、穂積町・巣南町合併協議会（以下「協議会」という。）の予算等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第２条　協議会の予算は、規約第１５条第１項の規定に基づく穂積町及び巣南町（以下「両町」という。）の負担金及びその他収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

２　協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度前に予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

３　会長は、前項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに両町の長に送付しなければならない。

４　協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

（予算の補正）

第３条　会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

２　前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第３項の規定を準用する。

（予算の内容）

第４条　歳入予算の款及び項の区分は、別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の款及び項の区分は、別表第２のとおりとする。

３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定める以外の項を定めることができる。

（予算の流用及び充用）

第５条　会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第６条　協議会の出納は会長が行う。

２　協議会に属する現金は、会長が協議会の承認を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れるものとする。

（協議会出納員）

第７条　会長は、規約第４条に規定する事務所（以下「事務所」という。）の属する町の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

２　協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事項をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第８条　協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、合議に関する手続を除き、事務所の属する町の例による。この場合において、事務所の属する町の規則又は規程その他の例規（以下「規則等」という。）を準用するときは、規則等中「町長」とある のは「会長」と、「課等の長」とあるのは「事務局長」と、「収入役」とあるのは「協 議会出納員」と読み替えるものとする。

２　協議会出納員は、次の各号に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。ただし、コンピュータ処理をする場合の取扱いについては、この限りでない。

（１）予算差引簿

（２）その他の必要な簿冊

（決算）

第９条　会長は、毎会計年度終了後３か月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

２　会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算の写しを両町の長に送付しなければならない。

（委任）

第１０条　この規程に定めるもののほか、協議会の財産及び契約その他の財務に関し必要な事項は、事務所の属する町の例により、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成１４年９月２５日から施行する。

２　協議会が設けられた年度の予算に関しては第２条第２項中「毎会計年度」とあるのは「第１回協議会」と読み替えるものとする。

３　会長は、この規程の施行日以降第１回協議会の開催日までの間における収入すべき歳入の調定及び執行すべき事務に係る費用の支出については、この規程による手続きにより、これを行うことができる。

４　会長は、前項の規定により、収入又は支出した場合には、その内容を明らかにして第１回協議会に報告しなければならない。

別表第１（第４条関係）

歳入予算の款及び項の区分

款	項
１　負担金	１　負担金
２　県支出金	１　県補助金
３　諸収入	１　諸収入

別表第２（第４条関係）

歳出予算の款及び項の区分

款	項
１　運営費	１　会議費
	２　事務費
２　事業費	１　推進費
３　予備費	１　予備費

（7）穂積町・巣南町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、穂積町・巣南町合併協議会規約（以下「規約」という。）第１８条第３項、穂積町・巣南町合併協議会専門部会規程第９条第２項及び穂積町・巣南町合併協議会小委員会規程第１０条第２項の規定に基づく会長、副会長、監査委員及びその他の各委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額、支給方法等について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第２条　協議会委員等が会議等に出席したときの報酬の額は、１日につき４，０００円とする。ただし、現金出納の検査の場合においては、この限りでない。

２　規約第７条第１項第１号に規定する両町の長（以下「両町の長」という。）には、前項の報酬を支給しない。

（費用弁償の額）

第３条　協議会委員等が会議等に出席したときの費用弁償の額は、１回につき1，０００円とする。ただし、会議等の開催町より選出された協議会委員等には支給しない。

２　両町の長には、前項の費用弁償を支給しない。

３　協議会委員等が協議会の職務を行うため、穂積町及び巣南町以外の区域に出張したときの費用弁償は、規約第４条に規定する事務所の属する町の議会議員の例により支給する。

４　協議会委員等が協議会の経費以外の経費から旅費の支給を受ける旅行にあっては、正規の費用弁償額のうち協議会の経費以外の経費から支給される費用弁償額に相当する額は、これを支給しない。

（委任）

第４条　この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１４年９月２５日から施行する。

（8）穂積町・巣南町合併協議会会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、穂積町・巣南町合併協議会規約第１０条第３項の規定に基づき、穂積町・巣南町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　会議は原則公開とする。ただし、出席委員の２分の１以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

２　会議の運営に際しては、公平、公正な協議に努める。

（会長等の責務）

第３条　会議の議長（以下「議長」という。）は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

２　委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第４条　会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

２　委員が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

（会議の進行）

第５条　会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、大方の賛同をもって議事を進めるものとする。

（傍聴）

第６条　会議は、傍聴することができる。

２　会議の傍聴方法については、議長が別に定める。

（会議録）

第７条　議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製する。

（１）開催の日時及び場所

（２）出席及び欠席委員等の氏名

（３）議題及び議事の要旨

（４）その他議長が必要と認めた事項

（会議録等の公開）

第８条　会議録及び会議に提出された文書は原則公開とし、閲覧に供することにより行う。

２　前項の規定による閲覧の方法については、議長が別に定める。

（規律）

第９条　何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

２　会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

（関係者の出席）

第１０条　議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委任）

第１１条　この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１４年９月２５日から施行する。

（9）穂積町・巣南町合併協議会小委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、穂積町・巣南町合併協議会規約第１２条第２項の規定に基づき、穂積町・巣南町合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等をするものとする。

（委員）

第３条　小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する。但し、小委員会の委員は、協議会の委員以外の者を指名することができる。

（組織）

第４条　小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長及び副委員長は、前条による委員の互選による。

（会議）

第５条　小委員会の会議は、委員長が招集する。

（会議の運営）

第６条　会議は、第３条に定められた委員の３分の２以上の出席がなければ開くことができない。

２　委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（関係者等の出席）

第７条　委員長は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

（報告）

第８条　委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果を、随時協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第９条　小委員会の庶務は、協議会事務局において行う。

（報酬及び費用弁償）

第１０条　小委員会の委員長、副委員長及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

２　前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

（委任）

第１１条　この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１４年９月２５日から施行する。

（１０）穂積町・巣南町合併協議会会議傍聴規程

（趣旨）

第１条　この規程は、穂積町・巣南町合併協議会会議運営規程（以下「運営規程」という。）第６条第２項の規定に基づき、穂積町・巣南町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人）

第２条　会議の傍聴人は、報道を業とする者（以下「報道関係者」という。）及びその他の傍聴人（以下「一般傍聴人」という。）とする。

（傍聴の手続）

第３条　報道関係者は、協議会の事務局において、報道関係者受付簿（様式第１号）に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名等を記入しなければならない。

２　一般傍聴人は、協議会の事務局において、一般傍聴人受付簿（様式第２号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

（傍聴することができない者）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

（１）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（２）プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

（３）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（４）ラジオ、拡声器、無線機、テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき協議会の会長（以下「議長」という。）の許可を得た者を除く。

（５）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（６）児童及び乳幼児。ただし、議長の許可を得た者を除く。

（７）酒気を帯びていると認められる者

（８）異様な服装をしている者

（９）その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第５条　傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

（１）会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（２）私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。

（３）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

（４）飲食又は喫煙をしないこと。

（５）みだりに席を離れないこと。

（６）不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

（７）携帯電話等の電源を切っておくこと。

（８）その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（指示事項の遵守）

第６条　傍聴人は、すべて議長の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第７条　傍聴人は、運営規程第２条第１項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第８条　傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、こ

れを退場させることができる。

（委任）

第９条　この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１４年９月２５日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

平成　　年　第　回　穂積町・巣南町合併協議会報道関係者受付簿

番　号	報　道　機　関		傍聴しようとする者		備　　考
	住　　所	氏　　名	住　　所	氏　　名	

様式第２号（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

平成　　年　第　回　穂積町・巣南町合併協議会一般傍聴人受付簿

番　号	住　　所	氏　　名	備　　考

（１１）穂積町・巣南町合併協議会会議録閲覧規程

（趣旨）

第１条　この規程は、穂積町・巣南町合併協議会会議運営規程第８条第２項の規定に基づき、穂積町・巣南町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の請求）

第２条　何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

（閲覧に供する会議録等）

第３条　閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

２　個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができる。

（閲覧の申出）

第４条　閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出することにより行う。

（閲覧の場所及び時間）

第５条　閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び穂積町役場の所定の場所とし、その時間は当該事務局及び穂積町の執務時間内とする。

（写しの交付）

第６条　会議録等の閲覧をしようとする者（以下「閲覧者」という。）が、その写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する費用は、閲覧者の負担とする。

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成１４年９月２５日から施行する。

別記様式（第４条関係）

会 議 録 閲 覧 申 出 書

年　　月　　日

穂積町・巣南町合併協議会
会 長 氏　　名 様

申出者
住　　所
氏　　名
電話番号

穂積町・巣南町合併協議会会議録閲覧規程第４条の規定により、会議録等を閲覧したいので、下記のとおり申し出ます。

なお、閲覧に際しては、閲覧規程に規定された事項を遵守します。

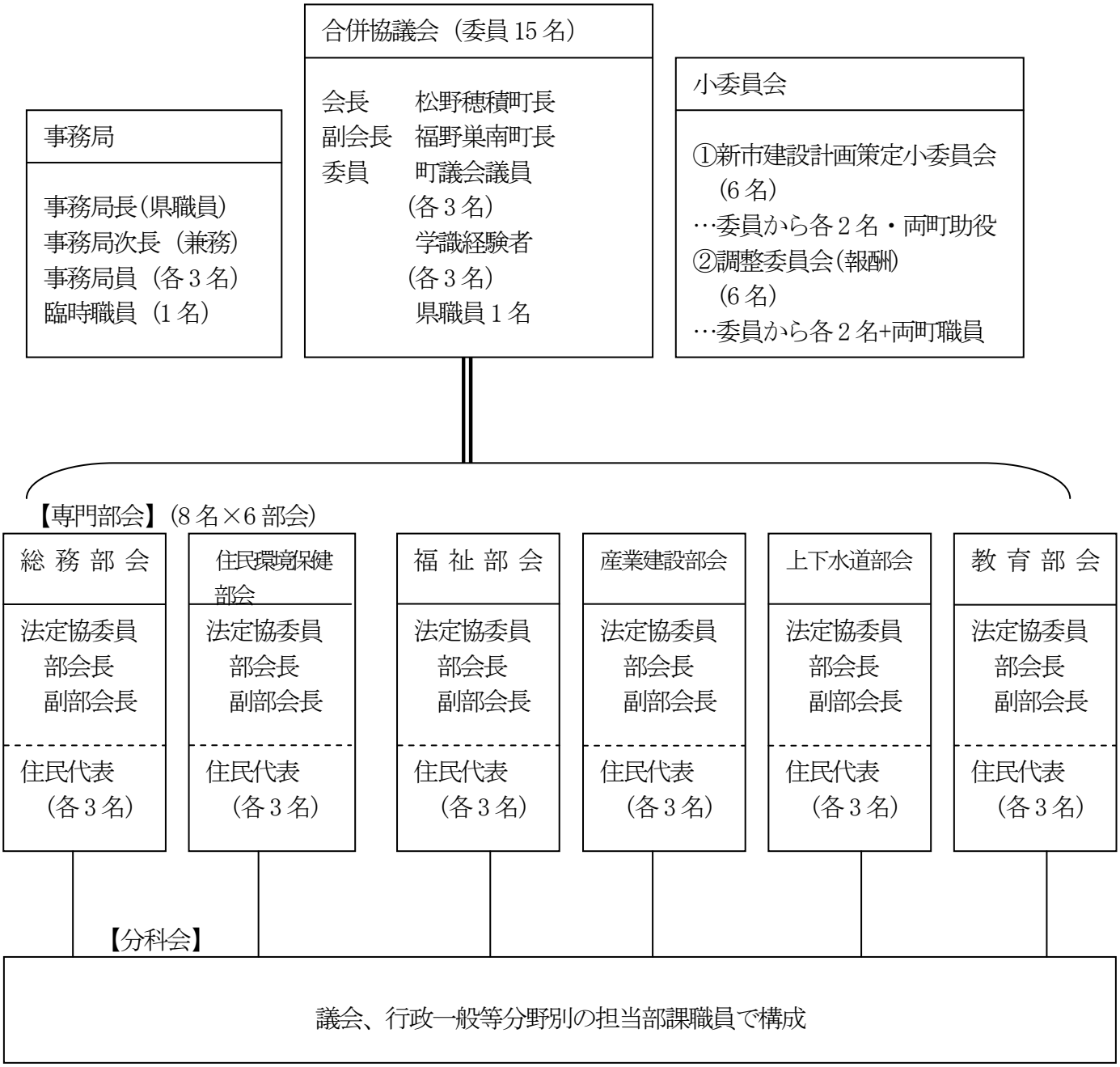
記

１　閲覧希望日時　　年　　月　　日
時　　分 ～　　時　　分

２　閲覧希望文書　（１）第　　回合併協議会の会議録
（２）第　　回合併協議会に提出された文書

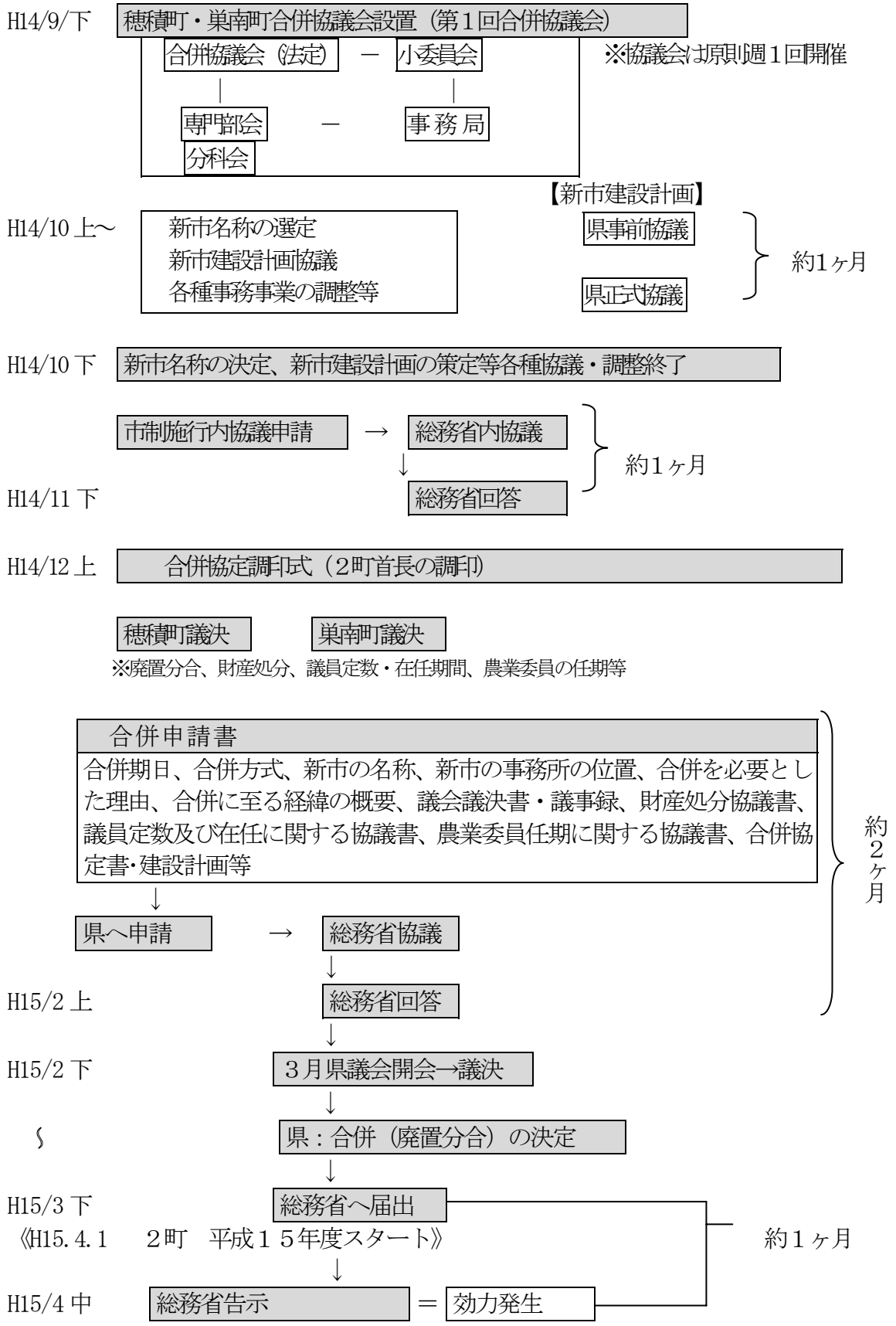
３　写しの交付　　希望する・希望しない

（12）穂積町・巣南町合併協議会組織図



（13）合併へのスケジュール（案）

穂積町・巣南町合併協議スケジュール表（案）…平成14年9月時点で事務局で作成した案



H15/4 下

穂積町閉町式	巣南町閉町式

H15/5

新市誕生（市長職務執行者：２町長の互選による）
開庁式・開所式、各種告示 臨時議会（議長・委員会構成等、条例・暫定予算専決承認、一部事務組合、指定金融機関等） 教育委員会（市長職務執行者による選任　教育委員長、教育長の互選） 選挙管理委員会（互選による選任） 固定資産評価審査委員会（市長職務執行者による選任） 福祉事務所設置に伴う引継

H15/6 上

市　長　選　挙

臨　時　議　会
助役・収入役・監査委員等選任同意、補正予算、条例改正 教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会委員選出

H15/6 中

定　例　議　会
本予算

（14）協議会・専門部会及び小委員会の開催状況

①合併協議会開催状況

穂積町・巣南町合併協議会は、構成員及び組織体制の面では、3 町の合併協議会を踏襲していたが、合併協議は、改めて行う必要があり、77 項目の協議事項を再度協議した。新市の名称については、候補の選定から決定まで、全て合併協議会の中で協議を行い、公募や小委員会への付託は行わなかった。

	開催日時	会議概要
第1回	平成14年9月25日	規約、規程の報告に続き、合併方式（新設合併）や合併期日（平成15年5月1日）等基本5項目について協議・確認した。
第2回	平成14年10月1日	農業委員会委員の定数及び任期、農業関係事業等について協議・確認した。
第3回	平成14年10月9日	自治会、国民健康保険事業、上下水道事業等について協議・確認した。
第4回	平成14年10月16日	議会議員の定数及び任期、福祉事業、清掃環境事業等について協議・確認した。各委員より新市名候補を提出、5候補に絞る。
第5回	平成14年10月23日	行政機構・組織、消防、学校・社会教育事業等について協議・確認した。新市名候補を5候補から3候補へ絞る。
第6回	平成14年10月31日	新市建設計画について協議・確認した。委員全員の投票により、新市名称を「瑞穂市」に決定した。
第7回	平成14年11月8日	合併協定書について、確認した。
第8回	平成15年1月24日	協定調印後の経過報告
第9回	平成15年2月21日	平成15年度予算について

第10回	平成15年3月27日	新市長職務執行者の選定，県の廃置分合処分決定の報告
第11回	平成15年4月25日	各専門部会の役員との合同開催。 経過報告や合併協議について総括報告

②専門部会及び小委員会開催状況

専門部会は、合併協議会委員2名と住民代表6名を各町より均等に選出し組織した。実際には、3町での合併協議会専門部会で役員を選任した方に引き続き、協議をお願いする形となった。協議は、全て改めて議論・確認を行った。延べ12回の部会が開催され、協議会の確認が必要と判断される事業については、協議会にて専門部会の協議の報告を行った。小委員会は、協議会より付託された事項についてより専門的に議論を行うため、協議会委員、両町の助役等により組織された。新市建設計画案の策定、特別職の報酬等について案を策定し、協議会へ報告を行った。

小委員会及び専門部会開催状況

		第1回	第2回	第3回	第4回	合同会議
小委員会	新市建設計画	14.9.25	14.10.4	14.10.8		
	調整（報酬）	14.10.16				
専門部会	総務	14.10.3	14.10.10	14.10.21	15.3.4	15.4.25
	福祉	14.10.10				
	住民環境保健	14.10.2	14.10.12			
	産業建設	14.9.30				
	上下水道	14.10.3	14.10.11	14.10.18		
	教育	14.10.4	14.10.17			

【委員名簿】

新市建設計画策定小委員会委員名簿

職　　名	氏　　名	備　　考
委　員　長	児　玉　　春　一	
副 委 員 長	澤　井　　幸　一	
委　　員	岡　部　　清	
	森　　春　男	
	馬　渕　　義　明	穂積町助役
	馬　渕　　秀　雄	巣南町助役

調整委員会（報酬）委員名簿

職　　名	氏　　名	備　　考
委　員　長	森　　春　男	
副 委 員 長	岡　部　　清	
委　　員	迫　田　　義　一	
	山　田　　義　親	
	河　合　　和　義	穂積町総務企画部長
	松　尾　　治　幸	巣南町総務課長

（15）穂積町・巣南町合併協議会予算・決算

①平成14年度穂積町・巣南町合併協議会予算概要（H14.9.25～H15.3.31）

歳入　　（単位：千円）

款	項		摘　　要	
1　負担金		36,376		
	1　負担金	36,376	町負担金	
2　県支出金		10,000		
	1　県補助金	10,000	合併協議会支援交付金（県）	
歳入合計		46,378		

歳出　　（単位：千円）

款	項		摘　　要	
1　運営費		13,022		
	1　会議費	3,607		
	1　報酬	2,824	協議会委員報酬等	
	9　旅費	353	協議会委員旅費等	
	11 需用費	210	消耗品費等	
	12 役務費	220	傷害保険料等	
	2　事務費	9,415		
	7　賃金	1,400	臨時職員賃金	
	9　旅費	35	普通旅費	
	11 需用費	1,547	消耗品費、印刷製本費等	
	12 役務費	281	郵便料、電話料	
	13 委託料	48	財務会計システム保守委託料	
	14 使用料及び賃借料	404	機械器具借上料	
	19 負担金補助及び交付金	5,700	県職員派遣負担金	
2　事業費		31,356		
	1　推進費	31,356		
	08 報償費	80		
	11 需用費	2,360	消耗品、印刷製本費	
	12 役務費	196	ホームページ管理手数料等	
	13 委託料	28,520	新市建設計画策定業務委託料	2,470
			事務事業一元化支援業務委託料	500
			例規調査業務委託料	4,200
			電算処理委託料	21,000
			その他	
	14使用料及び賃借料	200	自動車借上料	
3 予備費		2,000		
	1 予備費	2,000		
歳出合計		46,378		

②平成15年度穂積町・巣南町合併協議会予算概要（H15.4.1～H15.4.30）

歳入　　（単位：千円）

款	項	摘　　要
1　負担金	3,000	
	1　負担金　3,000	町負担金
2　諸収入	2	
	1　諸収入　2	預金利子、雑入
3　繰越金	10	
歳入合計	3,012	

歳出　　（単位：千円）

款	項	摘　　要
1　運営費	1,822	
	1　会議費　286	
	1　報酬　248	協議会委員報酬等
	9　旅費　31	協議会委員旅費等
	11 需用費　7	食糧費等
	2　事務費　1,536	
	7　賃金　100	臨時職員賃金
	9　旅費　5	普通旅費
	11 需用費　105	消耗品費等
	12 役務費　42	郵便料、電話料
	13 委託料　7	財務会計システム保守委託料
	14 使用料及び賃借料　58	機械器具借上料
	19 負担金補助及び交付金　1,219	県職員派遣負担金
2　事業費	1,090	
	1　推進費　1,090	
	11 需用費　785	消耗品、印刷製本費
	12 役務費　5	ホームページ管理手数料等
	13 委託料　300	ホームページ作成委託料等
3 予備費	100	
	1 予備費　100	
歳出合計	3,012	

③平成14年度穂積町・巣南町合併協議会決算概要（H14.9.25～H15.3.31）

歳入　　（単位：千円）

款	項		摘　　要
1　負担金		36,376	
	1　負担金	36,376	町負担金
2　県支出金		10,000	
	1　県補助金	10,000	合併協議会支援交付金（県）
歳入合計		46,376	

歳出　　（単位：千円）

款	項		摘　　要	
1　運営費		8,628		
	1　会議費	1,187		
	1　報酬	924	協議会委員報酬等	
	9　旅費	111	協議会委員旅費等	
	11 需用費	152	消耗品費等	
	2　事務費	7439		
	7　賃金	450	臨時職員賃金	
	9　旅費	52	普通旅費	
	11 需用費	1,231	消耗品費、印刷製本費等	
	12 役務費	193	郵便料、電話料	
	13 委託料	43	財務会計システム保守委託料	
	14 使用料及び賃借料	383	機械器具借上料	
	19 負担金補助及び交付金	5,087	県職員派遣負担金	
2　事業費		28,253		
	1　推進費	28,253		
	11 需用費	2,293	合併協議会だより印刷費	
	12 役務費	21	ホームページ管理手数料等	
	13 委託料	25,939	新市建設計画策定業務委託料	1,863
			例規調査業務委託料	4,158
			電算システム構築調査委託料	18,964
			その他	954
歳出合計		36,881		

（単位：千円）

歳入歳出差し引き額	9,495	次年度(H15年度穂積町･巣南町合併協議会)へ繰り越し

④平成15年度穂積町・巣南町合併協議会決算概要（H15.4.1～H15.4.30）

歳入　　（単位：千円）

款	項		摘　　要
1　負担金		3,000	
	1　負担金	3,000	町負担金
4　繰越金		9,495	
	1　繰越金	9,495	前年度繰越金
歳入合計		12,495	

歳出　　（単位：千円）

款	項		摘　　要
1　運営費		982	
	1　会議費	178	
	1　報酬	152	協議会委員報酬等
	9　旅費	19	協議会委員旅費等
	11 需用費	7	食糧費
	2　事務費	804	
	7　賃金	83	臨時職員賃金
	11 需用費	78	消耗品費、光熱水費
	13 委託料	7	財務会計システム保守委託料
	14 使用料及び賃借料	47	機械器具借上料
	19 負担金補助及び交付金	589	県職員派遣負担金
2　事業費		620	
	1　推進費	620	
	11 需用費	290	例規、合併協議会だより印刷
	12 役務費	3	
	13 委託料	327	開庁式式典業務委託
歳出合計		1,602	

（単位：千円）

歳入歳出差し引き額	10,893	両町へ均等に返還

第 5 章

瑞穂市への準備

第５章　瑞穂市への準備

１.「新市建設計画」に係る協議

新市建設計画は、合併後のマスタープランとして、各施策を推進するため策定するものであり、当協議会においては、新市建設計画策定小委員会へ策定業務を付託し、小委員会においては、各町にて進展中であった総合計画や両町長へのヒアリングを基軸としながら、討議を行い、計画案を策定した。策定小委員会においてまとめられた案は、平成 14 年 10 月 31 日の第６回合併協議会において確認をうけ、同日、市町村の合併の特例に関する法律第５条第３項に基づき、県知事に正式協議を行った。その後、11 月５日、県より異議のない旨の回答を得た。

新市建設計画については、ダイジェスト版を作成し、合併協議会だより第５号とともに、各世帯へ配布した。

（1）「新市建設計画」の事前協議

合第３６号
平成１４年１０月１６日

岐阜県知事　梶　原　　拓　様
（市町村課振興室）

穂積町・巣南町合併協議会
会　長　　松　野　幸　信

新市建設計画の事前協議について（依頼）

平素は、穂積町・巣南町合併協議会に格別の御支援御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
新市建設計画については、市町村の合併の特例に関する法律第５条第３項の規定により貴職に協議する必要がありますので、現時点の内容について事前協議をさせていただきたく、別添＜素案＞を送付しますので、内容をご確認の上、ご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

市町村第８９５号

平成１４年１０月２９日

穂積町・巣南町合併協議会会長　松野　幸信　様

岐阜県知事　梶原　拓

新市建設計画の事前協議について（回答）

平成１４年１０月１６日付け合第３６号で事前協議のあったこのことについて、別添のとおり回答します。

（2）「新市建設計画」の正式協議

合第５１号
平成１４年１０月３１日

岐阜県知事　梶　原　　拓　様
（市町村課振興室）

穂積町・巣南町合併協議会
会　長　　松　野　幸　信

市町村建設計画の協議について（依頼）

平素は、穂積町・巣南町合併協議会に格別の御支援御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
市町村建設計画については、市町村の合併の特例に関する法律第５条第３項の規定により貴職に協議する必要がありますので、協議させていただきたく、別添の新市建設計画を送付しますので、よろしくお願いいたします。

市町村第９６９号
平成１４年１１月５日

穂積町・巣南町合併協議会会長　松野　幸信　様

岐阜県知事　梶原　拓

市町村建設計画の協議について（回答）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第５条第３項に基づき平成１４年１０月３１日付け合第５１号で協議のあったこのことについては、異議ありません。

２．市制施行に係る内協議

市制施行に係る内協議は、新市名が決定した第6回合併協議会後、平成14年11月8日に県知事に対し、申請依頼を行った。その後、12月6日総務省自治行政局から岐阜県知事に対し、廃置分合に伴う市制施行に係る内協議に異議のない旨の回答があり、続く同月9日、岐阜県知事より両町に対し、同内協議の回答がなされた。

穂企第１３１号
総第１３２１号
平成１４年１１月８日

岐阜県知事　梶　原　拓　様

穂積町長　松　野　幸　信

巣南町長　福　野　寿　英

本巣郡穂積町及び同郡巣南町の廃置分合に伴う市制施行に係る内協議について

本巣郡穂積町及び同郡巣南町を廃し、その区域をもって新たに「瑞穂市」を設置することについて、市制施行協議基準（昭和２８年３月９日付け自治庁次長通知）に基づく総務大臣への内協議方お取り計らい願います。

記

第１　市の名称及び市名選定の理由
第２　市の事務所の位置及び選定の理由
第３　合併の予定年月日
第４　廃置分合を必要とする理由
第５　議会の議決書案
第６　廃置分合に関する協議書案
第７　合併協定書案
第８　新市建設計画
第９　２町の現況表等（市の要件に関する調書を含む。）
第１０　その他関係資料

市町村第９８４号
平成１４年１２月９日

本巣郡穂積町長
同郡巣南町長　様

岐阜県知事　梶原　拓

市町の廃置分合に関する内協議について

標記のことについて、総務省自治行政局長から異議ない旨の回答がありましたので通知します。

３．合併協定調印と議会の議決

（1）合併協定調印式

第6回合併協議会において、協議項目がすべて終了すると、平成14年11月8日第7回合併協議会において、合併協定書が確認された。これを受けて、12月10日、合併協定調印式が挙行された。

合併協定調印式では、両町の議会の議員が見守る中、事務局より調印式に至るまでの経過説明が行われた後、合併協定調印書への両町の町長の署名押印、県議会議員、岐阜地域振興局長、合併協議会委員による署名が行われ、調印式は滞りなく終了した。

穂積町・巣南町合併協定調印式次第

日時：平成１４年１２月１０日
午前１０時～
場所:巣南町役場　富有の間

１　開式のことば
２　経過説明
３　合併協定書調印
（1）町長署名
（2）立会人署名
４　両町長挨拶
５　来賓祝辞
６　閉式のことば

（2）合併関係議案の議決

両町長による合併協定調印を受け、両町の12月議会定例会において、次の4議案が審議された。穂積町では、13日、追加上程により議案が上程され、19日賛成多数により可決された。一方巣南町では、19日、町長提出議案一括上程により上程され、同日、全員一致で可決された。各町の議決を受け、同日、両町長は、「廃置分合に伴う財産処分に関する協議書」、「廃置分合に伴う経過措置に関する協議書」、「廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書」へそれぞれ署名調印した。

1本巣郡穂積町及び同郡巣南町の廃置分合について
2本巣郡穂積町及び同郡巣南町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
3本巣郡穂積町及び同郡巣南町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
4本巣郡穂積町及び同郡巣南町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

①廃置分合申請議案

議案第七十七号

本巣郡巣南町及び同郡穂積町の廃置分合について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十五年五月一日から本巣郡巣南町及び同郡穂積町を廃し、その区域をもって「瑞穂市」を設置することを岐阜県知事に申請することについて、同条第五項の規定により、議会の議決を求める。

平成十四年十二月十九日提出

巣南町長　　福野寿英

提案理由

平成十五年五月一日に本巣郡巣南町及び同郡穂積町が合併するため、所要の手続をする必要がある

（原文縦書）

②財産処分に関する協議議案

議案第七十八号

本巣郡巣南町及び同郡穂積町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成十五年五月一日から本巣郡巣南町及び同郡穂積町を廃し、その区域をもって「瑞穂市」を設置することに伴う財産処分を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第四項の規定により、別紙のとおり本巣郡穂積町と協議のうえ定めることについて、同条第五項の規定により、議会の議決を求める。

平成十四年十二月十九日提出

巣南町長　　福野寿英

提案理由

平成十五年五月一日に本巣郡巣南町及び同郡穂積町が合併することに伴う財産処分について、その財産を「瑞穂市」に帰属させる必要がある

（原文縦書）

別　紙

本巣郡穂積町及び同郡巣南町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成十五年五月一日から本巣郡穂積町及び同郡巣南町を廃し、その区域をもって「瑞穂市」を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

一　本巣郡穂積町の財産は、すべて「瑞穂市」に帰属させる。
二　本巣郡巣南町の財産は、すべて「瑞穂市」に帰属させる。

平成　　年　　月　　日

穂　積　町　長
巣　南　町　長

（原文縦書）

③合併後の議会の議員の任期及び選挙による農業委員会委員の任期等に関する協議議案

議案第七十九号

本巣郡巣南町及び同郡穂積町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成十五年五月一日から本巣郡巣南町及び同郡穂積町を廃し、その区域をもって「瑞穂市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）に基づく経過措置を別紙のとおり本巣郡穂積町と協議のうえ定めることについて、同法第七条第四項において準用する同法第六条第八項及び同法第八条第四項において準用する同法第六条第八項の規定により、議会の議決を求める。

平成十四年十二月十九日提出

巣　南　町　長　　福　野　寿　英

提　案　理　由

平成十五年五月一日に本巣郡巣南町及び同郡穂積町が合併することに伴い、議会の議員及び農業委員会の委員について所要の手続をする必要がある

（原文縦書）

別　紙

本巣郡穂積町及び同郡巣南町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成十五年五月一日から本巣郡穂積町及び同郡巣南町を廃し、その区域をもって「瑞穂市」を設置することに伴う、本巣郡穂積町及び同郡巣南町の議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期等について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号。以下「合併特例法」という。）により、次のとおり定めるものとする。

記

一　議会の議員の在任

本巣郡穂積町及び同郡巣南町の議会の議員は、合併特例法第七条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年間、引き続き「瑞穂市」の議会の議員として在任する。

二　農業委員会の委員の任期等

「瑞穂市」に一つの農業委員会を置き、本巣郡穂積町及び同郡巣南町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第八条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年間、引き続き「瑞穂市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成　　年　　月　　日

穂　積　町　長
巣　南　町　長

（原文縦書）

④合併後の議会の議員の定数に関する協議議案

議案第八十号

本巣郡巣南町及び同郡穂積町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

平成十五年五月一日から本巣郡巣南町及び同郡穂積町を廃し、その区域をもって「瑞穂市」を設置することに伴う「瑞穂市」の議会の議員の定数を、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号。以下「地方分権一括法」という。）による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十一条第七項の規定により、別紙のとおり本巣郡穂積町と協議のうえ定めることについて、地方分権一括法附則第四条第三項の規定により、議会の議決を求める。

平成十四年十二月十九日提出

巣　南　町　長　　福　野　寿　英

提　案　理　由

平成十五年五月一日に本巣郡巣南町及び同郡穂積町が合併するため、所要の手続をする必要がある

（原文縦書）

別　紙

本巣郡穂積町及び同郡巣南町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書

平成十五年五月一日から本巣郡穂積町及び同郡巣南町を廃し、その区域をもって「瑞穂市」を設置することに伴う「瑞穂市」の議会の議員の定数について、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十一条第七項の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

議会の議員の定数　　二十人

平成　　年　　月　　日

穂　積　町　長
巣　南　町　長

（原文縦書）

４．合併申請と県知事の処分決定

（1）合併申請書の提出

平成14年12月19日の両町議会の廃置分合議決を受けて、両町長連名による岐阜県知事あての「廃置分合申請書」を同月25日に提出した。その後、岐阜県知事から総務大臣に対して、両町の廃置分合に伴う市制施行について正式協議が行われ、平成15年2月14日に総務大臣より、岐阜県知事に対して、異議のない旨の回答がなされた。この回答は、同月21日、岐阜県知事より両町長あてに回答通知があった。

穂企第１７４号
総第１５９８号
平成１４年１２月２５日

岐阜県知事　梶　原　拓　様

穂積町長　松　野　幸　信

巣南町長　福　野　寿　英

本巣郡穂積町及び同郡巣南町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７条第１項の規定により、平成１５年５月１日から本巣郡穂積町及び同郡巣南町を廃し、その区域をもって新たに「瑞穂市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

第１　　市の名称及び市名選定の理由
第２　　市の事務所の位置及び選定の理由
第３　　合併の予定年月日
第４　　廃置分合を必要とする理由
第５　　議会の議決書及び会議録の写し
第６　　廃置分合に関する協議書の写し
第７　　合併協定書
第８　　新市建設計画
第９　　２町の現況表等（市の要件に関する調書を含む。）
第１０　その他関係資料

市町村第１２１６号
平成１５年2月２１日

本巣郡穂積町長
同郡巣南町長　様

岐阜県知事　梶原　拓

本巣郡穂積町及び同郡巣南町の廃置分合に伴う市制施行の協議について

標記のことについて、総務大臣から異議ない旨の回答がありましたので通知します。

（2）県議会議決から県知事の処分決定

平成15年3月19日、岐阜県議会において、穂積町及び巣南町の廃置分合申請に係る議案が可決された。そして、同月20日岐阜地域振興局において、同振興局長より「廃置分合処分決定書（合併許可書)」が交付された。(処分決定書は原文縦書)

市町村第１７４２号
平成１５年3月１９日

本巣郡穂積町長
同郡巣南町長　様

岐阜県知事　梶原　拓

市町の廃置分合に関する決定について（通知）

平成１４年１２月２５日付けで申請のあった本巣郡穂積町及び同郡巣南町を廃し、その区域をもって瑞穂市を置くことについては、地方自治法第７条第１項の規定に基づき、別添決定書のとおり処分しましたので通知します。

なお現在、総務大臣告示の手続中です。

市町の廃置分合処分決定書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７条第１項の規定により、平成１５年５月１日から本巣郡穂積町及び同郡巣南町を廃し、その区域をもって瑞穂市を置くものとする。

平成１５年3月１９日

岐阜県知事　　梶原　拓

（3）市町の廃置分合の告示

平成15年4月4日、総務大臣により両町の廃置分合が官報において告示された。

○総務省告示第289号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、岐阜県本巣郡穂積町及び同郡巣南町を廃し、その区域をもって瑞穂市を設置する旨、岐阜県知事から届出があったので、同条第6項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成15年5月1日からその効力を生ずるものとする。

平成15年4月4日

総務大臣　片山虎之助

（原文縦書）

5．新市発足に向けての準備

（1）全体的な準備・調整

市政施行に向けた各種事務調整を統一的かつ効率的に行うため、平成15年1月から3月にかけて、合併協議会事務局と合併協議会の6つの専門部会の書記（両町の職員。部課長級を配置。）による打ち合せ会議等のなかで、必要な作業をリストアップし、担当部会を設定した。その後、この打ち合せ会議において進捗状況を点検しながら、準備及び調整を進めた。

その後、平成15年4月7日に5月1日付け人事配置に係る内示が行われたことを踏まえ、新市体制を想定し、新市体制準備会議（市長職務執行者、部長級配属予定職員（9名））を設置して、事務分掌の整備、行事予定の確認、5月1日付けの専決処分予定案件の点検、開庁式の準備等、4月下旬まで各種の事務調整を進めた。

（2）福祉事務所設置に向けての準備

市制施行に伴って設置を義務づけられる福祉事務所の準備については、両町の福祉課担当職員及び合併協議会事務局で近隣市の福祉事務所の実態調査を行うことからスタートした。近隣の市へ平成14年4月頃より業務視察を行い、情報収集に努めた。また福祉事務所の業務は、県より権限委譲が伴うため、岐阜地域福祉事務所との調整を踏まえ、新市施行の約5ヶ月前の平成15年1月より、両町より各1名ずつ職員を県機関へ派遣し、生活保護事務等の新規付与事務について研修を行うこととした。両町の福祉担当課においても、順次調査・研究が進められ、後述する新規に行う事業への電算システムの整備や福祉事務所に必須となる職員配置や事務運営について事務体制の構築が進められた。

（3）新市の組織・機構の整備

新市の組織・機構については、平成14年10月23日第5回合併協議会で確認された。新市の組織については、特に窓口業務等の住民サービスが低下しないように、職員の意識改革を図るとともに、体制を十分考慮するとして、その結果、4部体制（総務部、市民部、都市整備部、水道部）で12課が配置され、その他、議会事務局、市長公室（2課・1チーム体制）、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、土地開発公社事務局、教育委員会事務局（3課体制）が配置された。また、これらの他に特に、巣南庁舎には、穂積庁舎へ移る機能を補完するため、巣南庁舎管理部（1課体制）を設置した。

新市の事務所は、分庁舎体制をとることとしていたので、巣南庁舎（旧巣南町役場）には、都市

整備部、水道部、教育委員会が配置されることとなった。このため、穂積庁舎（旧穂積町役場）には、巣南庁舎に配置される３つの機関の機能を市民保険課内に市民窓口として配置し、一方、巣南庁舎には、巣南庁舎管理部の下に、市民窓口課を設置し、両庁舎で同様な住民サービスが行えるように配慮した。

また、新市における人事配置については、平成15年3月26日において、5月1日付けの部課長級幹部職員の人事内示があり、4月7日には、一般職員の人事内示が行われた。

（4）電算システムの統合

電算システムは、両町とも大半のシステムが（財）岐阜県市町村行政情報センターによるシステムで稼動していたため、両町で導入していたシステムに相違は、ほとんど無かったが、システムの中には、一方の町のみで導入しているもの、あるいは、合併に伴って新規に導入を図るものがあり、同時に2町のデータを新市のデータとする移行の作業も必要であったため、その準備には、十分な時間をかけて行う必要があった。

実際の統合作業は、3町の合併協議会の設立後の平成14年5月から、情報センターより説明者を招聘し、作業工程の全体を理解することからスタートした。その後、合併協議会は、2町で再度立ち上げ直すこととなるが、電算システムの統合スケジュールは、構成町に変化があっても、基本的には変わることは無く、情報センター、合併協議会事務局、各町の電算担当者の間の協議により随時、採用システムの決定、機器の導入時期の検討が行われた。しかし、環境整備やデータの変換等の現実の準備作業としては、2町の協議会が設立された9月25日から動くこととなるため、当初より時間的な制約の厳しい中で進めざるを得なかったことも一方の現実であった。

平成14年12月中旬以降は、各業務を担当している職員と情報センター職員による業務ごとの打合せ会議が、繰り返し開かれ、電算システムの移行業務についての具体的な協議が進んだ。

これまで、両町で運用してきたシステムに加えて、生活保護システムや児童扶養手当システム等、市制施行に伴って、新たに付与される事業についても、新システムの導入が必要となり、これについては、業者の選定等、一から検討を行う必要があった。

電算の統合作業は、合併作業の中で最大限の注意を払って進められ、4月の中旬より、新市を前提としたデータ処理を通常の処理と同時に進め、統合がスムーズに進むよう準備を行ない、合併の前日である4月30日においては、ほぼ徹夜で、情報センター、各町の電算担当者、さらに各業務担当者によって最後の移行処理が行なわれた。その甲斐もあり、5月1日においては、大きなトラブルも無く、通常業務はスムーズに進んだ。

その他に、両町の庁舎配置の変更に伴う庁舎内ＬＡＮ整備についても、システムの導入案が固まるにつれ、ケーブル配線やハブ等の機器の必要数等検討を要するが、庁舎内ＬＡＮ整備を進める際には、両庁舎の課の配置と割当人員数を固める必要があったが、この配置と同時進行するかたちで、検討を始め、課の配置及び人員数の配置が固まった2月初旬頃には、オフィスのＰＣ配置や配線整備についても、最初の概案が作成された。しかし、その後も部課の編成や机、ＰＣ等の配置が流動的な状態が続いたため、庁内の電話配線やＬＡＮの整備や机の移動が具体的に行なわれたのは、巣南庁舎で4月の中旬、穂積庁舎は、4月下旬までずれ込むこととなった。

（5）条例・規則等の制定

新市設立と同時に必要となる条例、規則、その他の規程、要領等は、合わせて約400件となった。新市の例規作成は、委託業務として、㈱ぎょうせいへ委託した。実際には、平成14年11月下旬頃、各事業の調整が大方済んだ後、2町の条例・規則等を調整し、新市の例規整備がスタートした。

各町における各事業や手続き等の調整は、凡そ平成14年12月を目途に区切りをつけ、この内容を反映した条例の第1次原案を1月に㈱ぎょうせいが作成し、これを各町の担当者が再度修正する

形で例規整備は進んだ。その後、修正案を数回にわたって、精査する作業を繰り返した。この検討作業は、通常業務の時間の合間を縫って両町の担当者同士が直接調整する形で行われ、実際の検討作業は、他市の事例を参考にする等しながら、一つひとつの例規を検討していく作業となり、結局は、新市施行のぎりぎりである4月一杯まで、条例整備は調整を必要としたが、最終的には、131本の条例が職務執行者により5月1日に専決処分の後公布され、同様に規則は122本、要綱、要領や暫定施行の条例等の告示は60本、訓令は25本が定められた。また、暫定条例及び規則については、「穂積町国民健康保険税条例」及び同施行規則並びに「巣南町国民健康保険税条例」及び同施行規則を「瑞穂市の条例若しくは規則として引き続き施行する」として4件告示した。（60本の告示に含まれる。）

専決条例一覧

番号	件　　名
1	瑞穂市役所の位置を定める条例
2	瑞穂市の休日を定める条例
3	瑞穂市公告式条例
4	瑞穂市名誉市民条例
5	瑞穂市議会定例会条例
6	瑞穂市行政組織条例
7	政治倫理の確立のための瑞穂市長の資産等の公開に関する条例
8	瑞穂市情報公開条例
9	瑞穂市行政手続条例
10	瑞穂市印鑑条例
11	瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例
12	瑞穂市交通安全対策会議条例
13	瑞穂市生活安全条例
14	瑞穂市ポスター掲示場設置条例
15	瑞穂市選挙公報発行条例
16	瑞穂市監査委員条例
17	瑞穂市固定資産評価審査委員会条例
18	瑞穂市総合計画審議会条例
19	瑞穂市職員定数条例
20	瑞穂市職員の再任用に関する条例
21	瑞穂市職員の定年等に関する条例
22	瑞穂市職員の分限に関する条例
23	瑞穂市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
24	公益法人等への瑞穂市職員の派遣等に関する条例
25	瑞穂市職員の服務の宣誓に関する条例
26	瑞穂市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
27	瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
28	瑞穂市職員の育児休業等に関する条例
29	瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
30	瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
31	瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
32	瑞穂市特別職報酬等審議会条例
33	瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例

34	瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例
35	瑞穂市職員の給与に関する条例
36	瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例
37	瑞穂市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例
38	瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例
39	瑞穂市職員等の旅費に関する条例
40	瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
41	瑞穂市財政事情の作成及び公表に関する条例
42	瑞穂市特別会計条例
43	瑞穂市土地取得事業特別会計条例
44	瑞穂市税条例
45	中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例
46	樽見鉄道株式会社に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例
47	瑞穂市分担金徴収条例
48	瑞穂市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例
49	瑞穂市手数料条例
50	瑞穂市督促手数料及び延滞金徴収条例
51	農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例
52	瑞穂市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
53	瑞穂市基金条例
54	瑞穂市立学校設置条例
55	瑞穂市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
56	瑞穂市立幼稚園保育料徴収条例
57	瑞穂市学校給食共同調理場設置条例
58	瑞穂市教育研究所条例
59	瑞穂市社会教育委員条例
60	瑞穂市立瑞穂市民センター条例
61	瑞穂市公民館条例
62	瑞穂市図書館条例
63	瑞穂市体育施設条例
64	瑞穂市立学校体育施設開放条例
65	瑞穂市うすずみ研修センター条例
66	瑞穂市文化財保護条例
67	瑞穂市福祉事務所設置条例
68	瑞穂市福祉医療費助成に関する条例

69	瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例
70	瑞穂市社会福祉法人の助成の手続に関する条例
71	瑞穂市総合センター条例
72	瑞穂市コミュニティセンター条例
73	瑞穂市集会場条例
74	瑞穂市保育所条例
75	瑞穂市保育の実施に関する条例
76	瑞穂市重度心身障害児福祉金支給条例
77	瑞穂市父子家庭児童の医療費助成に関する条例
78	瑞穂市長寿者褒賞条例
79	瑞穂市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業実施条例
80	瑞穂市老人福祉センター条例
81	瑞穂市ゲートボール場条例
82	瑞穂市福祉作業所条例
83	瑞穂市国民健康保険条例
84	瑞穂市国民健康保険高額医療費資金貸付条例
85	瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
86	瑞穂市美来の森条例
87	瑞穂市火葬場条例
88	瑞穂市墓地条例
89	瑞穂市を清潔で美しいまちにする条例
90	瑞穂市農業委員会部会設置条例
91	瑞穂市ふれあい農園条例
92	瑞穂市農業振興地域整備促進協議会条例
93	瑞穂市営土地改良事業賦課金徴収条例
94	県営土地改良事業分担金徴収条例
95	瑞穂市中小企業損失補償条例
96	瑞穂市就業改善センター条例
97	瑞穂市都市計画審議会条例
98	瑞穂市地区計画等に関する手続条例
99	瑞穂市駐車場条例
100	瑞穂市自転車駐車場条例
101	瑞穂市原動機付自転車及び自転車の放置防止に関する条例
102	瑞穂市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
103	瑞穂市都市公園条例

104	瑞穂市横堤公園条例
105	瑞穂市違反広告物防止条例
106	瑞穂市都市下水路条例
107	瑞穂市上下水道事業運営審議会条例
108	瑞穂市農業集落排水処理施設条例
109	瑞穂市農業集落排水事業分担金条例
110	瑞穂市コミュニティ・プラント条例
111	瑞穂市コミュニティ・プラント受益者分担金条例
112	瑞穂市普通河川等取締条例
113	瑞穂市道路整備計画審議会条例
114	瑞穂市建築協定条例
115	瑞穂市旅館建築の規制に関する条例
116	瑞穂市建築物等に関するまちづくり条例
117	瑞穂市営住宅条例
118	瑞穂市水道事業の設置等に関する条例
119	瑞穂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
120	瑞穂市給水条例
121	瑞穂市消防団の設置等に関する条例
122	瑞穂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
123	瑞穂市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例
124	瑞穂市消防団員等公務災害補償条例
125	瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
126	瑞穂市水防団の設置等に関する条例
127	瑞穂市水防協議会条例
128	瑞穂市防災会議条例
129	瑞穂市災害対策本部条例
130	瑞穂市牛牧北部防災コミュニティセンター条例
131	瑞穂市防災行政無線通信施設条例

（6）新市の暫定予算の編成と各町の決算

新市の発足日が、平成15年5月1日であることから、平成15年度予算は、平成15年4月を両町の予算、5月から7月を新市暫定予算、8月から3月までを新市本予算として編成することとして、両町の財政担当者により、平成15年度予算編成方針として、各課担当者への周知を図った。4月の両町予算及び新市暫定予算に計上する歳出項目については、人件費、扶助費等の義務的経費や継続的な事務事業及び施設管理経費等の経常的経費、合併に伴う関連経費を計上することとし、投資的経費や政策的経費、新規事務事業は、計上しないこととした。

予算積算は、平成15年度に見込まれる財政需要のすべてを、旧町新年度予算、新市暫定予算、新市本予算の3つに分別計上し、それぞれの町において予算査定後、新年度4月予算とした。新市暫定予算及び本予算は、両町の財務会計システム環境に相違があったため、新市財務会計システムを構築し、予算入力環境が完成後、両町の積算資料を基にそれぞれの予算を再度入力する方法をとった。

凡その予算編成スケジュールは次のとおり。

〈平成15年度予算編成スケジュール表〉

期　　日	作　業　内　容
平成14年11月	平成15年度予算編成方針通知
平成14年11月中旬～ 平成14年12月中旬	予算積算入力（平成15年4月分から平成16年3月分まで） 但し、入力時に予算を3つに区分して入力
平成15年1月初旬～中旬	各町にて予算査定
～平成15年1月中旬	新市予算入力環境設定の完成
平成15年1月下旬～ 平成15年3月下旬	新市暫定予算（平成15年5月分から平成15年7月分まで）の入力
平成15年3月	各町議会定例会　新年度予算上程 平成15年度新市暫定予算説明会
平成15年4月	新年度予算執行（旧町4月予算）
平成15年4月上旬～	平成14・15年度未収金、未払金の入力開始
平成15年5月1日	新市暫定予算専決処分、暫定予算執行開始
平成15年5月中旬～ 平成15年6月上旬	予算説明会・新市本予算入力開始
平成15年6月1日	新市長選挙
平成15年6月上旬～中旬	新市本予算査定
平成15年6月25日	新市本予算議会上程
平成15年7月～	新市本予算執行

また、両町の決算は、平成14年度分と平成15年度4月の1月分について、新市移行後に行った。水道事業会計の決算認定については、地方公営企業法第30条に基づくため、一般会計や他の特別会計に先んじて、平成15年8月に監査を受け、同年9月の市議会定例会において認定を受けた。その他の会計（両町の一般会計及び5つの特別会計の平成14年度及び平成15年度1ヶ月間分の合計24会計）については、平成15年11月に監査を受け、12月の市議会定例会において、決算認定を受けた。補足であるが、穂積町・巣南町合併協議会の平成14年度及び平成15年度（1ヵ月分）の決算認定についても前期一般会計の決算認定と同様に監査を受け、12月の議会において認定を受けた。

（7）一部事務組合等との調整

両町若しくは一方の町が参加しており、その合併により法定の手続きが必要となる地方自治法上の組織は、1つの広域連合、6つの一部事務組合、3つの協議会（合併協議会も含む。）があった。これらの組織については、関係市町村において、穂積町及び巣南町の脱退、これに伴う規約変更についての議会議決若しくは専決処分、さらに、関係市町村による協議、これらの県への申請が必要であり、瑞穂市が加入することについても、同様の手続きをしなければならないので、その準備には、十分な時間が必要とされるところであったが、2町の合併においては、総務省告示が4月4日であり、上記の一連の手続きは、この告示後でないと行うことが出来ないため、4月下旬を目途に一斉に各市町村が専決処分を行い、各組織が協議を取りまとめ、申請を行うこととなり、大変切迫

した手順を踏まざるを得なかった。
平成15年1月より、合併協議会事務局から各組織へ瑞穂市設置に伴う移行事務処理について調整を始め、2月に入ると各組織からも関係市町村との連絡調整が行われ、前記のとおり、4月には告示後の関係市町村の議決若しくは専決処分、各組織から県への申請が行われた。このほかにも、関係市町村において、専決処分若しくは議会議決を要するものとして、「岐阜市と穂積町との間の消防事務の委託」及び「岐阜県下の42市町村で相互委託していた証明書の交付等の事務」の2つの委託事業についても、関係市町村において穂積町及び巣南町の脱退と瑞穂市の加入について同様に議会議決若しくは専決処分の手続きを行った。

（8）事務所・道標等の改修
分庁舎体制の整備に合わせて、事務事業の本庁機能統合と分庁舎への一部分散のため、両町の庁舎で部分的な改修の必要があった。各町関係施設の看板や石碑、道路標識の看板等の町管理分については、穂積町の区域内で68件、巣南町の区域内で37件について、変更の方法を一つひとつ検討し、平成15年2月頃より4月にかけて看板等を作成、修正、張替を行った。また、事務所のレイアウト等改修計画は、庁舎の部課配置等が決定するまで工事を開始しがたい事情が一方にあったが、平成14年12月頃より業者との調整を開始し、2月から3月にかけて部課配置が決定する同時期から新市移行後の予定配置人数を元に、電話・電源工事や庁舎内案内看板、備品発注等について案を作成、工事等を開始した。とりわけ、電話及び庁舎内のＬＡＮ配線の整備については、4月より新市への電話番号変更や両庁舎間のネットワークの連結等順次、整備が進んでいったが、最終的には4月末日まで整備がずれ込んだ。
新市の区域内における各種国・県関係の道標については、国道、県道にかかる道路標識等について、平成15年1月頃より合併協議会事務局から国土交通省中部地方整備局岐阜国道工事事務所及び岐阜建設事務所等へ報告、調整を行い、変更すべき標識についての要望を行った。結果として、5月1日にむけて、道路利用者の利便性を確保し、混乱等の生じないよう、必要な道路標識の表示変更を順次行っていった。

（9）引越し・事務所移転作業
新市への移行準備は、膨大多岐にわたるため、平成15年1月の時点で、移行に係る必要項目を洗い出し、両町の部課長職員を集め、準備項目を割振り、移行準備を進めることとした。この中で、組織体制の変更に伴う庁舎間の書類の移動作業は、穂積町の都市整備部、移動に伴う文書整理については、巣南町の水道課が主導で、両町間の調整を行うこととなった。両町の担当課の調整により、庁舎内の文書を保存する棚の各課への割り付け及び移動を必要とされる文書の見積が作成され、3月末から4月にかけて、庁舎間の文書移動が行われた。一方、部・課の配置や机、什機の配置等の新市における庁舎利用のレイアウトは、平成14年12月から15年1月にかけて、各町の総務部（課）主導で概案が作成されたが、職員異動の概要が4月までまとまらなかったため、貼りつけられる人員数が把握できず、レイアウトは、4月まで細かな点で流動的なものであった。巣南庁舎では、4月の中旬より各業者との契約により、電話及びＬＡＮ配線の整備、机の配置変更が行われた。一方、穂積庁舎でも同様の作業が必要であったが、全ての作業が4月末までずれ込む計画となった。このため、住民窓口の通常業務をスムーズに行うことに最大限の配慮を行うこととし、電話線整備や住民サービスに係るネットワークの整備を先行、終了させ、机その他の移動は、4月29日に穂積庁舎へ配置予定の職員総出で行われた。

（１０）閉町式の実施
閉町式は、穂積町は、平成15年4月16日総合センターサンシャインホールにて、巣南町は、同

月18日、中央公民館にて挙行した。両町の閉町式とも、衆議院議員（代理）、県知事（代理）及び近隣市町村長を来賓に招き、その他にも町議会議員、町議会議員退職者や一部事務組合等関係機関の代表者、町内各種団体の長等を招待し、招待客は、穂積町では、約500人、巣南町では、約200人となった。式次第は、両町とも凡そ下記のとおりで、岐阜地域振興局長、郡町村会長及び合併相手方の町長に祝辞を賜り、町旗降納し、式を閉じた。また、両町とも、町政功労者への記念表彰を行った。

【穂積町閉町式】
①開催日時　平成15年4月16日（水）午前10時開式
②場所　穂積町総合センターサンシャインホール
③参集者
（来賓）武藤衆議院議員（代理）、大野参議院議員（代理）、岐阜県知事(代理)、巣南町長、巣南町議会議長、岐阜市長（代理）、安八町長（代理）、墨俣町長、北方町長（代理）、本巣町長、真正町長、糸貫町長、根尾村長，川島町長、岐南町長、笠松町長、柳津町長
（特別表彰者）

自治功労	松野　幸泰（代理）
	松野　文司
社会福祉功労	東海　操
保健体育功労	学校法人朝日大学
	松野　力
保安功労	松野　周一
	松野　英二
治水功労	水野　孝
	矢野　誠一郎

（褒章伝達）紺綬褒章　杉山　道生
（表彰者）自治表彰、農業表彰、社会福祉表彰、保健体育表彰、教育表彰、学芸文化表彰、保安表彰、治水表彰、善行表彰　その他表彰　50名(5団体を含む)
（招待客）国・県機関、各種町内団体等の一般招待客　505名
④式次第
1. 開式の辞
1. 国家斉唱
1. 経過報告
1. 功労者特別表彰
1. 褒章伝達
1. 自治功労者及び善行者表彰
1. 町長式辞
1. 町議会議長挨拶
1. 来賓挨拶
1. 町旗降納
1. 閉式の辞

【巣南町閉町式】
①開催日時　平成15年4月18日（金）午前10時開式
②場所　巣南町公民館

③参集者

（来賓）武藤衆議院議員（代理）、大野参議院議員（代理）、岐阜県知事（代理）、本巣郡町村会長（本巣町長）、穂積町長、穂積町議会議長

（特別表彰者）

地方自治功労	岡田　　守
	堀　孝正
	馬渕　彬器
	吉本　幸一
	古川　正巳
	岡田　幸一
	児玉　春一
	後藤　　隆
	松尾　叔夫
	林　英雄
	馬渕　金雄
	矢野　初雄
	馬渕　國松
住民自治功労	加藤　利次
	馬渕　　徹
	棚橋　　昭
	岩田　與市
商工業振興功労	井上　武夫
農業振興功労	馬渕　文男
社会福祉功労	立木　眞澂
	髙橋　いさを
	星岡　吹子
保健衛生功労	若園　保之
	山田　和夫
	伊藤　幹男
	酒井　聖一郎
	髙田　敏夫
	西田　金作
交通安全功労	馬渕　春雄

（招待客）

北方町長（代理）、本巣町長、真正町長、糸貫町長、根尾村長（代理）、岐阜市長（代理）、山県市長職務執行者、川島町長、岐南町長、笠松町長、柳津町長（代理）、大垣市長、神戸町長、安八町長（代理）、大野町長、等　219名

④式次第

1. 開式のことば
1. 国家斉唱
1. 町長式辞
1. 議会議長あいさつ
1. 経過報告
1. 特別感謝状贈呈

1. 来賓祝辞
1. フィルム上映「町勢の花形・巣南町」
　タイムカプセルに託されたメッセージ披露
1. 町旗降納
1. 閉式のことば

（１１）閉庁式の実施

閉庁式は、平成15年4月30日、穂積町においては大会議室、巣南町においては、庁舎玄関前広場にて行った。両町とも、閉庁式は、各町の庁舎業務に対する儀礼的な区切りとしての主旨で行ったため、参加者も、各町の特別職及び一般職員により庁舎内の行事として簡素に実施した。

①開催日時（穂積町・巣南町）
　　平成15年4月30日（水）午後5時30分～午後5時50分
②場所
　穂積町　　大会議室（閉庁式前に、庁舎屋上にて町旗降納を行った。）
　巣南町　　庁舎玄関前の広場
③参集者　　特別職、一般職員
④次第
【穂積町】
（庁舎屋上にて町旗降納）
（大会議室にて閉庁式）
1. 開式の辞
1. 町長あいさつ
1. 特別職への花束贈呈
1. 閉式の辞
（庁舎玄関にて記念撮影）

【巣南町】
1. 開式の辞
1. 町長あいさつ
1. 特別職への花束贈呈
1. 町旗降納
1. 閉式の辞

第 6 章

瑞穂市誕生

第６章　瑞穂市の誕生

１．開庁式等

平成15年5月1日の新市発足日、穂積庁舎と巣南庁舎において、市長職務執行者のあいさつのもと、開庁式を開催した。開庁式は、新市長就任前であり、平常業務とともに新体制への準備が続いている状況であったため、式典は、簡素に行う方針であった。

瑞穂市役所開庁式

①日時　　平成15年5月1日（木）7：00～7：15（穂積庁舎）
　　平成15年5月1日（木）7：45～8：00（巣南庁舎）
②場所　　瑞穂市役所両庁舎玄関前
③参加者　　市議会議員及び職員
④式典内容
（穂積庁舎）司会　市長公室長
除幕式
　　瑞穂市役所銘板除幕　市長職務執行者　市議会議員　４名
開庁式
　　開式のことば　総務部長
　　テープカット　市長職務執行者　市議会議員１名
　　庁舎銘板除幕　市議会議員　２名
　　あいさつ　　瑞穂市長職務執行者　　福野寿英
　　祝　　辞　　市議会代表者　　松野武則
　　職員宣誓　　穂積庁舎職員代表
　　閉式のことば　市民部長

（巣南庁舎）司会　教育次長
除幕式
　　瑞穂市役所巣南庁舎銘版除幕　市長職務執行者　市議会議員　４名
開庁式
　　開式のことば　都市整備部長
　　テープカット　市長職務執行者　市議会議員１名
　　庁舎銘板除幕　市議会議員２名
　　あいさつ　　瑞穂市長職務執行者　　福野寿英
　　祝　　辞　　市議会代表者　　吉本幸一
　　職員宣誓　　巣南庁舎職員代表
　　閉式のことば　水道部長

２．事務引継等

（1）職務執行者

合併により新市において市長選挙が行われ、新市長が誕生するまでの間市長の業務を執行する市長職務執行者については、平成15年3月6日、地方自治法施行令第１条の２の規定により、「本巣郡穂積町及び同郡巣南町の廃置分合に伴う瑞穂市長職務執行者に関する協議書」を両町長が締結し、平成15年5月1日から瑞穂市長選挙（6月1日執行）までの間、福野寿英巣南町長を瑞穂市長職務

執行者とすることとした。
　両町の合併により、町長及び助役は失職することとなるため、両町それぞれで事務引継書を作成し、新市発足の日に、瑞穂市穂積庁舎において、旧穂積町、旧巣南町それぞれの助役の立会いのもと、瑞穂市長職務執行者へ旧町の事務を引き継いだ。

（2）合併時に設置する委員会
①選挙管理委員会
【式次第】

瑞穂市選挙管理委員会

日時　平成15年5月1日
於：瑞穂市役所穂積庁舎第1会議室

1. 開会の辞
2. あいさつ
3. 議題
　①瑞穂市設置に伴う事項について（議案第1号～16号）
　②瑞穂市長選挙に係る事項について（議案第17号～21号）
　③その他
4. 閉会の辞

【議題】
瑞穂市設置に伴う事項について
1号　瑞穂市選挙管理委員会委員長選挙及びその職務代理者の指定について
2号　瑞穂市選挙管理委員会規程の制定について
3号　瑞穂市選挙管理委員会処務規程の制定について
4号　瑞穂市選挙執行規程の制定について
5号　瑞穂市選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱の制定について
6号　瑞穂市政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の制定について
7号　瑞穂市ポスター掲示板の設置に関する規程の制定について
8号　瑞穂市選挙公報発行規程の制定について
9号　瑞穂市選挙管理委員会情報公開条例施行規程の制定について
10号　瑞穂市検察審査員候補者選定規程の制定について
11号　瑞穂市明るい選挙推進協議会規約の制定について
12号　投票区の設置について
13号　指定在外選挙投票区の指定について
14号　選挙人名簿の引継ぎについて
15号　在外選挙人名簿の引継ぎについて
16号　個別演説会等の施設の指定について
瑞穂市長選挙に係る事項について
17号　瑞穂市長選挙を行うべき事由の発生について
18号　瑞穂市長選挙の期日及びその告示日の決定について
19号　瑞穂市長選挙選挙会の場所及び日時の決定について
20号　選挙時登録の基準日等の決定について
21号　投票用紙の様式等の決定について
【市長選挙の日程】

・基準日　　平成15年5月24日
・登録日　　平成15年5月24日
・告示日　　平成15年5月25日
・選挙期日　　平成15年6月1日
・候補者説明会　平成15年5月12日(月)午後1時30分から
　　瑞穂市役所3階大会議室
・投票用紙の様式について（公職選挙法第45条第2項）
・選挙会の場所及び日時の決定について　平成15年6月1日午後9時
　　市民センター大ホール

【選挙管理委員会名簿】

職	氏　名
委員長	廣瀬正範
委員長職務代理	古川正巳
委員	船坂敏彦
委員	浅野邦夫

②固定資産評価審査委員会

【式次第】

瑞穂市固定資産評価審査委員会

平成15年5月1日
瑞穂市役所議員控室

1. 選任辞令交付
2. 瑞穂市長職務執行者あいさつ
3. 自己紹介
4. 議題

(1)固定資産評価審査委員会の委員長選出について
　・あらかじめ指定する委員について
(2)瑞穂市固定資産評価審査委員会規程の制定（告示）について
(3)瑞穂市固定資産審査委員会情報公開条例施行規則の制定（告示）について
(4)穂積町及び巣南町の事務引継ぎについて
　・穂積町　　・巣南町
(5)地方税法の改正について
(6)瑞穂市税条例について
(7)審査申し出の状況について

【固定資産評価審査委員会名簿】

職	氏　名
委員長	馬淵　正彦
委員長職務代理者	橋田　　勲
委員	牧野　泰蔵

③教育委員会

【式次第】

第1回　瑞穂市教育委員会

日時　平成15年5月1日

場所　瑞穂市役所巣南庁舎３階委員会室

1. 開会
2. 瑞穂市長職務執行者挨拶
3. 瑞穂市教育委員長選挙について
4. 瑞穂市教育委員長職務代理者選挙について
5. 議席の指定について
6. 会議録署名委員の指名について
7. 議事
 第１号議案　瑞穂市教育委員会職員の任命について
 第２号議案　瑞穂市教育長職務代理者の指名について
 第３号議案　瑞穂市教育委員会が定める規則・規程・要綱の制定について
 第４号議案　平成 15 年度瑞穂市教育方針（案）について
8. その他
9. 閉会

【教育委員会が定める規則・規程・要綱】

瑞穂市教育委員会公告式規則　他 21 件

瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱

発令番号	施行年月日	規則、要綱、規程
平成15年教育委員会規則第1号	平成15年5月1日	瑞穂市教育委員会公告式規則
平成15年教育委員会規則第2号	平成15年5月1日	瑞穂市教育委員会会議規則
平成15年教育委員会規則第3号	平成15年5月1日	瑞穂市教育委員会傍聴規則
平成15年教育委員会規則第4号	平成15年5月1日	瑞穂市教育委員会事務局処務規則
平成15年教育委員会規則第5号	平成15年5月1日	瑞穂市教育委員会聴聞規則
平成15年教育委員会規則第6号	平成15年5月1日	瑞穂市教育委員会事務委任規則
平成15年教育委員会規則第7号	平成15年5月1日	瑞穂市招致外国青年設置規則
平成15年教育委員会規則第8号	平成15年5月1日	瑞穂市立小中学校管理規則
平成15年教育委員会規則第9号	平成15年5月1日	瑞穂市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則
平成15年教育委員会規則第10号	平成15年5月1日	瑞穂市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則
平成15年教育委員会規則第11号	平成15年5月1日	瑞穂市立小中学校児童生徒の出席停止の手続に関する規則
平成15年教育委員会規則第12号	平成15年5月1日	瑞穂市就学指導委員会規則
平成15年教育委員会規則第13号	平成15年5月1日	瑞穂市立幼稚園管理規則
平成15年教育委員会規則第14号	平成15年5月1日	瑞穂市学校給食共同調理場運営規則
平成15年教育委員会規則第15号	平成15年5月1日	瑞穂市教育研究所条例施行規則
平成15年教育委員会規則第16号	平成15年5月1日	瑞穂市社会教育指導員設置規則
平成15年教育委員会規則第17号	平成15年5月1日	瑞穂市体育指導委員規則
平成15年教育委員会規則第18号	平成15年5月1日	瑞穂市公民館条例施行規則
平成15年教育委員会規則第19号	平成15年5月1日	瑞穂市図書館条例施行規則

平成15年教育委員会規則第20号	平成15年5月1日	瑞穂市体育施設条例施行規則
平成15年教育委員会規則第21号	平成15年5月1日	瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則
平成15年教育委員会規則第22号	平成15年5月1日	瑞穂市文化財保護条例施行規則

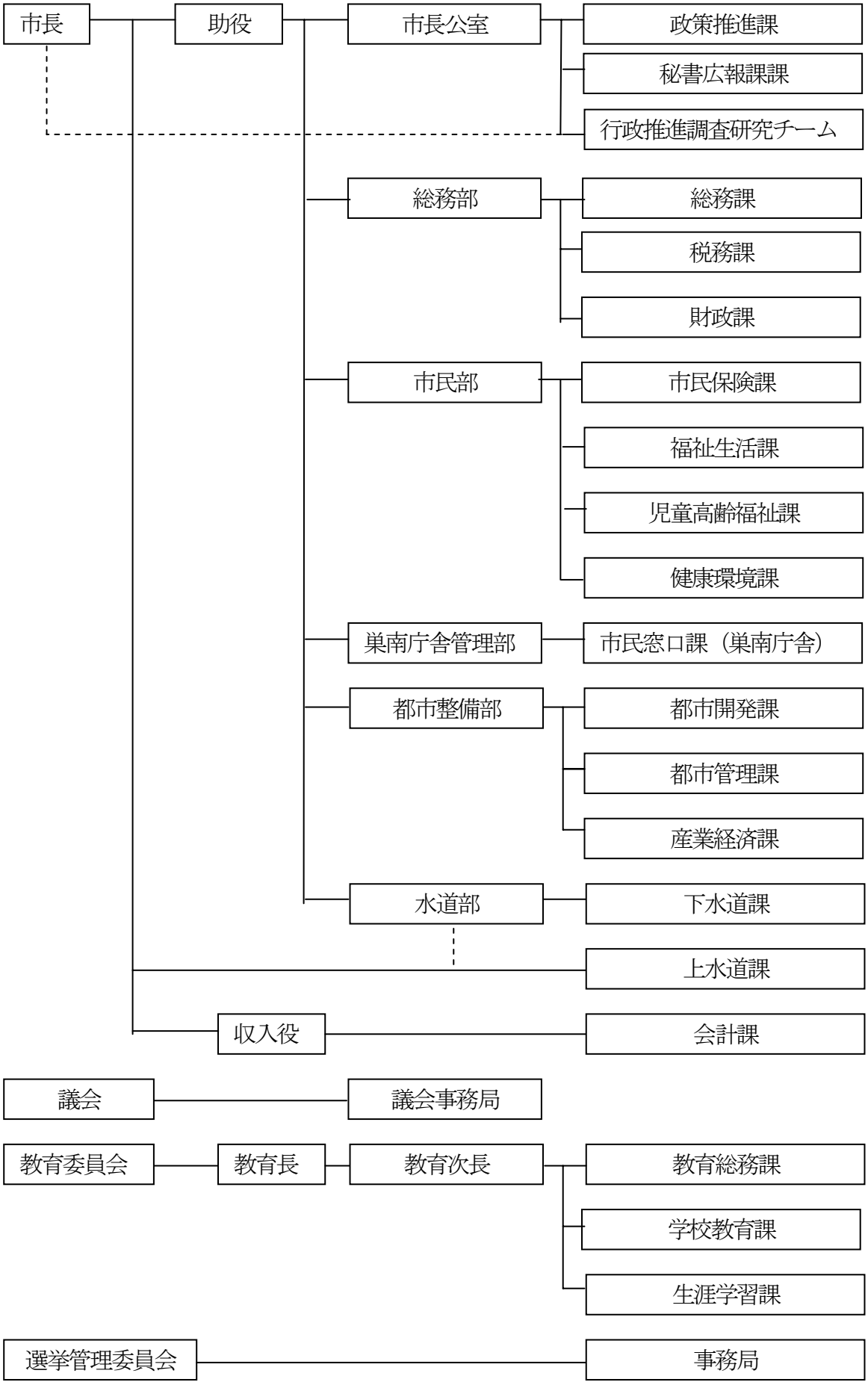
発令番号	施行年月日	規則、要綱、規程
平成15年教育委員会告示第1号	平成15年5月1日	瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱
平成15年教育委員会告示第2号	平成15年5月1日	瑞穂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
平成15年教育委員会告示第3号	平成15年5月1日	瑞穂市社会教育推進員設置要綱
平成15年教育委員会告示第4号	平成15年5月1日	瑞穂市青少年育成推進員設置要綱
平成15年教育委員会告示第5号	平成15年5月1日	瑞穂市図書館業務管理運営要綱
平成15年教育委員会告示第6号	平成15年5月1日	瑞穂市糸貫川運動公園管理棟の管理及び運営に関する要綱

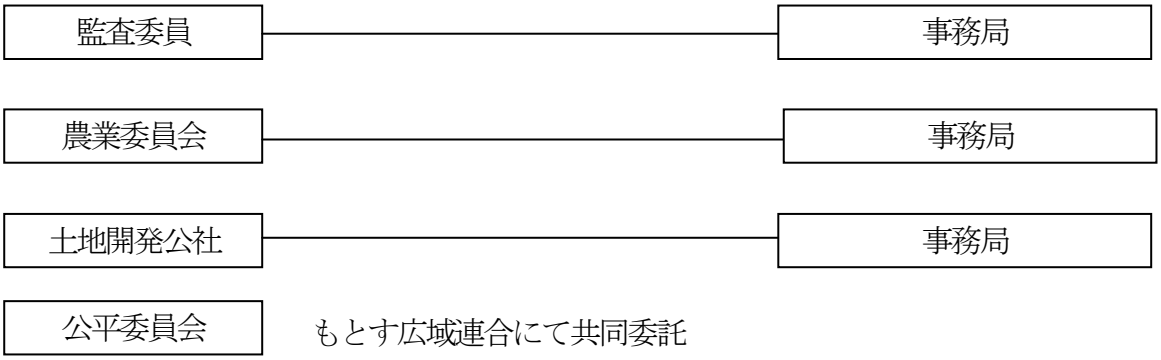
発令番号	施行年月日	規則、要綱、規程
平成15年教育委員会訓令第1号	平成15年5月1日	瑞穂市教育委員会事務決裁規程
平成15年教育委員会訓令第2号	平成15年5月1日	瑞穂市教育委員会公印規程
平成15年教育委員会訓令第3号	平成15年5月1日	瑞穂市招致外国青年就業要綱
平成15年教育委員会訓令第4号	平成15年5月1日	瑞穂市立小中学校プール管理規程

【教育委員会委員名簿】

職　　名	氏　　名
委員長	高原　　猛
委員長職務代理	木寺　清勝
委員	伊藤　光顕
委員	田口　博子

（3）瑞穂市事務機構・組織体制





３．第１回臨時議会（新市初議会）

瑞穂市の初議会は、平成15年5月13日穂積庁舎の議会議場に新市の議員32名が参集し、開催された。

上程された議案は、5月1日に市長職務執行者が専決処分した案件や議員提出された議案で、いずれも承認及び可決された。

【日程】

平成15年5月13日から16日（4日間）

【議案】

上程議案等

承認第１号　瑞穂市役所の位置を定める条例ほか１３０件の条例の専決処分について
承認第２号　平成１５年度瑞穂市一般会計暫定予算ほか８件の暫定予算の専決処分について
承認第３号　岐阜県市町村会館組合への加入ほか３件の一部事務組合への加入についての専決処分について
承認第４号　もとす広域連合への加入についての専決処分について
承認第５号　岐阜地域広域市町村圏協議会及び根尾川堤防道路補修協議会への加入についての専決処分について
承認第６号　岐阜市との間の消防の事務委託に関する専決処分について
承認第７号　証明書の交付等に関する事務の委託について（岐阜市）ほか３９件の専決処分について
承認第８号　瑞穂市指定金融機関の指定に関する専決処分について
議案第１号　もとす広域連合議会議員の選挙について
議案第２号　農業委員の推薦について

議員提出議案

発議第１号　瑞穂市議会会議規則の制定について
発議第２号　瑞穂市議会事務局条例の制定について
発議第３号　瑞穂市議会委員会条例の制定について

【正・副議長等選挙】

初議会では、議長、副議長、一部事務組合議会議員の選挙が行われるとともに、常任委員会及び議会運営委員会の委員を選任し、新市議会の組織が決定した。

瑞穂市議会組織図

議長　　吉本　幸一　　副議長　　澤井　幸一　　(32名　敬称略)

議席	氏　　名	常任委員会	議席	氏　　名	常任委員会
1	桜木ゆう子	産業建設委員会	17	日比野　昇	文教委員会
2	新井　正信	文教委員会	18	土屋　勝義	産業建設委員会
3	岡田　　均	総務委員会	19	澤井　幸一	文教委員会
4	吉村　武弘	文教委員会	20	辻　　文雄	総務委員会○
5	太田　定敏	厚生委員会	21	松野　義和	産業建設委員会
6	日高　　清	厚生委員会○	22	馬渕　金雄	総務委員会
7	小川　勝範	文教委員会	23	西岡　一成	総務委員会
8	小寺　　徹	総務委員会	24	松野　周一	産業建設委員会
9	藤橋　禮治	文教委員会○	25	西岡　妙子	文教委員会
10	山本　訓男	厚生委員会	26	佐藤多喜夫	厚生委員会
11	廣瀬　捨男	厚生委員会	27	廣瀬　正雄	文教委員会◎
12	清水　貞夫	総務委員会	28	山田　隆義	厚生委員会
13	加藤　茂晃	総務委員会	29	児玉　春一	産業建設委員会
14	星川　睦枝	産業建設委員会	30	進藤　末次	産業建設委員会◎
15	棚瀬　悦宏	厚生委員会◎	31	松野　武則	総務委員会◎
16	武藤　善照	産業建設委員会○	32	吉本　幸一	厚生委員会

◎は常任委員会委員長、○は常任委員会副委員長

4.市長選挙

新市の初代市長を決める市長選挙は、平成15年5月25日に告示され、6月1日に投票が行われた。新市最初の市長選には、旧穂積町の町長と議長の選挙となったが、当日開票の結果、松野幸信（前穂積町長）氏が初当選を果たした。

当日の有権者数は34,859人、投票率は54.12%であった。

瑞穂市長選挙開票結果　　(敬称略)

候補者	年齢	所属	得票
松野　幸信	69	無所属	9，939
山田　隆義	63	無所属	8，663

（市長任期：平成15年6月1日から平成19年5月31日まで）

5.平成15年第1回瑞穂市議会定例会

新市長就任後の議会は、平成15年6月25日から7月4日までの間開催され、平成15年度一般会計予算等の議案が提案された。いずれも原案通り可決された。

【新市本予算】

新市の平成15年度一般会計予算は、総額131億4,514万円で、旧2町の決算に伴う未執行経費残を引継ぐほか、新市になって新たに必要となった経費を加えたものである。また、国民健康保険特別会計ほか8件(水道事業会計を含む)の特別会計を合わせると233億1,884万6千円となった。

【人事案件】

助役、収入役等の人事案件の結果については、次のとおり同意された。(敬称略)

・助　役　　福　野　寿　英

・収入役	河　合　和　義			
・監査委員	土　屋　勝　義	大　石　英　博		
・教育委員会委員	高　原　　猛	木　寺　清　勝	伊　藤　光　顕	
	田　口　博　子			
・固定資産評価審査委員会委員	馬　淵　正　彦	橋　田　　勲	牧　野　泰　蔵	

6．瑞穂市誕生記念式典

平成15年7月27日、総合センターサンシャインホールにおいて、瑞穂市誕生記念式典を開催した。式典には、国や県、近隣市町村の首長や関係者、県議会議員、自治会長等約500人が出席した。式典では、市町村合併功労者総務大臣表彰の授与、市長式辞、来賓祝辞等と共に新市の市章が発表された。

瑞穂市誕生記念式典

①日時　　平成15年7月27日（日）9：00～12：00
②場所　　瑞穂市総合センターサンシャインホール
③参加者　総務大臣（代理）、国会議員２名（代理）、岐阜県知事（代理）、県議会議員２名、近隣市町村長等
④式典内容
（オープニング）
朝日大学吹奏楽部演奏
（式典）
開式の辞　助役　福野　寿英
国歌斉唱
市町村合併功労者総務大臣表彰　松野　武則（前穂積町合併推進特別委員会委員長）
吉本　幸一（前巣南町合併推進特別委員会委員長）
松野　幸信（前穂積町長、穂積町・巣南町合併協議会会長）
福野　寿英（前巣南町長、穂積町・巣南町合併協議会副会長）
市長式辞
市議会議長あいさつ
来賓祝辞
市章発表
閉式の辞　収入役　河合　和義　　（敬称略）

第７章

合併協議に係る関係資料

1.　穂積町及び巣南町の合併に対する取組み経過
（平成８年４月より）

第７章　合併協議に係る関係資料

１．穂積町及び巣南町の合併に対する取組み経過

年　月　日	内　　容
平成８年 4 月	本巣郡町村会（広域行政推進に関する委員会を設置）
平成９年 5 月	本巣郡町村会（広域行政推進に関する委員会より専門調査機関へ調査委託する提言）
平成１０年 8 月	本巣郡町村会（広域行政推進のため（社）地域問題研究所へ調査委託）
平成１１年 4 月 21 日	巣南町議会　兵庫県篠山市視察
7 月	（社）地域問題研究所から本巣郡町村会へ報告、郡議員研修会で勉強会。
9 月 24 日	巣南町議会　合併問題研究会の設置
10 月 1 日 10 月 18 日 ～19 日	穂積町議会議長、巣南町合併推進研究会長及び副会長　合併推進について打ち合わせ 穂積町議会　東京都あきる野市視察
12 月 12 月 9 日 12 月 20 日	本巣郡町村会（郡合併について困難の判断） 巣南町合併推進研究会 穂積町議会　合併研究協議会の設置（8 名で構成） 巣南町議会　合併推進特別委員会の設置
平成１２年 1 月 7 日 1 月 24 日	第 1 回穂積町合併研究協議会 第 2 回穂積町合併研究協議会 巣南町合併推進特別委員会
2 月 2 日 ～3 日 2 月 9 日 ～10 日 2 月 14 日 2 月 24 日	巣南町長　茨城県鹿嶋市視察 穂積町議会　兵庫県篠山市視察 第 3 回穂積町合併研究協議会 第 4 回穂積町合併研究協議会
3 月 7 日 3 月 23 日	巣南町合併推進特別委員会 穂積町議会合併推進特別委員会の設置（8 名で構成）
4 月 14 日 4 月 25 日	第 1 回穂積町合併推進特別委員会（巣南町との合同会議の開催について） 第 1 回穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議（両町議会の意見経過について）
5 月 9 日	第 2 回穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議（合併問題について研修）

5 月 25 日	第 3 回穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議（2 町の合併協議推進について）
6 月 22 日	巣南町合併推進特別委員会（意見の統一について）
6 月 23 日	穂積町・巣南町（両町長、合併推進特別委員会委員長及び副委員長合同打合せ）
6 月 27 日	第 4 回穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議（総務関係・財政状況の比較等）
7 月 21 日	第 5 回穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議（福祉・厚生・教育事業の比較等）
8 月 2 日	穂積町合併推進特別委員会（巣南町との合併協議推進について）
8 月 9 日	穂積町、巣南町の両町長、合併推進特別委員会委員長及び副委員長合同打ち合わせ
8 月 15 日	巣南町合併推進特別委員会
8 月 19 日	巣南町合併推進に関する会議（町長、助役、議長、合併推進特別委員会委員長及び副委員長、総務課長）
8 月 23 日	穂積町合併推進特別委員会（任意協議会の設置について） 第 6 回穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議（建設・産業事業の比較、任意協議会について）
8 月 29 日	穂積町合併推進特別委員会
10 月	本巣郡議長会（郡合併について検討）
10 月 14 日	巣南町議員全員協議会（郡合併の協議のため、2 町の合併協議は一時休止）
10 月 16 日	穂積町、巣南町の両町長、穂積町助役、両町議長、両町合併推進特別委員会委員長及び副委員長打合せ（議長会での郡合併の協議のため、2 町の合併協議は一時休止）
10 月 25 日	第 7 回穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議
11 月 30 日	本巣郡町村合併議員連絡会議の設置（郡合併について協議）
平成１３年 1 月 16 日	本巣郡町村合併議員連絡会議
2 月 7 日	本巣郡町村合併議員連絡会議が各首長へ「合併協議会の設置」を提言
3 月	本巣郡町村会（各町村の協議が十分でなく、近隣の町村の調査・協議の推進）
3 月 26 日	本巣郡町村合併議員連絡会議（提言書について各首長の意見を求める。） 穂積町議会議長、議員連絡会議に加わらない旨表明。
3 月 28 日	本巣郡町村会にて、穂積町長は郡合併に加わらない旨表明。
4 月 2 日	巣南町議会全員協議会（議員連絡会議の方針を見据え、穂積町との協議の一時猶予）
4 月 9 日	穂積町・巣南町合併推進特別委員会（本巣郡議長会の議員連絡会議の結論がでるまで、2 町の合併協議の一時猶予）
4 月 10 日	本巣郡議長会（議員連絡会議の存続と穂積町の非加盟について報告）

5 月 14 日	本巣郡町村会にて郡合併困難の確認（町村ごとに協議を行う方針について確認）
5 月 19 日	巣南町商工会（合併問題について勉強会）
5 月 28 日 ～29 日	巣南町区長会　兵庫県篠山市視察
5 月 30 日	巣南町議会全員協議会（巣南町長選挙後（10 月末）まで穂積町との合併協議の一時休止） 本巣郡町村合併議員連絡会議が解散
5 月 31 日	巣南町区長会（合併について経過報告） 穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議（巣南町長選挙後（10 月末）まで 2 町の合併協議の一時休止）
6 月 13 日	本巣郡広域合併議員懇談会にて巣南町長選挙後に合併の方針付けを検討することに
6 月 29 日	巣南町議会全員協議会（検討協議会人選について等）
7 月 17 日	巣南町合併検討協議会設置（町長、助役、議員及び住民代表で構成）
8 月 7 日	第 2 回巣南町合併検討協議会（穂積町との合併推進について方向付け）
8 月 22 日	巣南町議会全員協議会（穂積町との合併推進について確認） 穂積町、巣南町の両町の町長、議長、副議長、合併推進特別委員長、副委員長が揃い、2 町の合併協議を正式開始することについて打ち合わせ
8 月 29 日	穂積町合併推進特別委員会（巣南町との正式な合併協議の開始について検討）
9 月 6 日	穂積町議会全員協議会（巣南町との正式な合併協議の開始について検討）
9 月 18 日 ～10 月 20 日	巣南町第 1 回合併説明会
9 月 25 日	北方町議会定例会（合併問題特別委員会を設置）
10 月 15 日	穂積町議会全員協議会（準備協議会の人選、巣南町との合併協議推進等） 北方町合併問題特別委員会（郡合併について町長提案）
10 月 23 日	巣南町合併推進特別委員会（説明会の総括報告）
10 月 26 日	北方町合併問題特別委員会（郡合併について経過報告）
10 月 29 日	穂積町合併推進準備協議会設置（町長、助役、議員及び住民代表 23 名で構成） 巣南町議会全員協議会（説明会の総括報告）
10 月 30 日	第 3 回巣南町合併検討協議会（説明会の総括報告）
10 月下旬 ～11 月上旬	・北方町より穂積町へ郡一本化について協議できる最低限の条件を提示要請 ・穂積町長より回答
11 月 1 日	巣南町区長会（説明会の総括報告）
11 月 5 日	北方町へ本巣北部 4 町村より穂積町の条件について合意不可能の返答。

11 月 8 日	北方町合併問題特別委員会（本巣郡北部 4 町村の返答を報告。今後の方針について）
11 月 16 日	第 2 回穂積町合併推進準備協議会
11 月 19 日	穂積町合併推進特別委員会
11 月 26 日	穂積町農業委員会（準備協議会の報告等）
11 月 26 日 ～12 月 14 日	穂積町第 1 回意見交換会（町内 16 会場）
11 月 28 日	巣南町経営者協会（合併について経過報告）
11 月 29 日	穂積町合併推進特別委員会（準備協議会の報告等） 穂積町区長会（合併について経過報告）
11 月 30 日	第 3 回穂積町合併推進準備協議会（巣南町との公共施設比較等）
12 月 5 日	本巣郡老人クラブ連合会より穂積町長宛の提言書（郡合併の推進を提言）
12 月 7 日	穂積町町内会長協議会（合併について経過報告）
12 月 13 日	北方町合併問題特別委員会（郡合併について働き掛けを検討）
12 月 16 日	穂積町出前役場（西只越町内会）
12 月 17 日	巣南町合併推進特別委員会（穂積町意見交換会の概略報告等）
12 月 18 日	穂積町合併推進特別委員会（準備協議会・意見交換会の概略報告）
12 月 20 日	第 4 回穂積町合併推進準備協議会（意見交換会の報告、防災・治水政策等について）
12 月 21 日	第 8 回穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議
12 月 22 日	穂積町出前役場（野田新田町内会）
12 月 23 日	穂積町下生津町内会総会（合併について経過報告）
12 月 26 日	巣南町区長会（合併について経過報告）
12 月 27 日	第 9 回穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議（両町の意見交換会・説明会の報告）
平成１４年 1 月 8 日	第 5 回穂積町合併推進準備協議会
1 月 9 日	本巣郡町村会（郡合併について郡内町村長が話し合い）
1 月 16 日	巣南町農業委員会（合併についての経過報告）
1 月 21 日	北方町合併問題特別委員会（本巣郡町村会の報告について等）

1月25日	本巣郡議長会、1月21日郡内有志46名の議員より郡合併の趣意書を受け、本巣郡町村会へ趣意書を送付。
1月30日	本巣郡医師会より本巣郡町村会へ提言書（郡合併の推進、2段階合併の否定、住民投票の要望等）
1月31日	穂積町議会臨時会（合併推進特別委員会の定数を20名（議員全員）へ変更）
2月1日	本巣郡町村長会にて郡合併について再協議（首長間の折合いつかず、協議を継続）
2月4日	巣南町合併推進特別委員会
2月14日	穂積町合併推進特別委員会（準備協議会の報告、巣南町との合併協議推進の確認） 北方町と本巣北部4町村との協議（郡合併の可能性に折合いつかず）
2月18日	北方町合併問題特別委員会（本巣郡北部4町村との協議の報告について）
2月20日 ～21日	穂積町農業委員会　兵庫県篠山市視察
2月21日	北方町合併問題特別委員会（本巣郡南部2町との合併を検討。住民の意見聴取について） 本巣郡町村長会にて郡合併の検討継続は不可能の判断。
2月25日	北方町自治会長会議（本巣南部2町との合併協議を表明）
3月2日 ～9日	北方町合併に関する住民説明会（町内6会場）
3月4日	第10回穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議（両町が平成１５年４月１日を目標に合併を推進していくことを確認）
3月10日	穂積町出前役場（新町町内会）
3月12日	北方町から町長、議会議長及び合併推進特別委員長が来庁。穂積町と巣南町の合併協議への北方町の参画意向申し出
3月13日	穂積町合併推進特別委員会（北方町からの申出報告、意見交換会の開催について等）
3月22日	北方町議会定例会にて合併問題特別委員会の定数を8人から15人へ 第6回穂積町合併推進準備協議会（北方町からの申出について報告）
3月28日	第11回穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議（北方町からの申出報告、2町協議の継続の確認，合併推進室の設置について）
3月29日	巣南町議会議員全員協議会
4月1日	穂積町・巣南町合併推進室を巣南町役場に設置
4月6日 ～9日	穂積町第2回意見交換会(町内4会場)
4月8日 ～10日	巣南町第2回合併説明会(町内3会場)
4月11日	穂積町合併推進特別委員会（意見交換会の報告と北方町への回答案の検討）

4月12日	巣南町合併推進特別委員会（意見交換会の報告と北方町への回答案の検討）
4月15日	第7回穂積町合併推進準備協議会（意見交換会の報告と北方町への回答案の検討） 第12回穂積町・巣南町議会合併特別委員会合同会議（北方町への回答の確認）
4月16日	穂積町町内会長会議
4月17日	巣南町合併推進特別委員会 穂積町、巣南町の両町長、議長、合併特別委員会委員長が北方町長、議長へ3月12日の申し出受諾の旨回答。
4月19日	北方町議員全員協議会
4月22日	穂積町・巣南町・北方町合併特別委員合同会議（3町の合併協議について）
4月25日	穂積町、巣南町、北方町議会　法定合併協議会の設置議決
4月26日	穂積町・巣南町・北方町合併協議会規約制定に係る協議書調印
5月1日	穂積町・巣南町・北方町合併協議会発会式　場所：巣南町公民館ホール 1　開会のことば　4　来賓祝辞 2　会長あいさつ　5　閉会のことば 3　経過説明
	第1回穂積町・巣南町・北方町合併協議会　場所：巣南町役場大会議室 1　開会のことば 2　会長、副会長あいさつ 3　委嘱状交付および委員の紹介 4　議　題 報告事項 報告第1号　穂積町・巣南町・北方町合併協議会規約について 報告第2号　穂積町・巣南町・北方町合併協議会専門部会規程について 報告第3号　穂積町・巣南町・北方町合併協議会事務局規程について 報告第4号　穂積町・巣南町・北方町合併協議会財務規程について 報告第5号　穂積町・巣南町・北方町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について 協議事項 協議第1号　穂積町・巣南町・北方町合併協議会会議運営規程について 協議第2号　穂積町・巣南町・北方町合併協議会小委員会規程について 協議第3号　平成14年度穂積町・巣南町・北方町合併協議会予算について 協議第4号　穂積町・巣南町・北方町合併協議会小委員会への付託事項について 協議第5号　基本5項目について 5　その他 6　閉会のことば
5月7日	第1回新市名選定小委員会
5月9日	穂積町、巣南町、北方町を合併重点支援地域に指定

5月14日	第2回穂積町・巣南町・北方町合併協議会　　場所：巣南町役場大会議室 1　開 会 2　会長あいさつ 3　議 題 報告事項 報告第７号　穂積町・巣南町・北方町合併協議会会議傍聴規程について 報告第８号　穂積町・巣南町・北方町合併協議会会議録等閲覧規程について 報告第９号　新市名選定小委員会及び新市建設計画策定小委員会の委員長及び副委員長の選任について 報告第１０号　第１回新市名選定小委員会の報告について 4　その他 5　閉 会
5月21日	第1回建設計画策定小委員会
5月28日	第1回総務専門部会・第1回住民環境保健専門部会・第1回教育専門部会
5月29日	第1回福祉専門部会・第1回上下水道専門部会
5月30日	第1回産業建設専門部会
6月3日	第3回穂積町・巣南町・北方町合併協議会　　場所：巣南町役場大会議室 1　開 会 2　会長あいさつ 3　新委員委嘱 4　議 題 報告事項 報告第１１号　穂積町・巣南町・北方町合併協議会専門部会規程の一部改正について 報告第１２号　第１回新市建設計画策定小委員会の報告について 協議事項 協議第６号　慣行の取扱いに関すること 市民憲章、市章、市の花、木、鳥、魚、歌に関すること 協議第７号　消防に関すること 常備消防に関すること 協議第８号　農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 協議第９号　児童館に関すること 児童館に関すること 協議第１０号　町立小学校のプールの開放に関すること 町立小学校のプールの開放に関すること 5　その他 ・新市名称の応募状況について 6　閉 会
6月5日	第2回建設計画策定小委員会

6月6日	第2回住民環境保健専門部会
6月10日	第2回産業建設専門部会・第2回教育専門部会
6月13日	第2回総務専門部会・第2回福祉専門部会・第2回上下水道専門部会
6月16日	第2回新市名選定小委員会
6月17日	第4回穂積町・巣南町・北方町合併協議会　　場所：巣南町役場大会議室 １　開 会 ２　会長あいさつ ３　議 題 報告事項 報告第１３号　第２回新市建設計画策定小委員会の報告について 報告第１４号　第２回新市名選定小委員会の報告について 協議事項 協議第１１号　地方税の取扱い 個人市民税について 協議第１２号　地方税の取扱い 法人市民税について 協議第１３号　地方税の取扱い たばこ税に関すること 協議第１４号　組織及び機構について 土地開発公社に関すること 協議第１５号　組織及び機構について 福祉事務所について 協議第１６号　公共的団体の取扱い 体育協会に関すること 協議第１７号　公共的団体の取扱い 文化協会に関すること 協議第１８号　各種事務事業の取扱い 高齢者福祉事業（在宅介護支援センター委託業務事務） 協議第１９号　各種事務事業の取扱い 上下水道事業（受益者負担金及び分担金等） 協議第２０号　各種事務事業の取扱い 社会教育事業（地域振興） 協議第２１号　各種事務事業の取扱い その他の事業（姉妹盟約等） ４　その他 ５　閉 会
6月20日	第3回建設計画策定小委員会・第3回住民環境保健専門部会
6月21日	第3回産業建設専門部会
6月23日	第3回新市名選定小委員会

6月24日	第3回教育専門部会
6月28日	第3回総務専門部会
6月29日	第4回新市名選定小委員会
7月1日	第4回建設計画策定小委員会・第3回福祉専門部会
7月2日	第5回新市名選定小委員会
7月2日	第5回穂積町・巣南町・北方町合併協議会　　場所：巣南町役場 大会議室 １　開 会 ２　会長あいさつ ３　議 題 報告事項 報告第１５号　第３・４回新市名選定小委員会の報告について 報告第１６号　第３・４回新市建設計画策定小委員会の報告について 協議事項 協議第２２号　新市建設計画について 協議第２３号　議会議員の定数及び任期の取扱い 議員の定数及び任期に関すること 協議第２４号　地方税の取扱い 前納報奨金に関すること 協議第２５号　地方税の取扱い 課税免除・減免に関すること 協議第２６号　地方税の取扱い 特別土地保有税に関すること 協議第２７号　組織および機構について 公平委員会に関すること 協議第２８号　公共的団体の取扱い 教育振興会に関すること 協議第２９号　公共的団体の取扱い 文化財保護協会に関すること 協議第３０号　公共的団体の取扱い 女性の会に関すること 協議第３１号　消防団の取扱い 消防団に関すること 協議第３２号　各種事務事業の取扱い 広報広聴関係事業（広報誌の作成・発行） 協議第３３号　各種事務事業の取扱い 防災関係事業（防災行政無線） 協議第３４号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（合併処理浄化槽設置整備事業補助金） 協議第３５号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（合理化計画事業） 協議第３６号　各種事務事業の取扱い 農林関係事業（生産調整対策・米穀に関すること） 協議第３７号　各種事務事業の取扱い

	学校教育事業（就学区域） 協議第３８号　各種事務事業の取扱い 社会教育事業（社会教育施設の整備管理） 協議第３９号　各種事務事業の取扱い 社会教育事業（プール施設利用助成事業） ４　その他 ５　閉 会
7 月 5 日	第 4 回住民環境保健専門部会・第 4 回産業建設専門部会
7 月 8 日	第 4 回福祉専門部会
7 月 9 日	第 4 回教育専門部会
7 月 11 日	第 4 回総務専門部会・第 3 回上下水道専門部会
7 月 12 日	第 5 回建設計画策定小委員会
7 月 13 日	第 5 回住民環境保健専門部会
7 月 14 日	穂積町長選挙 第 6 回新市名選定小委員会
7 月 15 日	第 6 回穂積町・巣南町・北方町合併協議会　場所：巣南町役場 大会議室 １　開 会 ２　会長あいさつ ３　議 題 報告事項 報告第１７号　第５回新市建設計画策定小委員会の報告について 報告第１８号　第５・６回新市名選定小委員会の報告について 協議事項 協議第２２号　新市建設計画について 協議第４０号　地方税の取扱い 都市計画税 協議第４１号　地方税の取扱い 固定資産税 協議第４２号　地方税の取扱い 軽自動車税 協議第４３号　特別職等の身分の取扱い 特別職等の身分の取扱い 協議第４４号　一般職等の職員の身分の取扱い 一般職等の職員の身分の取扱い 協議第４５号　組織及び機構について 付属機関について 協議第４６号　組織及び機構について (財)施設管理公社について

協議第４７号　一部事務組合等の取扱い
　一部事務組合等の取扱い
協議第４８号　使用料、手数料等の取扱い
　手数料の取扱い
協議第４９号　公共的団体の取扱い
　自治会（区長・町内会長）
協議第５０号　公共的団体の取扱い
　自治会（公民館補助）
協議第５１号　公共的団体の取扱い
　自治会（町内会交付金等）
協議第５２号　公共的団体の取扱い
　社会福祉協議会（補助金）
協議第５３号　公共的団体の取扱い
　社会福祉協議会（委託事業）
協議第５４号　公共的団体の取扱い
　商工会（指導育成）
協議第５５号　町・字名等の取扱い
　町・字名等の取扱い
協議第５６号　国民健康保険事業の取扱い
　国民健康保険税に関すること
協議第５７号　各種事務事業の取扱い
　防災関係事業（消防施設）
協議第５８号　各種事務事業の取扱い
　防災関係事業（消防団等活動補助金及び自主防災組織育成補助金）
協議第５９号　各種事務事業の取扱い
　防災関係事業（街路灯）
協議第６０号　各種事務事業の取扱い
　高齢者福祉事業（長寿者褒賞）
協議第６１号　各種事務事業の取扱い
　高齢者福祉事業（敬老会）
協議第６２号　各種事務事業の取扱い
　児童福祉事業（保育所）
協議第６３号　各種事務事業の取扱い
　児童福祉事業（子育て支援助成金）
協議第６４号　各種事務事業の取扱い
　その他の福祉事業（乳幼児福祉医療）
協議第６５号　各種事務事業の取扱い
　その他の福祉事業（在宅ねたきり老人等重度障害者(児)介護慰労金）
協議第６６号　各種事務事業の取扱い
　その他の福祉事業（父子家庭児童扶養手当）
協議第６７号　各種事務事業の取扱い
　その他の福祉事業（老人保健無受診者記念品贈呈）
協議第６８号　各種事務事業の取扱い
　障害者福祉事業（重度心身障害児福祉手当等）

	協議第６９号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（一般廃棄物(ごみ)収集運搬等） 協議第７０号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（一般家庭用ごみ袋・処理券販売） 協議第７１号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（ごみの持ち込み日） 協議第３６号　各種事務事業の取扱い 農林関係事業（生産調整対策・米穀に関すること） 協議第７２号　各種事務事業の取扱い 建設関係事業（用地取得） 協議第７３号　各種事務事業の取扱い 建設関係事業（都市計画区域） 協議第７４号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（上水道使用料） 協議第７５号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（上水道加入負担金） 協議第７６号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（検査・証明手数料等） 協議第７７号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（下水道使用料等） 協議第７８号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（学校給食） 協議第７９号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（新入学児童ランドセルプレゼント） 協議第８０号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（公立幼稚園） 協議第８１号　各種事務事業の取扱い その他事業（火葬場の管理・運営） 協議第８２号　各種事務事業の取扱い その他事業（ケーブルテレビ加入促進制度） ４　その他 ５　閉 会
7 月 18 日	第6回建設計画策定小委員会
7 月 20 日	第1回調整小委員会（報酬）
7 月 23 日	第7回穂積町・巣南町・北方町合併協議会　　場所：巣南町役場 大会議室 １　開 会 ２　会長あいさつ ３　議 題 報告事項 報告第１９号　第６回新市建設計画策定小委員会の報告について 報告第２０号　第１回調整委員会（報酬）の報告について 協議事項 協議第２２号　新市建設計画について 協議第４３号　特別職等の身分の取扱い

特別職等の身分の取扱い（報酬）
協議第５４号　公共的団体の取扱い
商工会（指導育成）
協議第５６号　国民健康保険事業の取扱い（以下第６回合併協議会の続き）
国民健康保険税に関すること
協議第５７号　各種事務事業の取扱い
防災関係事業（消防施設）
協議第５８号　各種事務事業の取扱い
防災関係事業（消防団等活動補助金及び自主防災組織育成補助金）
協議第５９号　各種事務事業の取扱い
防災関係事業（街路灯）
協議第６０号　各種事務事業の取扱い
高齢者福祉事業（長寿者褒賞）
協議第６１号　各種事務事業の取扱い
高齢者福祉事業（敬老会）
協議第６２号　各種事務事業の取扱い
児童福祉事業（保育所）
協議第６３号　各種事務事業の取扱い
児童福祉事業（子育て支援助成金）
協議第６４号　各種事務事業の取扱い
その他の福祉事業（乳幼児福祉医療）
協議第６５号　各種事務事業の取扱い
その他の福祉事業（在宅ねたきり老人等重度障害者(児)介護慰労金）
協議第６６号　各種事務事業の取扱い
その他の福祉事業（父子家庭児童扶養手当）
協議第６７号　各種事務事業の取扱い
その他の福祉事業（老人保健無受診者記念品贈呈）
協議第６８号　各種事務事業の取扱い
障害者福祉事業（重度心身障害児福祉手当等）
協議第６９号　各種事務事業の取扱い
清掃環境事業（一般廃棄物(ごみ)収集運搬等）
協議第７０号　各種事務事業の取扱い
清掃環境事業（一般家庭用ごみ袋・処理券販売）
協議第７１号　各種事務事業の取扱い
清掃環境事業（ごみの持ち込み日）
協議第３６号　各種事務事業の取扱い
農林関係事業（生産調整対策・米穀に関すること）
協議第７２号　各種事務事業の取扱い
建設関係事業（用地取得）
協議第７３号　各種事務事業の取扱い
建設関係事業（都市計画区域）
協議第７４号　各種事務事業の取扱い
上・下水道事業（上水道使用料）
協議第７５号　各種事務事業の取扱い

	上・下水道事業（上水道加入負担金） 協議第７６号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（検査・証明手数料等） 協議第７７号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（下水道使用料等） 協議第７８号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（学校給食） 協議第７９号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（新入学児童ランドセルプレゼント） 協議第８０号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（公立幼稚園） 協議第８１号　各種事務事業の取扱い その他事業（火葬場の管理・運営） 協議第８２号　各種事務事業の取扱い その他事業（ケーブルテレビ加入促進制度） ４　その他 ５　閉 会
7 月 27 日	第 7 回新市名選定小委員会
7 月 29 日	第 8 回新市名選定小委員会
7 月 30 日	第 5 回福祉専門部会
7 月 31 日	第 8 回穂積町・巣南町・北方町合併協議会　　場所：巣南町役場 大会議室 １　開 会 ２　会長あいさつ ３　議 題 報告事項 報告第２１号　第７・８回新市名選定小委員会の報告について 協議事項 協議第２２号　新市建設計画について 協議第５３号　公共的団体の取扱い 社会福祉協議会（委託事業） 協議第６２号　各種事務事業の取扱い 児童福祉事業（保育所） （以下、協議第 63～82 号は第６回合併協議会より継続） 協議第６３号　各種事務事業の取扱い 児童福祉事業（子育て支援助成金） 協議第６４号　各種事務事業の取扱い その他の福祉事業（乳幼児福祉医療） 協議第６５号　各種事務事業の取扱い その他の福祉事業（在宅ねたきり老人等重度障害者(児)介護慰労金） 協議第６６号　各種事務事業の取扱い その他の福祉事業（父子家庭児童扶養手当） 協議第６７号　各種事務事業の取扱い

	その他の福祉事業（老人保健無受診者記念品贈呈） 協議第６８号　各種事務事業の取扱い 障害者福祉事業（重度心身障害児福祉手当等） 協議第６９号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（一般廃棄物(ごみ)収集運搬等） 協議第７０号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（一般家庭用ごみ袋・処理券販売） 協議第７１号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（ごみの持ち込み日） 協議第３６号　各種事務事業の取扱い 農林関係事業（生産調整対策・米穀に関すること） 協議第７２号　各種事務事業の取扱い 建設関係事業（用地取得） 協議第７３号　各種事務事業の取扱い 建設関係事業（都市計画区域） 協議第７４号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（上水道使用料） 協議第７５号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（上水道加入負担金） 協議第７６号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（検査・証明手数料等） 協議第７７号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（下水道使用料等） 協議第７８号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（学校給食） 協議第７９号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（新入学児童ランドセルプレゼント） 協議第８０号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（公立幼稚園） 協議第８１号　各種事務事業の取扱い その他事業（火葬場の管理・運営） 協議第８２号　各種事務事業の取扱い その他事業（ケーブルテレビ加入促進制度） ４　その他 ５　閉 会
8月1日	第5回総務専門部会
8月2日	第9回穂積町・巣南町・北方町合併協議会　　場所：巣南町役場 大会議室 １　開 会 ２　会長あいさつ ３　議 題 協議事項 （協議第74～82号は第6回合併協議会資料による） 協議第７４号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（上水道使用料） 協議第７５号　各種事務事業の取扱い

	上・下水道事業（上水道加入負担金） 協議第７６号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（検査・証明手数料等） 協議第７７号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（下水道使用料等） 協議第７８号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（学校給食） 協議第７９号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（新入学児童ランドセルプレゼント） 協議第８０号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（公立幼稚園） 協議第８１号　各種事務事業の取扱い その他事業（火葬場の管理・運営） 協議第８２号　各種事務事業の取扱い その他事業（ケーブルテレビ加入促進制度） （協議第83・84号は第８回合併協議会資料による） 協議第８３号　組織及び機構について 地域振興等のための付属機関の設置 協議第８４号　新市の名称について 協議第８５号　組織及び機構について 行政組織・機構について 協議第８６号　条例、規則等の取りい 新市における条例、規則の取扱い ４　その他 ５　閉 会
8月6日	穂積町合併推進特別委員会
8月12日	第10回穂積町・巣南町・北方町合併協議会　　場所：巣南町役場 大会議室 １　開 会 ２　会長あいさつ ３　議 題 協議事項　（継続分） 協議第６３号　各種事務事業の取扱い 児童福祉事業（子育て支援助成金） 協議第６４号　各種事務事業の取扱い その他の福祉事業（乳幼児福祉医療） 協議第６５号　各種事務事業の取扱い その他の福祉事業（在宅ねたきり老人等重度障害者(児)介護慰労金） 協議第６６号　各種事務事業の取扱い その他の福祉事業（父子家庭児童扶養手当） 協議第６７号　各種事務事業の取扱い その他の福祉事業（老人保健無受診者記念品贈呈） 協議第６８号　各種事務事業の取扱い 障害者福祉事業（重度心身障害児福祉手当等）

	協議第６９号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（一般廃棄物(ごみ)収集運搬等） 協議第７０号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（一般家庭用ごみ袋・処理券販売） 協議第７１号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（ごみの持ち込み日） 協議第７４号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（上水道使用料） 協議第７５号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（上水道加入負担金） 協議第７６号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（検査・証明手数料等） 協議第７７号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（下水道使用料等） 協議第８０号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（公立幼稚園） 協議第８３号　組織及び機構について 地域振興等のための附属機関の設置 協議第８４号　新市の名称について ４　その他 ５　閉 会
8 月 16 日	巣南町議会全員協議会 穂積町合併推進特別委員会
8 月 19 日	穂積町合併推進準備協議会 北方町合併問題特別委員会
8 月 21 日	巣南町合併協議会専門部会委員合同会議 北方町自治会連絡協議会
8 月 25 日 ～28 日	北方町住民説明会（3 町合併についてアンケート実施。推進 15%、反対 77%）
8 月 29 日	北方町合併問題検討協議会（合併協議会の離脱を可決） 北方町長、議長、合併問題特別委員会委員長が穂積町、巣南町の両町長と面談。 合併協議会からの離脱を申し入れ。
8 月 30 日	第 11 回穂積町・巣南町・北方町合併協議会　　場所：巣南町役場 大会議室 １　開 会 ２　会長あいさつ ３　議 題 ・合併協議について（協議会の休止承認） ４　その他 ５　閉 会
9 月 2 日 9 月 6 日	巣南町議会全員協議会（穂積町との合併協議推進の方針を確認） 穂積町合併推進特別委員会（北方町との合併協議について経過報告） 第 8 回穂積町合併推進準備協議会（北方町との合併協議について経過報告） 巣南町区長会（穂積町との合併について意見交換）
9 月 10 日	第 12 回穂積町・巣南町・北方町合併協議会　　場所：巣南町役場 大会議室 １　開 会 ２　会長あいさつ

	３　議 題 　協議事項 　　協議第８５号　穂積町・巣南町・北方町合併協議会の解散について ４　その他 ５　閉 会
9 月 10 日 ～12 日	穂積町と巣南町の合併についての巣南町住民説明会
9 月 11 日	穂積町と巣南町の合併についての穂積町住民意見交換会
9 月 13 日	第 13 回穂積町・巣南町合併推進特別委員会合同会議
9 月 17 日	穂積町議会・巣南町議会　穂積町・巣南町・北方町合併協議会廃止議案議決 穂積町議会・巣南町議会　穂積町・巣南町合併協議会設置議案議決 巣南町　穂積町・巣南町合併協議会設置の告示（穂積町は１８日に告示）
9 月 18 日	穂積町・巣南町合併協議会規約制定に係る協議調印 穂積町・巣南町合併協議会規約に関する協議調印
9 月 20 日	北方町議会　合併協議会廃止議案議決 穂積町・巣南町・北方町合併協議会の廃止に関する協議
9 月 24 日	穂積町、巣南町、北方町に対する合併重点支援地域の指定取消
9 月 25 日	穂積町・巣南町合併協議会発会式　会場：巣南町役場大会議室 １　開会のことば　４　委嘱状交付及び委員紹介 ２　会長あいさつ　５　来賓祝辞 ３　経過説明　６　閉会のことば 協議会看板設置 穂積町・巣南町合併協議会設置届（県へ） 穂積町及び巣南町の合併重点支援地域の指定申請（県へ）
9 月 25 日	第１回穂積町・巣南町合併協議会　会場：巣南町役場大会議室 １　開　会 ２　会長、副会長あいさつ ３　議　題 　報告事項 　　報告第１号　穂積町・巣南町合併協議会規約について 　　報告第２号　穂積町・巣南町合併協議会専門部会規程について 　　報告第３号　穂積町・巣南町合併協議会事務局規程について 　　報告第４号　穂積町・巣南町合併協議会財務規程について 　　報告第５号　穂積町・巣南町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

	報告第６号　穂積町・巣南町合併協議会小委員会の委員の指名について 協議事項 協議第１号　穂積町・巣南町合併協議会会議運営規程について 協議第２号　穂積町・巣南町合併協議会小委員会規程について 協議第３号　平成１４年度穂積町・巣南町合併協議会予算について 協議第４号　穂積町・巣南町合併協議会小委員会への付託事項について 協議第５号　基本５項目について ４　その他 ５　閉　会
9 月 25 日	第１回建設計画策定小委員会
9 月 27 日	穂積町及び巣南町に対する合併重点支援地域指定（通知）
9 月 30 日	第１回産業建設専門部会
10 月 1 日	第２回穂積町・巣南町合併協議会　　会場：巣南町役場大会議室 １　開　会 ２　会長　あいさつ ３　議　題 報告事項 報告第７号　穂積町・巣南町合併協議会会議傍聴規程について 報告第８号　穂積町・巣南町合併協議会会議録等閲覧規程について 報告第９号　第１回新市建設計画策定小委員会の報告について 報告第１０号　今後のスケジュールについて 協議事項 協議第６号　新市の名称について 協議第７号　農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い 協議第８号　公共的団体の取扱い 商工会（指導育成） 協議第９号　各種事務事業の取扱い 農業関係事業（生産調整対策・米穀に関すること） 協議第１０号　各種事務事業の取扱い 建設関係事業（都市計画区域） 協議第１１号　各種事務事業の取扱い 建設関係事業（用地取得） ４　その他 ５　閉　会 穂積町・巣南町合併協議会だより（創刊号）発行
10 月 2 日	第１回住民環境保健専門部会
10 月 3 日	第１回総務専門部会・第１回上下水道専門部会
10 月 4 日	第１回教育専門部会・第２回建設計画策定小委員会
10 月 8 日	第３回建設計画策定小委員会

10月9日	第3回穂積町・巣南町合併協議会　　会場：巣南町役場大会議室 １　開　会 ２　会長　あいさつ ３　議　題 報告事項 報告第１１号　第２・３回新市建設計画策定小委員会の報告について 報告第１２号　調整委員会（報酬）委員の指名について 協議事項 協議第１２号　新市建設計画について 協議第１３号　議会議員の定数及び任期の取扱い 協議第１４号　特別職等の身分の取扱い 協議第１５号　一般職等の職員の身分の取扱い 協議第１６号　条例、規則等の取扱い 協議第１７号　組織及び機構について 附属機関に関すること 協議第１８号　組織及び機構に関すること 公平委員会に関すること 協議第１９号　組織及び機構について 土地開発公社に関すること 協議第２０号　一部事務組合等の取扱い 協議第２１号　公共的団体の取扱い (財) 施設管理公社に関すること 協議第２２号　公共的団体の取扱い 自治会（区長・町内会長） 協議第２３号　公共的団体の取扱い 自治会（町内交付金等） 協議第２４号　公共的団体の取扱い 交通安全関係団体に関すること 協議第２５号　町名・字名等の取扱い 協議第２６号　慣行の取扱い 市民憲章、市章、市の花、木、色、鳥、魚、歌に関すること 協議第２７号　国民健康保険事業の取扱い 国民健康保険税に関すること 協議第２８号　各種事務事業の取扱い 広報広聴関係事業（広報誌の作成・発行） 協議第２９号　各種事務事業の取扱い 防災関係事業（消防施設） 協議第３０号　各種事務事業の取扱い 防災関係事業（自主防災組織育成補助金） 協議第３１号　各種事務事業の取扱い 防災関係事業（防災行政無線） 協議第３２号　各種事務事業の取扱い 防災関係事業（街路灯） 協議第３３号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（上水道使用料）

	協議第３４号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（上水道加入負担金） 協議第３５号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（検査・証明手数料等） 協議第３６号　各種事務事業の取扱い 社会教育事業（社会教育委員等） 協議第３７号　各種事務事業の取扱い 社会教育事業（地域づくり事業） 協議第３８号　各種事務事業の取扱い その他の事業（火葬場の管理・運営） 協議第６号　新市の名称について（継続） ４　その他 ５　閉　会
10月10日	第2回総務専門部会・第1回福祉専門部会
10月11日	第2回上下水道専門部会
10月12日	第2回住民環境保健専門部会
10月16日	第1回調整小委員会（報酬）
10月16日	第４回穂積町・巣南町合併協議会　会場：巣南町役場大会議室 １　開　会 ２　会長　あいさつ ３　議　題 協議事項 協議第６号　新市の名称について（継続） 協議第１２号　新市建設計画について（継続） 協議第１３号　議会議員の定数及び任期の取扱い（継続） 協議第３９号　地方税の取扱い 前納報奨金について 協議第４０号　地方税の取扱い 課税免除・減免について 協議第４１号　地方税の取扱い 個人市民税について 協議第４２号　地方税の取扱い 法人市民税について 協議第４３号　地方税の取扱い 都市計画税について 協議第４４号　地方税の取扱い 固定資産税について 協議第４５号　地方税の取扱い 特別土地保有税について 協議第４６号　地方税の取扱い 軽自動車税について 協議第４７号　地方税の取扱い

	たばこ税について 協議第４８号　組織及び機構について 福祉事務所について 協議第４９号　公共的団体の取扱い 自治会（公民館補助） 協議第５０号　公共的団体の取扱い 社会福祉協議会（補助金） 協議第５１号　公共的団体の取扱い 社会福祉協議会（委託事業） 協議第５２号　各種事務事業の取扱い 障害者福祉事業（重度心身障害児福祉金） 協議第５３号　各種事務事業の取扱い 高齢者福祉事業（在宅介護支援センター委託業務） 協議第５４号　各種事務事業の取扱い 高齢者福祉事業（ねたきり老人等重度障害者（児）介護慰労金） 協議第５５号　各種事務事業の取扱い 高齢者福祉事業（長寿者褒賞） 協議第５６号　各種事務事業の取扱い 高齢者福祉事業（敬老会） 協議第５７号　各種事務事業の取扱い 児童福祉事業（保育所） 協議第５８号　各種事務事業の取扱い 児童福祉事業（乳幼児福祉医療） 協議第５９号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（一般廃棄物（ごみ）収集運搬等） 協議第６０号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（一般家庭ごみ処理） 協議第６１号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（ごみの持ち込み日） 協議第６２号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（合併処理浄化槽設置整備補助金） 協議第６３号　各種事務事業の取扱い 清掃環境事業（合理化計画事業） ４　その他 ５　閉　会
10 月 16 日	新市建設計画県事前協議
10 月 17 日	第 2 回教育専門部会
10 月 18 日	第 3 回上下水道専門部会
10 月 21 日	第 3 回総務専門部会
10 月 23 日	第５回穂積町・巣南町合併協議会　　会場：巣南町役場大会議室

	1　開　会 2　会長　あいさつ 3　議　題 報告事項 報告第１３号　第１回調整委員会（報酬）の報告について 協議事項 協議第６号　新市の名称について（継続） 協議第５７号　各種事務事業の取扱い（継続） 児童福祉事業（保育所） 協議第６４号　特別職等の身分の取扱い 特別職等の報酬について 協議第６５号　組織及び機構について 行政組織・機構について 協議第６６号　使用料、手数料等の取扱い 手数料の取扱い 協議第６７号　公共的団体の取扱い 文化協会に関すること 協議第６８号　公共的団体の取扱い 体育協会に関すること 協議第６９号　公共的団体の取扱い 教育振興会に関すること 協議第７０号　消防の取扱い 常備消防に関すること 協議第７１号　消防の取扱い 消防団に関すること 協議第７２号　各種事務事業の取扱い 防災関係事業（消防団等活動補助金） 協議第７３号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（下水道使用料） 協議第７４号　各種事務事業の取扱い 上・下水道事業（受益者負担金及び分担金等） 協議第７５号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（就学区域） 協議第７６号　各種事務事業の取扱い 学校教育事業（学校給食） 協議第７７号　各種事務事業の取扱い 社会教育事業（社会教育施設の整備管理） 4　その他 5　閉　会
10 月 24 日	市制施行内協議事前提出
10 月 29 日	新市建設計画県事前協議回答
10 月 31 日	第６回穂積町・巣南町合併協議会　　会場：巣南町役場大会議室 1　開　会

	2　会長　あいさつ 3　議　題 報告事項 報告第１４号　新市建設計画について 協議事項 協議第６号　新市の名称について（継続） 4　その他 5　閉　会
10 月 31 日	新市建設計画県正式協議
11 月 1 日	穂積町・巣南町合併協議会だより（第２号）発行
11 月 5 日	新市建設計画県正式協議回答
11 月 8 日	第７回穂積町・巣南町合併協議会　会場：巣南町役場大会議室 1　開　会 2　会長　あいさつ 3　議　題 報告事項 報告第１５号　新市建設計画について 協議事項 協議第７８号　合併協定書（案）について 4　その他 5　閉　会
11 月 8 日	市制施行内協議
12 月 1 日	穂積町・巣南町合併協議会だより（第３号）発行
12 月 6 日	市制施行内協議回答（国→県）
12 月 9 日	市制施行内協議回答通知（県→町）
12 月 10 日	合併協定調印式　会場：巣南町役場富有の間
12 月 19 日	穂積町・巣南町議会議決 ・廃置分合、財産処分、経過措置（議会議員及び農業委員会委員の任期の特例）、議会議員の定数
12 月 19 日	穂積町・巣南町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議 穂積町・巣南町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議 穂積町・巣南町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議
12 月 25 日	廃置分合の申請
12 月 25 日	市制施行正式協議（県→国）

平成１５年 1月1日	穂積町・巣南町合併協議会だより（第４号）発行
1月24日	第８回穂積町・巣南町合併協議会　　会場：巣南町役場大会議室 １　開　会 ２　会長　あいさつ ３　議　題 報告事項 報告第１６号　合併の進捗状況について 確認事項 確認第１号　瑞穂市のふりがな表記について ４　その他 ５　閉　会
2月1日 2月14日 2月21日	穂積町・巣南町合併協議会だより（第５号）発行 新市建設計画ダイジェスト版発行 市制施行正式協議回答（国→県） 市制施行正式協議回答通知（県→町）
2月21日	第９回穂積町・巣南町合併協議会　　会場：巣南町役場第４会議室 １　開　会 ２　会長　あいさつ ３　議　題 協議事項 協議第７９号　平成１５年度穂積町・巣南町合併協議会予算について ４　その他 ５　閉　会
3月1日 3月4日 3月6日 3月19日 3月19日 3月19日 3月20日	穂積町・巣南町合併協議会だより（第６号）発行 第４回総務専門部会 穂積町・巣南町の廃置分合に伴う瑞穂市長職務執行者に関する協議 巣南町議会　合併協議会廃止議案議決 県議会廃置分合議決 知事の廃置分合処分決定 知事から総務大臣への届出 廃置分合処分決定書の交付

3月24日	穂積町議会　合併協議会廃止議案議決 穂積町・巣南町合併協議会の廃止に関する協議
3月27日	第１０回穂積町・巣南町合併協議会　　会場：巣南町役場大会議室 １　開　会 ２　会長　あいさつ ３　議　題 報告事項 報告第１７号　瑞穂市長職務執行者について 報告第１８号　市町の廃置分合に関する決定について ４　その他 ５　閉　会
4月1日 4月4日 4月16日 4月18日	穂積町・巣南町合併協議会だより（第７号）発行 総務大臣による廃置分合の告示 穂積町閉町式 巣南町閉町式
4月25日	第１１回穂積町・巣南町合併協議会（専門部会との合同会議） 会場：巣南町役場大会議室 １　開　会 ２　会長　あいさつ ３　議　題 協議事項 協議第８０号　穂積町・巣南町合併協議会の解散について ４　その他 ５　閉　会
4月30日	穂積町・巣南町合併協議会だより（最終号）発行 穂積町・巣南町合併協議会解散 閉庁式（各町にて）
5月1日 5月13日 ～16日 5月25日	瑞穂市誕生 開庁式 第１回臨時議会 市長選挙告示
6月1日 6月25日	瑞穂市長選挙投票日 第１回瑞穂市議会定例会
～7月4日 7月27日	 瑞穂市誕生記念式典

2. 合併協定書

合 併 協 定 書

平成１４年１２月１０日

岐 阜 県 本 巣 郡 穂 積 町

岐 阜 県 本 巣 郡 巣 南 町

１　合併の方式

本巣郡穂積町及び同郡巣南町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

２　合併の期日

合併の期日は、平成15年5月1日とする。

３　新市の名称

新市の名称は、瑞穂市とする。

４　新市事務所の位置

新市の事務所の位置は、本巣郡穂積町大字別府1288番地とする。現在の穂積町役場を穂積庁舎、現在の巣南町役場を巣南庁舎とする。

５　財産の取扱い

穂積町及び巣南町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引継ぐものとする。

６　議会議員の定数及び任期の取扱い

（１）議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

（２）新市の議会の議員の定数は、20人とする。

７　農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い

（１）新市に１つの農業委員会を置き、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「農委法」という。)第7条の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後１年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任

する。
（2）新市の選挙による委員の定数は20人とする。また、農委法第12条第1項第2号の規定による選任による委員の定数は、4人とする。

8　地方税の取扱い

（1）個人市民税及び法人市民税については、以下のとおりとする。
ア　個人市民税の税率は、現行のとおりとする。また、納期については、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）の規定による1期6月、2期8月、3期10月及び4期1月とする。
イ　法人市民税の税率については、現行のとおりとする。また、法人市民税の非課税法人の取扱いについても、現行のとおりとする。
（2）固定資産税については、以下のとおりとする。
ア　税率については、現行のとおりとする。
イ　納期については、地方税法の規定による1期4月、2期7月、3期12月及び4期2月とする。ただし、合併期日の属する平成15年度分については、第1期の納期を5月とする。
（3）軽自動車税については、以下のとおりとする。
ア　税率については、現行のとおりとする。
イ　納期については、地方税法の規定による4月とする。ただし、合併期日の属する平成15年度分については、5月とする。
ウ　標識については、合併後、新市による標識を交付することとし、合併期日前日までに各町で交付された標識は、廃車申告を行うまでは有効とする。また、新市での標識の交付は、穂積庁舎及び巣南庁舎においても交付する。
（4）市たばこ税の税率については、現行のとおりとする。
（5）特別土地保有税については、現行のとおりとする。
（6）都市計画税については、合併後においても課税しない。但し今後の財政計画見直し時において、課税についての検討を行う。
（7）各税の課税免除及び減免については、合併後においても現行のとおりとする。

9　特別職等の身分の取扱い

（1）市長のほか常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く。
（2）行政委員会委員等その他の特別職の職員については、その設置、人員、任期について各法令の定めるところに従い調整する。その他法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する必要のあるものは、新市において新たに設置する。
（3）常勤の特別職並びに法令で必置の行政委員会等の報酬等については、合併協議会で協議して定めた額を、新市施行時の暫定の金額とし、新市の報酬審議会等においてあらためて報酬等の金額を協議するものとする。

１０　一般職の職員の身分の取扱い

（1）穂積町及び巣南町の一般職の職員は、合併特例法第9条第1項の規定により、すべて新市

に引継ぐものとする。
（2）職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

１１　条例、規則等の取扱い

新市の設置に伴う条例、規則の制定にあたっては、合併協議会で協議された調整、確認内容に基づき、調整統一し、合併後の事務事業の支障のないように調整し、整備する。

１２　組織及び機構について

（1）新市の組織及び機構については、特に窓口業務等の住民サービスが低下しないように職員の意識改革を図るとともに、体制に十分配慮する。
（2）付属機関等の設置については、各機関の法的な設置根拠及びその所掌事務の内容を整理し、必要なものは新市で統合し、設置するものとする。
（3）公平委員会については、引き続きもとす広域連合において行う。
（4）新市において、福祉に関する事務所を設置する。

１３　一部事務組合等の取扱い

2 町がそれぞれ構成団体となっている一部事務組合等については、合併の日の前日をもって、当該組合等を脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加入する。

１４　使用料、手数料等の取扱い

使用料及び手数料については、合併時に統一する。

１５　公共的団体等の取扱い

公共的団体については、新市との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情に配慮しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

（1）各町共通の団体について

ア　穂積町の町内会組織及び巣南町の区組織は、名称を自治会に統一する。自治会組織の単位は、現行のとおりとする。連合組織は、合併後速やかに調整する。

自治会長報酬は、均等割と世帯割により算出し、自治会長の職務については、統一を図る。

イ　土地開発公社については、合併の日の前日をもって穂積町土地開発公社を解散する。合併の日以降巣南町土地開発公社の定款を変更し、新市の土地開発公社とする。

ウ　社会福祉協議会への委託事業は、従来のとおり実施する。社会福祉協議会が行っている遺族会、老人クラブ、母子福祉会の事務については、新市において支援する。穂積町における公設民営手法については、新市において協議調整する。

エ　商工会については、当面は現行のとおりとし、商工会統合のため、合併推進の協議機関を組織し、早期の統合を図る。

オ　交通安全対策協議会は、合併時に新市で統一組織を設置する。

カ　文化協会は、合併時に統合する。統合及び組織等に関しては、現関係役員が協議して自主

運営を目標に定める。現加盟団体は、現行のとおり引継ぎ、未加入のクラブサークル等は、加入促進を行い、協会の一員として活動することを基本とする。

キ　体育協会は、合併時にスポーツ少年団を含めた組織として統合する。統合及び組織等に関しては、現関係役員が協議して定め、自主運営とする。現加盟団体は、現行のとおり引継ぐものとし、同種目団体は、原則統合する。

ク　教育振興会は、新市において新たな組織の設立を検討する。継承する時期については、合併時に脱退することが基本である。他機関との関連もあり調整が必要となる。

（2）各町独自の団体について

新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

ア　穂積町の(財)穂積町施設管理公社は、合併に伴う名称、事務所の所在等の最小限度の寄附行為の変更を行い、現行のまま存続させる。

イ　巣南町の呂久地区農業集落排水管理組合及び西地区下水道推進協議会は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降、委託方法等については検討するものとする。

ウ　巣南町の下水道対策審議会は廃止し、新市において上水道事業、下水道事業も合わせた審議会を設置する。

１６　補助金、交付金等の取扱い

２町の補助金、交付金等は、その事業目的、効果を総合的に勘案し、２町で進めてきた見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。

（1）団体等への補助金については、以下のとおり調整するものとする。

ア　自治会等への交付金は２つに分け、 広報配布関係の交付金は、「事務取扱交付金」とし、その他の交付金は「自治会活動振興交付金」とする。

イ　2 町の社会福祉協議会の運営事業費の補助金交付については、新市においても従来どおり交付する。補助額については、新市において調整する。

ウ　社会福祉協議会において事務を行っている遺族会、老人クラブ、母子福祉会への補助金については、各団体の運営が図れるよう新市において調整する。

エ　2 町の消防に関連する各種団体への活動補助事業については、合併時は現行のとおりとし、3 年を目途に新市において調整統合を図る。

オ　巣南町の呂久地区農業集落排水管理組合及び西地区下水道推進協議会への補助金については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降、補助金額等については検討するものとする。

（2）各種事業への補助金については、各町で同一あるいは同種の補助金については、以下のとおり調整するものとする。

ア　地域集会施設の建築及び修繕に要する費用の一部を助成する。補助基準については、建設費の額又は、文部科学省学校建設基準額のうちいずれか少ない額とし、その 3 分の 1 の額を助成する。

１７　町、字名等の取扱い

（1）町、字の名称については、以下のとおりとする。

ア　穂積町の「大字本田」、「大字只越」、「大字別府」、「大字穂積」及び「大字稲里」は、「大字」を削除し、「本田」、「只越」、「別府」、「穂積」及び「稲里」とする。他は現行のとおりとする。

イ　巣南町は、全地区現行のとおりとする。

（2）町、字の区域は現行のとおりとする。

１８　慣行の取扱い

合併後に検討機関を設け新たに市民憲章、市章、市の花、木、色、鳥、魚、歌を制定するものとする。

１９　国民健康保険事業の取扱い

（1）保険税については、均一課税とする。ただし、平成15年度については旧町それぞれの税率を使用する不均一課税とする。課税限度額は、国の基準額どおり基礎課税額530,000円、介護納付金課税額70,000円とする。

（2）賦課方式については、医療分四方式賦課、介護分二方式賦課とする。

（3）軽減割合については、現行のとおりの7割軽減、5割軽減、2割軽減を適用する。

（4）賦課期日は4月1日とし、7月本算定とする。納期については、現行のとおり8期とする。

２０　消防の取扱い

（1）常備消防の事務については、概ね5年を目途に、新体制の確立を図る。合併時においては、現行処理形態（穂積町が岐阜市委託、巣南町が本巣消防事務組合で共同処理）を当面継続する。消防体制については、関係機関と速やかに調整を図るものとする。

（2）2町の消防団は、合併時において統合を図り、一団体制とする。各団の設備等の配置については、現行のとおりとする。活動服については新市で統一する。消防協会については、新市で設置の方向で調整を図る。

２１　各種事務事業の取扱い

2町が実施している独自の各種事業については、従来からの経緯・実情を考慮し、調整する。2町類似の事業については、合理化・効率化に努める。

２１－１　広報広聴関係事業の取扱い

広報の発行は、毎月１回発行とする。新市へ移行後速やかに発行する。広報誌のサイズは、Ａ４判とする。

２１－２　納税関係事業の取扱い

個人市民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、以下のとおりとする。

（1）交付率は、100分の0.5とする。

（2）月数については、全期前納方式による算定とする。

（3）交付額の限度額は、50,000円とし、10円未満の端数は切捨てる。

２１－３　防災関係事業の取扱い

（1）防災行政無線については、合併後当面は現行体制を維持し、新市において周波数の統合を含め、管理運用の統合を図る。穂積町の機器更新整備については、できるだけ早期に実施するものとする。

（2）街路灯については、設置費及び修繕費は、新市で負担する。電気料等の維持管理費は、地元自治会負担とする。

（3）消火栓設備については、新市の水道事業担当課で設置及び管理を行い、消防法及び同法施行令の設置基準の範囲内で、原則設置するものとする。なお、既存の消火栓を含め、設置及び管理に要する経費は、新市の一般会計で負担する。

　また、格納箱、ホース、ノズル等及び消火器の設置については、設置経費は自治会負担とし、その費用の2分の1を補助金として交付する。

（4）穂積町の自主防災組織の育成事業については、合併後も継続していく。補助金については、補助方法及び内容について、新市において調整する。

２１－４　障害者福祉関係事業の取扱い

（1）重度心身障害児福祉金については、支給金額は、障害児1人につき、年額36,000円で実施する。対象児は、身体障害者手帳所持者で1級から2級までの20歳未満の者、並びに療育手帳所持者でAの判定を受けた20歳未満の者とする。

（2）在宅ねたきり老人等重度障害者（児）介護慰労金制度は、新市においては実施しない。新市において介護家族の負担の軽減を図るため、短期入所サービスにおける利用者負担分につき助成する。短期入所利用は、1回あたり4日以内とし、年6回までとする。助成額は、介護報酬の個人負担分の9割以内とする。対象者は、生計中心者の年収10,000,000円程度までの世帯とする。

２１－５　高齢者福祉関係事業の取扱い

（1）在宅介護支援センター事業については、「地域型支援センター」が3箇所となり、合併後、統括すべき「基幹型支援センター」の設置を併設も含め、検討する。社会福祉協議会及び民間在宅介護支援センター等への業務委託は、現行のとおりとする。

（2）敬老会事業については、両町の小、中学校の校区単位の地域開催型の敬老会に移行する。両町の現行予算額内で実施する。実施方法については、開催校区ごとで協議調整する。

　また、穂積町の75歳記念写真事業は、新市においては実施しない。

（3）長寿者褒賞事業については、以下のとおりとする。

ア　長寿祝い金を99歳1,000,000円、95歳100,000円、90歳50,000円、88歳30,000円とする。

イ　88歳、90歳、95歳については、当該年度においてそれぞれの年齢に到達する者を対象とし、敬老会の近日に贈呈する。99歳については、99歳の誕生日において、引き続き5年以上新市の区域内に住所を有する者に対し、誕生日に贈呈する。

ウ　新市の区域内に住所を有する者のうち、長寿者褒賞制度の改正により、祝い金の贈呈対象

から漏れる 99 歳の者に対しては、移行時特例を設けて贈呈する。

２１－６　児童福祉関係事業の取扱い

（1）保育所における各種運営については、以下のとおり実施する。

ア　普通保育について、保育料については、階層区分は、国の階層区分基準の 7 段階とし、年齢区分は、国の基準の 3 歳未満児、3 歳以上児とする。料金については、表第 1 のとおりとする。保育時間については、平日午前 8 時から午後 4 時まで、土曜日午前 8 時から午前 12 時までとする。対象児は 10 ヶ月児から 5 歳児、未満児保育実施施設は現行のとおりとする。

イ　早朝保育について、実施施設は、現行のとおりとし、保育時間は、午前 7 時 30 分から午前 8 時までとする。

ウ　長時間保育について、実施施設は、現行のとおりとし、保育時間は、午後 4 時から午後 5 時までとする。巣南町の長時間保育料は、新市においては廃止する。

エ　延長保育については、保育時間は、午後 5 時から午後 7 時までとする。実施施設は現行のとおりとし、対象児は、10 ヶ月児から 5 歳児までとする。保育料については、A階層 0 円、B階層 1,000 円、C及びD階層 5,000 円とする。

表第 1

入所児童の属する世帯の定義	料金			(円)
	区分	階層定義	3 歳未満児	3 歳以上児
生活保護法による被保護世帯	A		0	0
前年度分の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯（A階層及びD階層を除き）	B	市民税非課税世帯（母子等）	0	0
		市民税非課税世帯	1,800	1,200
	C	市民税課税世帯（母子等）	5,800	3,700
		市民税課税世帯	7,800	5,700
A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	D1	64,000 円未満	15,000	12,100
	D2	64,000 円以上 160,000 円未満	26,700	16,600
	D3	160,000 円以上 408,000 円未満	39,600	17,400
	D4	408,000 円以上	44,000	19,200
同一世帯から 2 人以上の児童の入所のある場合	B階層～D1 階層	最も年齢が高い児童		全額
		第２子児童		半額
		第３子以降の児童		1 割額
	D2 階層～D4 階層	最も年齢が低い児童		全額
		次に年齢が高い児童		半額
		その次に年齢の高い児童		1 割額

（2）乳幼児福祉医療制度については、5 歳の誕生月の末日まで入院、外来とも対象とする。

２１－７　清掃・環境関係事業の取扱い

（1）一般廃棄物（ごみ）収集運搬については、当面、現行の制度を継続する。新市において制度の統一を図り、調整を行なう。

（2）一般家庭用ごみ処理については、生ごみについては、ごみ袋大50円／枚、小30円／枚として当面継続する。粗大ごみについては、持ち込み、ステーション排出、戸別収集について、当面、現行の制度を継続し、新市において制度の統一を図り、調整を行う。

（3）ごみの持ち込み日については、当面、現行の制度を継続する。新市において制度の統一を図り、調整を行なう。

（4）下水道整備等による合理化に関する協定による代替業務は、随意契約業務として新市に引継ぐ。

（5）合併処理浄化槽設置整備事業補助制度については、合併後の下水道供用開始区域外において、表第2のとおり実施する。

表第2

人槽区分	補助金額　（円）	人槽区分	補助金額　（円）
5人槽	354,000	11～20人槽	981,000
6～7人槽	411,000	21～30人槽	1,668,000
8～10人槽	519,000	31～50人槽	2,238,000

２１－８　農林関係事業の取扱い

生産調整対策事業については、国の転作目標について、100％完全達成する。また、当面は現行のとおり実施し、新市において新しい農業政策の制度を確立する。

２１－９　建設関係事業の取扱い

（1）用地取得については、計画幅員 6m以下の用地買収単価については、現行の路線価を基準に一定率を乗じた単価で買収する。その他の幹線道路については、鑑定評価額を基準とした単価で買収する。

（2）都市計画区域については、当面は現行のとおりとし、新市において都市計画区域等の見直しを図る。

２１－１０　上・下水道関係事業の取扱い

（1）上水道使用料及び加入負担金については、表第3のとおりとする。上水道使用料は、巣南町及び巣南町・神戸町水道組合の口径別基本水量付料金を穂積町と同一の基本水量付逓増料金とし、メーター使用料を新たに設定する。

表第3

基本料金	800円（1月につき、基本水量　10m³）		
超過料金	基本水量を超えた1m³につき 20m³以下　90円 21m³以上50m³以下　100円 51m³以上　110円		
メーター使用料			
口径	使用料	口径	使用料
13mm	50円	50mm	500円
20･25mm	120円	65･75･100mm	1,300円
30mm	200円	125･150mm	2,000円
40mm	250円		
加入負担金			
口径	負担金		
13mm	70,000円		
20mm	110,000円		
25･30mm	220,000円		
40mm以上	450,000円		

（2）上水道の材料検査手数料、工事検査手数料、水道料金納付証明手数料及び督促手数料については、表第4のとおりに合併時に統一する。

表第4

①材料検査手数料	・水栓類1箇につき　30円 ・管種（1本又は1条若しくは1箇につき） 50mm未満　50円 50mm以上　60円 100mm以上　100円 ・制水弁1箇につき 100mm未満　100円 100mm以上　200円 ・消火栓1箇につき　100円
②工事検査手数料	・1栓につき　200円 ・1栓を増す毎に　100円
③水道料金納付証明書の手数料	・1件につき　300円
④督促手数料	・1件につき　200円

（3）2町の下水道受益者分担金については、以下のとおりとする。

ア　穂積町のコミュニティ・プラント事業における受益者分担金は、一般住宅については、

150,000 円、マンション、アパート、事務所等については、150,000 円に延床面積 200 ㎡を超えた場合は 1 ㎡につき 440 円を加えた額とする。

イ　巣南町の呂久地区の農業集落排水事業における受益者分担金は、一般住宅については、200,000 円とする。

ウ　巣南町の西地区特定環境保全公共下水道事業における受益者分担金は、新市において決定する。

（4）下水道使用料については、表第 5 のように統一する。ただし、合併後 2 年間は超過料金を 15%軽減する。また、上水道以外の使用水量の認定は、穂積町の例による。ただし、農業集落排水事業は合併後 2 年間は現行のとおりとする。

表第 5

使用料（1使用月につき）	基本料金	1,600 円	排除量 10m³まで
	超過料金	180 円／m³	排除量 10m³を超える分
	計量によらない（よることができない）場合の排除量の認定	1 使用月当り認定基準排除量	世帯人員
		15m³	1 人
		23m³	2 人
		31m³	3 人
		39m³	4 人
		47m³	5 人
		1 人増える毎に 6m³を加える	6 人以上

（5）私道内の下水道本管工事については、当分の間、現行のとおりとし、新市において基準を統一する。

（6）公共汚水ますの設置基準については、以下のとおりとする。

ア　同一宅地内の 2 箇所目以降は、自費工事とする。

イ　増設については、公道に面する箇所については、町施行で行うが、開発道路に面する箇所については、開発者負担とする。

（7）生活排水処理事業にかかる助成制度については、以下のとおり実施するものとする。

ア　排水設備等改造助成金については、合併時に統一する。

イ　排水設備宅地内改造費用融資あっせん制度については、合併時に統一するが、利子補給制度については行わない。

（8）上水道及び下水道工事指定店手数料は、現行のとおり 14,000 円とする。

２１－１１　学校教育関係事業の取扱い

（1）給食費については、小学校児童 3,900 円、中学校生徒 4,600 円、幼稚園園児 3,600 円とする。徴収方法は口座振替とし、納期限については、毎月 10 日とする。ただし、4 月については、30 日とする。

（2）就学区域の変更は、新市全域において、必要があれば調整する。就学区域の弾力化は、平成 16 年度に、新市全域において、弾力化を目指す。

２１－１２　社会教育関係事業の取扱い

（1）各社会教育施設の整備管理については、以下のとおりとする。

ア　利用方法及び利用許可については、平成15年度は、現行のとおり各施設で受付、許可を行う。新市において利用方法等の統一を図る。

イ　利用時間については統一を図る。利用料金についても施設状況を鑑み調整を行う。

ウ　減額及び免除については、穂積町の減免規程を参考に整備を行う。新市において市域で構成される減免が必要な社会教育・体育その他団体については、各団体を統括する部署より申請し決定する。

エ　備品貸出については、無料貸出を前提に、台帳、貸出用途を整備する。

オ　施設管理人は、平成15年度は、現行の管理方法により旧町の施設を管理する。

（2）穂積町の校区活動や巣南町のフェスタ等、地域づくり事業は、その役割は大きく、地域連帯意識の高揚を目的として穂積町方式を承継する。ただし、自治会組織の協力が不可欠であり、自治会との意思疎通を図り、当分の間は現行で実施する。事業活動の概要は、スポーツ、文化事業、奉仕活動を基本として各委員会の独自性を尊重する。

（3）新市の社会教育委員については、巣南町の公民館運営審議会と穂積町の図書館協議会の職務を包括した社会教育委員を置く。

２１－１３　その他の事業の取扱い

（1）穂積町の火葬場の利用等については、地元自治会（町内会）等と協議し、合意を得て、現行のとおりとする。

２２　新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

3. 新市建設計画

穂積町・巣南町の合併まちづくりの将来ビジョン・巣南町

新市建設計画



穂積町・巣南町合併協議会

目　次

第１章　はじめに…

１－１　合併の必要性 …… 2
１－２　計画策定の趣旨 …… 4

第２章　新市の概況

２－１　新市の位置、地勢および面積 …… 6
２－２　新市の人口および世帯数 …… 7

第３章　主要指標の見通し

３－１　人口の見通し …… 12
３－２　就業人口の見通し …… 14

第４章　将来ビジョン

４－１　新市の将来像 …… 16
４－２　まちづくりの目標 …… 17
４－３　新市建設の基本方針 …… 18
４－４　土地利用の基本方針 …… 22

第５章　新市の主要施策

５－１　新市の施策体系 …… 26
５－２　快適な《交流都市》の創造 …… 27
５－３　住みやすい《環境都市》の創造 …… 32
５－４　安心できる《健やか都市》の創造 …… 34
５－５　心豊かな《人づくり都市》の創造 …… 36
５－６　人がふれあう《協動都市》の創造 …… 38
５－７　躍動する《活力都市》の創造 …… 40
５－８　市民のための《健全行政都市》の創造 …… 42

第６章　新市における県事業

６－１　快適さと交流を創造する交通基盤の整備 …… 46
６－２　安全で潤いある河川の整備 …… 46
６－３　情報基盤の充実 …… 47

第７章　公共的施設の統合整備の方針

７－１　公共的施設の統合整備の方針 …… 50

第８章　財政計画

８－１　前提条件 …… 52
８－２　財政計画（普通会計） …… 54

第1章 はじめに…

第１章　はじめに…

１－１　合併の必要性

穂積町、巣南町の 2 町は、岐阜県の県都岐阜市と大垣市の間に位置します。東に長良川、西に揖斐川が流れ、水に恵まれた地域であり、中山道や宿場町なども位置し、古くから農耕地帯として、さらに交通の要衝として発展し、相互の結びつきの強い地域です。

また、2 町は、もとす広域連合において、介護保険やし尿処理などで共同事務を既に行っているほか、国道 21 号や主要地方道岐阜巣南大野線、県道穂積巣南線など、2 町を連絡する道路が整備、または計画され、共通の生活・経済圏を形成しており、広域的な視点から、2 町が一体となったまちづくりが求められています。

１）広域化する生活圏域への対応

道路網の整備や車社会の進展により、住民の生活圏域は、急激な広域化が進んでおり、行政サービスにおいても、個別の市町村の枠組みを超えた対応が求められています。

このため、地理的な面、歴史的な面および経済的な面から密接な関係にある 2 町の行政が一体となって、広域的かつ効率的な行政サービスを進めることにより、広域化する生活圏域における住民需要に対応します。

２）多様化・高度化する住民ニーズへの対応

人々の価値観の多様化や※1 ライフスタイルの変化などに伴い、行政に対する住民ニーズも多様化、高度化しつつあります。加えて、少子・高齢化の進行に伴い、福祉・保健・医療分野における行政需要が今後いっそう増大することが予想されます。

※1 ライフスタイル…生活様式

このような中、多様化する行政需要に対応できるよう、2町が合併し、それぞれの特徴を活かしながら、多様で高度なサービスを実現することにより、魅力あるまちづくり、住民福祉の向上を図ります。

また、行政と地域社会との連携や、地域が主体となったまちづくりが必要とされる中で、地域コミュニティに求められる役割や、地域コミュニティが求める需要も変化しつつあります。このため、2町が一体となり、地域コミュニティの様々な活動を支援し、自立できる地域コミュニティづくり、行政と地域のパートナーシップの構築を図ります。

３）地方分権の受け皿への対応

地方分権の本格的な進展により、国や県から市町村への各種の権限委譲がいっそう進むことが予想されます。

しかし、経済成長が伸び悩み、厳しい自治体財政の中、市町村の裁量による地域社会づくりは、各市町村の行財政能力や、まちづくりに取り組む姿勢が問われるものと言えます。

このため、2町が一体となって、地方分権社会にふさわしい行財政基盤を強化し、効率的な行財政運営を進めることにより、地方分権の受け皿としてふさわしい行政組織の構築、行政能力の向上を図ります。

１－２　計画策定の趣旨

１）計画の趣旨

本計画は、穂積町、巣南町の合併後の新市を建設していくための基本方針、および基本方針に基づいた総合的な施策を定め、この実現を図ることにより、2 町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と地域の生活力・経済力の向上を図るものです。

２）計画の構成

本計画は、新市建設の基本方針（将来ビジョン）、新市建設の根幹となるべき事業と施策（新市の主要施策）、公共的施設の統合整備に関する方針、および新市の財政計画を中心として構成されます。

３）計画の期間

本計画のうち、将来ビジョンは長期的展望に基づき策定します。また、建設計画、公共的施設の統合整備に関する方針、財政計画については平成 15 年度から平成 24 年度までの 10 か年の計画とします。また、本計画は、社会情勢や財政状況の変化に伴い、所要の手続きを経て、見直しや変更を行うことができます。

第2章 新市の概況

第２章　新市の概況

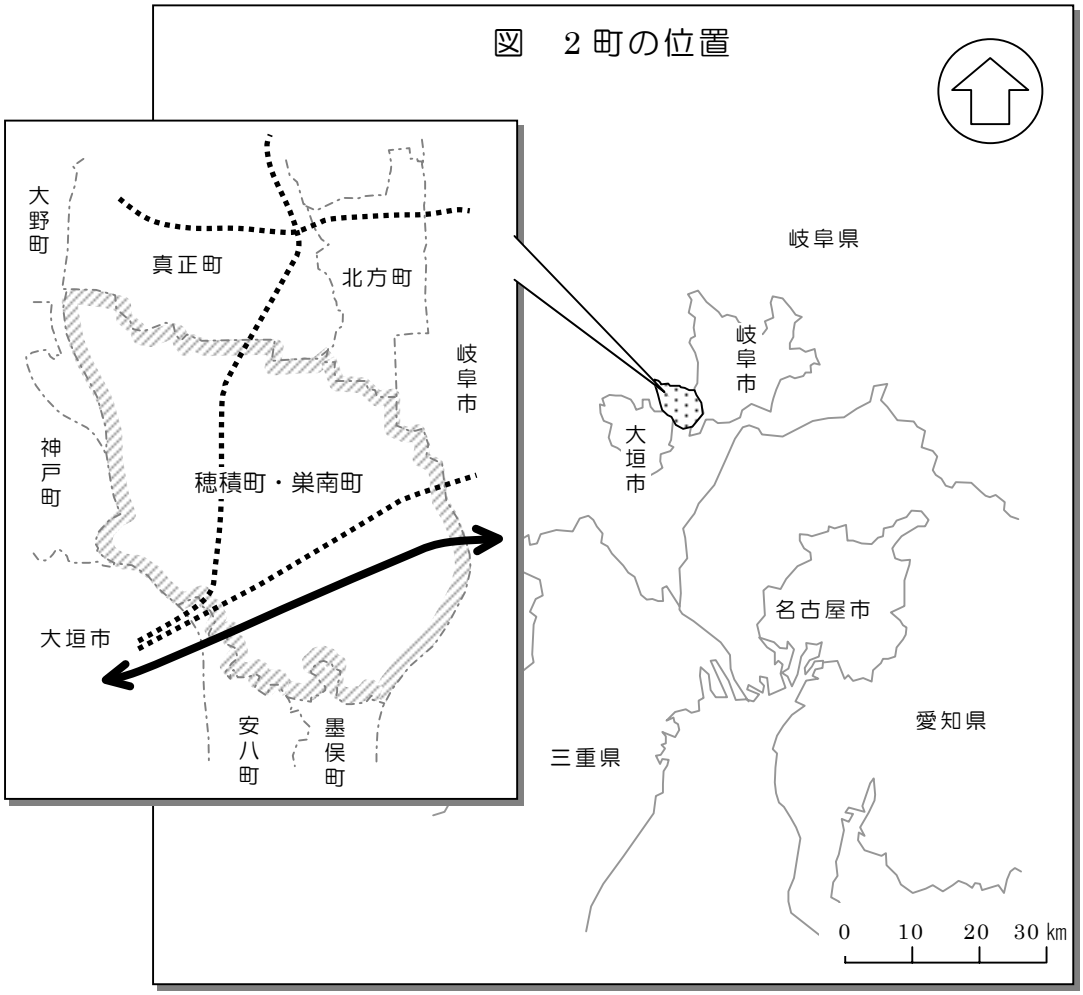
２－１　位置、地勢および面積

穂積町、巣南町は、岐阜県南西部に位置し、東部は県都岐阜市に接し、北部は真正町および北方町に、西部は大野町、神戸町および大垣市に、南部は安八町および墨俣町に接しています。

また、2 町の西端には揖斐川が、東端には長良川が流れており、地形は概ね平坦地で、古くから恵まれた水を活かした田園都市として発展をとげてきました。

2 町の面積は、穂積町が 16.41 km²、巣南町が 11.77 km² であり、合計面積は 28.18 km² となっています。

図　2 町の位置



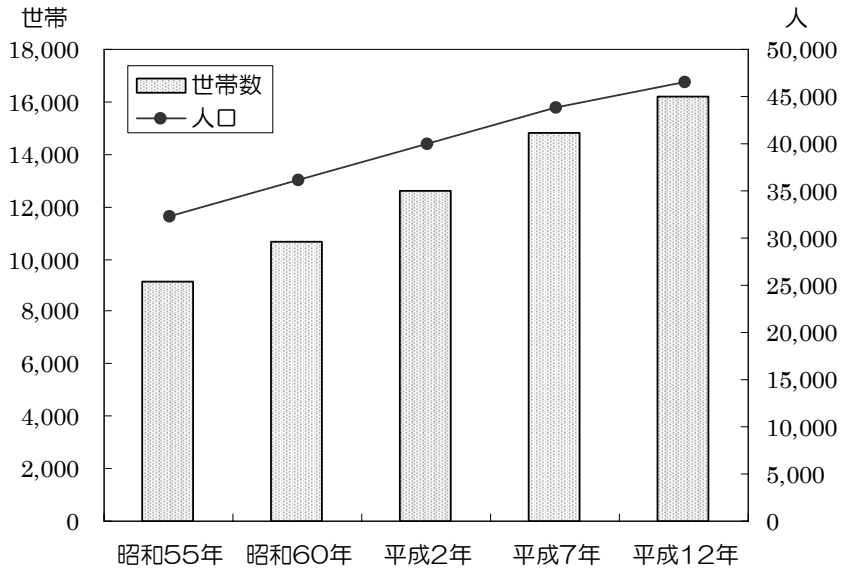
２－２　人口および世帯数

１）人口および世帯数の推移

2 町の総人口は、平成 12 年の国勢調査によると 46,571 人であり、昭和 55 年の人口（32,247 人）と比較すると、概ね 1.4 倍となっています。人口の伸び率は年々小さくなってはいるものの、平成 7 年から 12 年にかけては、年平均 1.2%の増加率で増えています。

世帯数は、平成 12 年の国勢調査で 16,197 世帯となっており、人口と同じく増加傾向にあります。一方、1 世帯当たりの人口は、平成 12 年で約 2.88 人／世帯となっており、昭和 55 年の 3.52 人／世帯と比較して年々減少傾向にあり、着実に核家族化が進行していることがうかがえます。

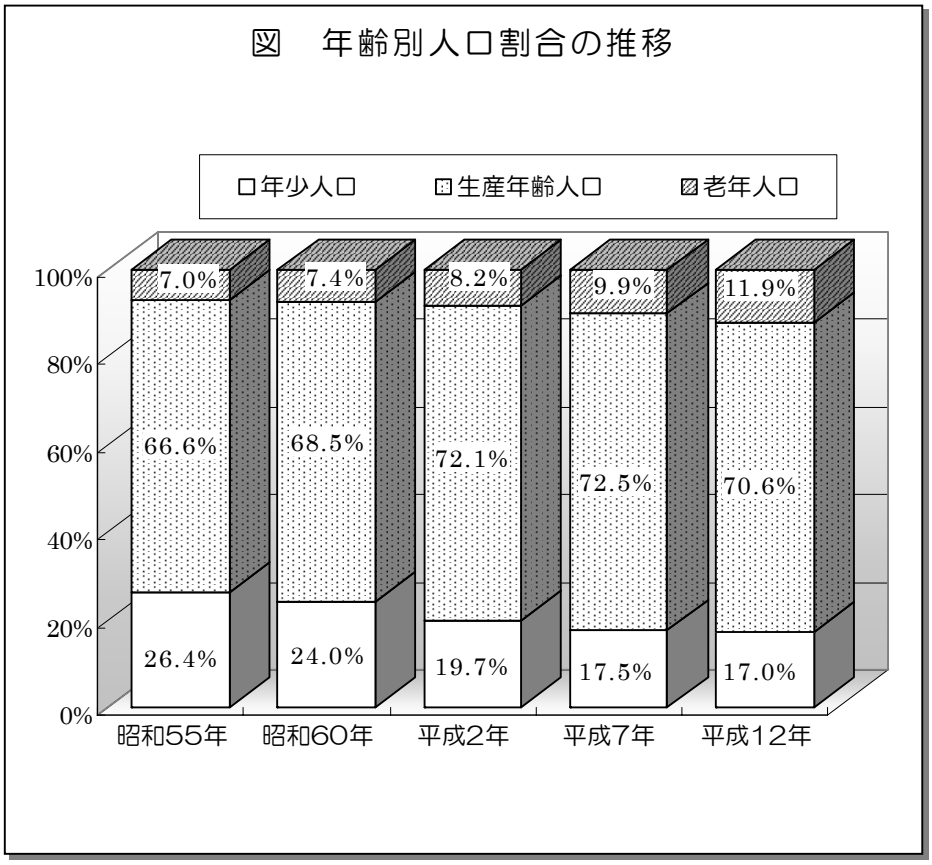
図　人口および世帯数の推移



２）年齢別人口の状況

平成 12 年の国勢調査によると、2 町の年齢別人口は、年少人口（14 歳以下人口）が 7,899 人（17.0%）、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下人口）が 32,864 人（70.6%）、老年人口（65 歳以上人口）が 5,526 人（11.9%）となっており、全国平均や岐阜県平均と比較して、年少人口割合が高く、老年人口割合が低くなっており、比較的若いまちであるといえます。しかし、経年的な変化をみると、着実に少子・高齢化が進行していることがわかります。

図　年齢別人口割合の推移

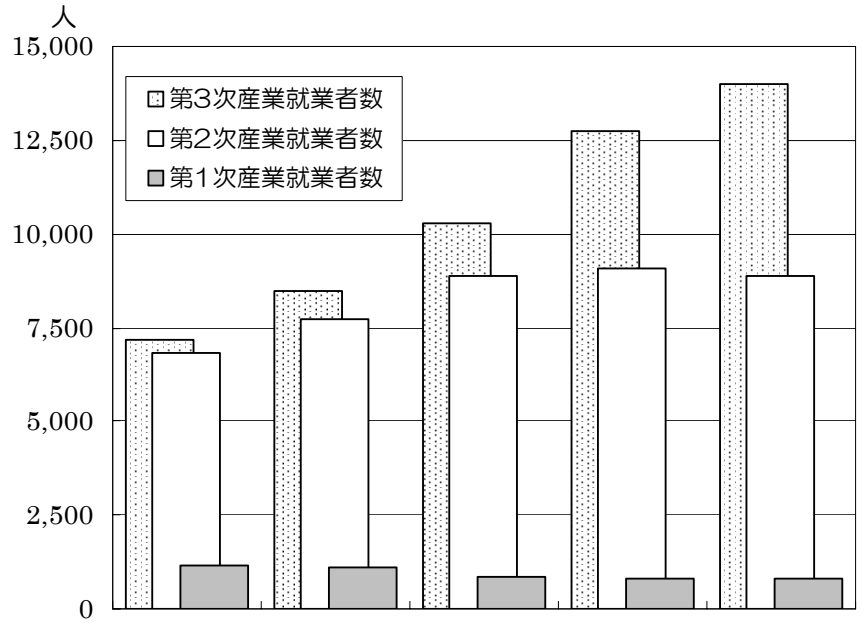


３）就業者人口の状況

平成12年の国勢調査によると、2町の総就業者数は23,731人であり、これは総人口の約51.0%に該当します。

産業別には、第1次産業就業者数が811人（3.4%）、第2次産業就業者数が8,879人（37.4%）、第3次産業就業者数が14,006人（59.0%）となっています。経年的には、第3次産業就業者数が昭和55年から平成12年にかけて約2倍となっているのに対し、第1次産業就業者数は減少傾向、第2次産業就業者数は平成7年をピークとして、減少に転じています。

図　産業別就業者人口の推移



※第1次～3次の就業者数からは分類不能の産業就業者35人を除く

第３章

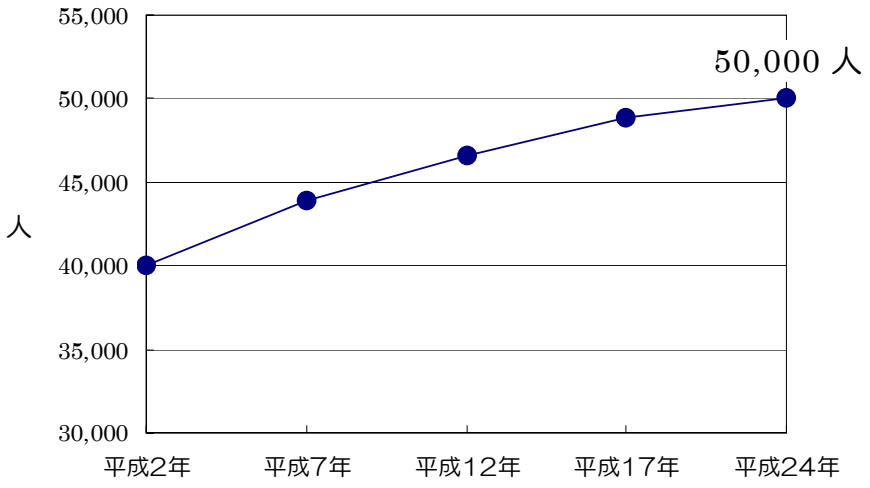
主要指標の見通し

第３章　主要指標の見通し

３－１　人口の見通し

新市の人口は、現在着実に増加していますが、全国および岐阜県の人口の見通しを考慮し、新市の平成 24 年における目標人口を約 50,000 人とします。

図　人口の見通し



年齢別には、構成比でみると、年少人口はあまり変化がないものと予測されますが、生産年齢人口割合が減少し、老年人口が増加することが予測されます。

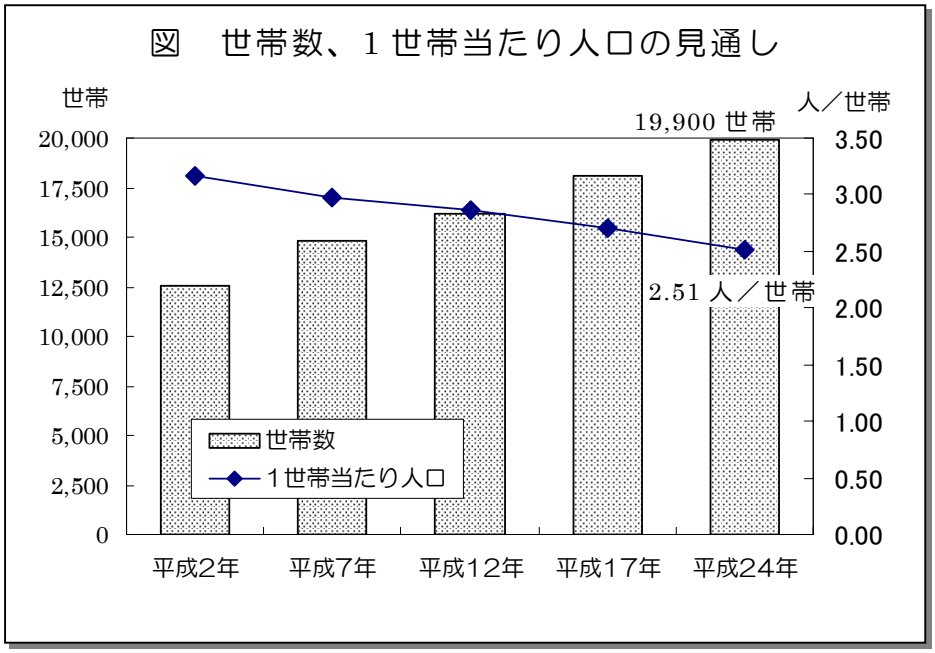
表　年齢 3 区分別人口の見通し

	平成 12 年 （国勢調査）	平成 24 年 （目標年次）
年少人口 （0～14 歳人口）	7,899 人 (17.0%)	8,700 人 (17.4%)
生産年齢人口 （15～64 歳人口）	32,864 人 (70.6%)	32,400 人 (64.8%)
老年人口 （65 歳以上人口）	5,526 人 (11.9%)	8,900 人 (17.8%)

※上段は人口、下段は構成比

世帯数については、増加傾向を続け、平成 24 年には約 19,900 世帯となることが予測されます。一方で、1 世帯当たりの人口は、平成 24 年には 2.51 人／世帯となるものと見込まれ、核家族化が引き続き進むものと考えられます。

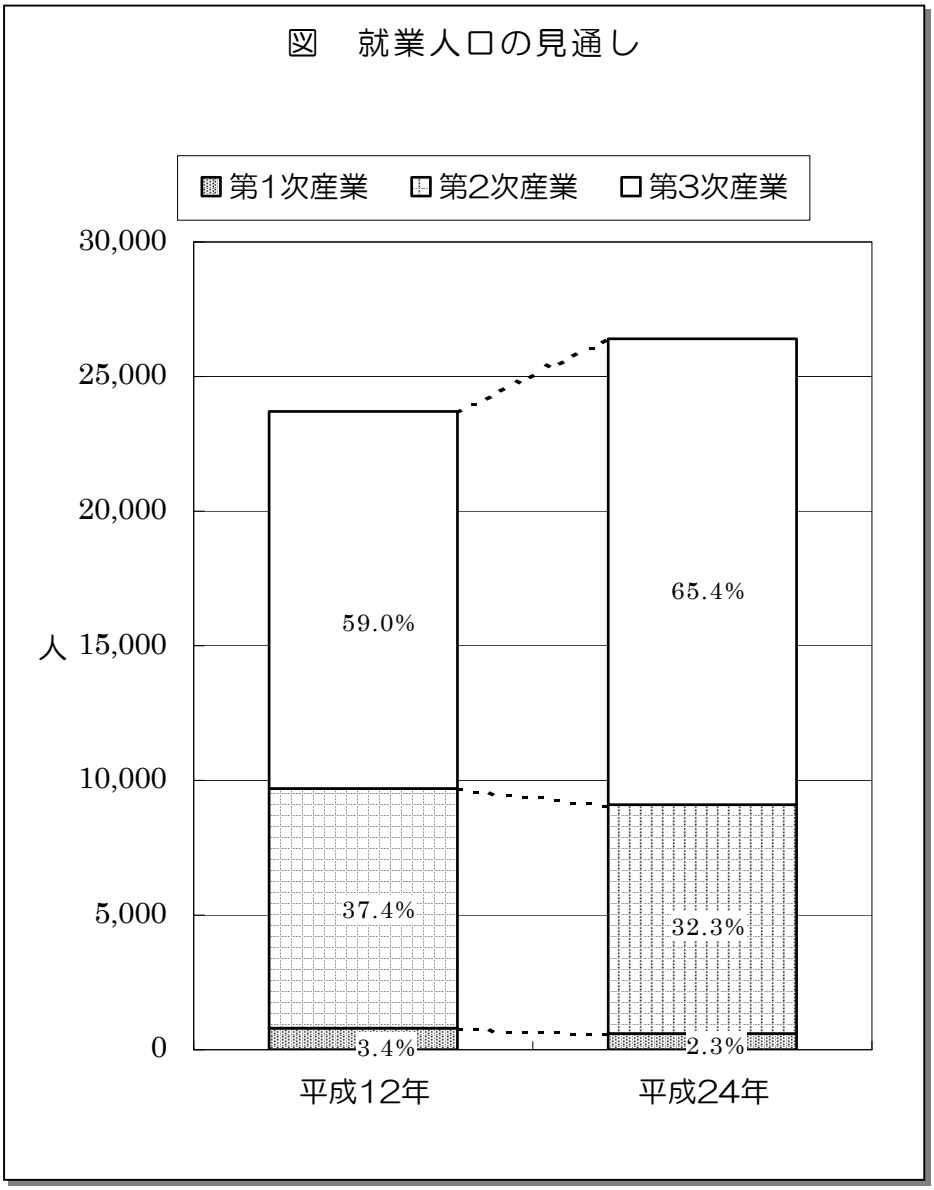
図　世帯数、1 世帯当たり人口の見通し



３－２　就業人口の見通し

新市の就業者数については、平成 24 年において約 26,400 人、就業率は 52.8%と予測されます。産業別構成比でみると、第 1 次産業、第 2 次産業が減少傾向、第 3 次産業が増加傾向となることが予測されます。

図　就業人口の見通し



第4章 将来ビジョン

第４章　将来ビジョン

４－１　新市の将来像

新市の将来のまちづくりにあたっては、現在の 2 町の特徴やめざす方向を踏まえつつ、新たな都市の枠組みにふさわしい将来像を描く必要があります。

新市は、濃尾平野の北部に位置する水に恵まれた肥沃な土地であり、県下第１位、第２位の人口規模を有する岐阜市および大垣市に挟まれています。また、国道 21 号や JR 東海道本線が通過しており、名古屋市にも近い利便性の高い地域です。

穂積町、巣南町が合併して生まれる新市では、このような地勢や利便性を生かしながら、これまで以上に快適な生活環境づくりが必要であるとともに、様々な住民の要望に対応できる行政サービスの実現や、行財政能力の向上が求められています。

また、合併による行政区域の広大化、地方分権のさらなる推進という状況の中、これからのまちづくりにおいては、行政に依存する地域社会ではなく、行政と連携しながら自立できる力強い地域社会の形成が非常に重要となります。このため、人と人のふれあいを育み、地域コミュニティの結束力や自立性を強化していくことが必要であり、加えて、市民と行政が協力・連携しながら、地域の視点で住みやすい、暮らしやすいまちづくりに取り組むことが求められます。

以上のような観点から、新市がめざすべき将来像を、

「快適で住みよい、活力を生み出す創造都市」

として掲げ、その実現に向けて積極的に取り組んでいきます。

４－２　まちづくりの目標

《将来像》

「快適で住みよい、活力を生み出す創造都市」

（目標①）**交流・連携を生み出す活力あるまちづくり**

☆周辺市町村との交流・連携を生み出す基盤の整備

☆活力を生み出す産業都市づくり

（目標②）**地域の人や力を活かしたまちづくり**

☆地域と行政、民間の力が効率的に機能するまちづくり

☆人と人のふれあいづくり、豊かな個性と創造力のある人づくり

（目標③）**新しい市の枠組みに対応するまちづくり**

☆全ての住民が安心して健やかに暮らせる福祉の向上、環境に配慮した循環型の社会づくり

☆持続して運営できる行財政能力の向上

- 快適な《交流都市》の創造
- 住みやすい《環境都市》の創造
- 安心できる《健やか都市》の創造
- 心豊かな《人づくり都市》の創造
- 人がふれあう《協働都市》の創造
- 躍動する《活力都市》の創造
- 市民のための《健全行政都市》の創造

４－３　新市建設の基本方針

快適な≪交流都市≫の創造

『新たな交流と快適な居住環境を生み出す都市基盤を整備します』

新市は、岐阜県における行政、経済、文化の中心的な役割を担う岐阜市および大垣市と隣接しており、両市と連携しながら、岐阜県南西部の拠点的な都市の一つとして発展が期待されます。このため、交通網や情報通信網などの都市基盤を整え、ふさわしい都市機能の誘導を促し、周辺市町村との交流・連携を進めます。

また、恵まれた水を生かすまちづくり、水を治めるまちづくりを新市が一体となって推進することにより、快適で安全な「水との共生」を図ります。さらに、生活道路や公園、上下水道など、身の回りの都市基盤を整備し、人と人、人と自然がふれあう交流都市づくりを進めます。

住みやすい≪環境都市≫の創造

『安全でゆとりを持って暮らせる生活環境を創造します』

新市が一体となって、限りある資源を大切にし、持続して住み続けることのできる都市づくりを進めます。また、恵まれた河川をはじめとする良好な環境や、生態系を保全し、自然とともに暮らす共生の意識づくりを育みます。

さらに、行政と地域社会が連携しながら、防災や防犯、交通安全など、各地域の諸課題に対応し、安心して住み続けることのできるまちづくりを進めます。

安心できる≪健やか都市≫の創造

『健康でともに暮らせる助け合いの社会づくりを進めます』

健康は全ての人にとってかけがえのない財産であり、安定した医療・保健サービスの提供を進めるとともに、自らの健康は自らで守る、という健康づくりに対する市民意識の向上を図ります。

また、全ての人が互いに尊重し合いながら、ともに生活できる社会づくりをめざし、※1 ユニバーサルデザインに配慮した社会環境の整備や、子育てや介護などの支援、各種扶助の充実を図ります。加えて、高齢者や障害者の自立生活や社会参加を積極的に支援するとともに、地域社会全体で助け合う意識づくり、体制づくりを進めます。

心豊かな≪人づくり都市≫の創造

『地域社会と新市を支える、個性と創造力豊かな人づくりを進めます』

人づくりはまちづくりを支える基礎といえます。特に乳幼児や児童など、人生の早期における教育は、人格形成に非常に大きな役割を担っています。このため、学校や地域社会、家庭、行政など様々な主体が連携して、子どもたちの生きる力や、ゆとりある豊かな心の教育に取り組みます。

また、全ての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、いつまでも健全な心身を育むことのできる環境づくりを進めるため、多様な学習機会の創出や教える側の人材育成、学習環境の整備などを図ります。

さらに、我がまちに愛着を持ち、潤いある市民生活を実現するため、市民主体の文化活動を積極的に支援します。

※1 ユニバーサルデザイン…高齢者や障害者だけでなく、全ての人の利用に配慮したデザイン

人がふれあう≪協働都市≫の創造

『地域のふれあいを育て、誰もが等しく参画できる社会づくりを進めます』

地方分権が進み、住民主体のまちづくりが求められている中で、地域コミュニティが果たすべき役割は大きくなりつつあります。このため、防災や防犯活動、育児や介護、教育・文化など様々な分野で、行政と連携しながら地域ぐるみの活動を支援し、力強いコミュニティの形成を促します。

また、ボランティアなど市民が主体となった助け合い活動や、地域のふれあいや連携を高めるための活動を積極的に支援します。

さらに、男女が互いに尊重し合い、等しく責任と役割を分かち合いながら参画できる社会環境の整備や、固定的な観念にとらわれない意識づくりを進めます。

躍動する≪活力都市≫の創造

『産業の育成と企業誘致を図り、活力あふれる都市づくりを進めます』

活力ある産業を育成するために、担い手づくりや既存産業への支援、特産品の開発や付加価値化など、地域の魅力を生かした産業振興を図ります。

また、地理的な条件や交通の利便に恵まれた特性を生かし、引き続き企業誘致を進めます。

加えて、市民の安定した生活を守るため、市内雇用の確保や消費者対策を進めます。

市民のための≪健全行政都市≫の創造

『市民が積極的に参画し、健全な都市運営を進めます』

市民の需要を把握し、適切な行政サービスを提供するとともに、地域バランスのとれた住民福祉の向上を図るために、長期的、総合的な視点のもと、健全に運営できる効率的な行財政の構築を図ります。

また、適切な情報公開や広報広聴活動はもちろんのこと、市民の意向が市政に適切に反映されるシステムづくりを進め、行政と市民のパートナーシップを育み、市民参加型の行政運営を進めます。

４－４　土地利用の基本方針

新市の行政区域面積は 28.18km² であり、そのうちの約 7 割に該当する 19.65km² が都市計画区域に指定されています。

将来の土地利用のあり方については、新市を《住宅・工業地ゾーン》、《農地・田園居住ゾーン》、《商業地ゾーン》、《コミュニティサービスゾーン》、《自然保全・体験ゾーン》の 5 つのゾーンに大別し、それぞれのゾーンごとに適切な土地利用の誘導を図ります。

《住宅・工業地ゾーン》

新市の東部から中南部にかけては、《住宅地ゾーン》として、道路や公園などの都市基盤の整備や、開発行為などの適切なコントロールを図ることにより、良好な居住環境の整備・保全を図ります。

また、工業地については、住宅地など他用途との混在をできるだけ抑制する一方で、既存工業の機能維持を図ります。

《農地・田園居住ゾーン》

新市の中西部、南部については、《農地・田園居住ゾーン》として、優良農地の保全や農業振興を進めるとともに、ゆとりと潤いのある田園居住環境の保全、整備に努めます。

《商業地ゾーン》

　既存商店街や国道 21 号などの広域幹線道路の周辺については、商業をはじめとする各種ロードサイドサービス施設の立地を誘導する《商業地ゾーン》として位置づけます。

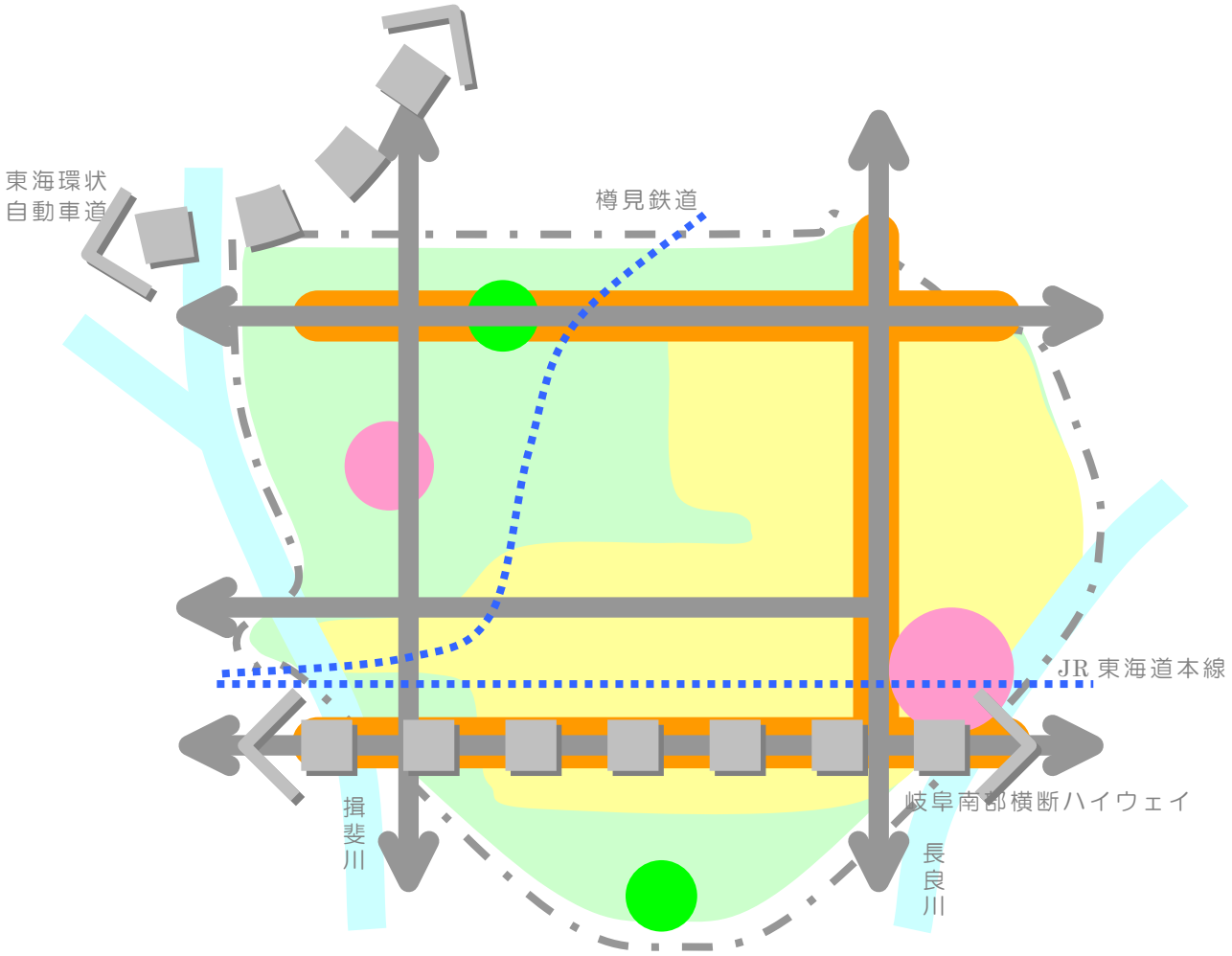
《コミュニティサービスゾーン》

　商業や各種行政サービスなど、地域コミュニティの利便を確保する《コミュニティサービスゾーン》を位置づけ、日常的に必要なサービス機能の維持、強化を図ります。

《自然保全・体験ゾーン》

　新市を南北に縦断する犀川河畔において、良好な自然環境を活用し、水と親しめる《自然保全・体験ゾーン》を位置づけ、市民がふれあえる空間・環境づくりを進めます。

図　土地利用の方針図



凡　例	
	住宅・工業地ゾーン
	農地・田園居住ゾーン
	商業地ゾーン
	コミュニティサービスゾーン
	自然保全・体験ゾーン
	河川

第5章 新市の主要施策

第５章　新市の主要施策

５－１　新市の施策体系



５－２　快適な《交流都市》の創造

１）水と緑の環境づくり

①計画的な土地利用の推進

・総合的、計画的な視点から新市のまちづくりを進めるため、土地利用の各種マスタープランを策定します。

・潤いある住環境を形成し、土地利用のマスタープランを実現するため、民間開発行為の規制・誘導や地域地区の見直しなど、適正な土地利用のコントロールを図ります。

②潤いある水辺空間づくり

・長良川、揖斐川、犀川、糸貫川、天王川などといった豊富な河川に恵まれた環境を生かして、自然の生態系を保全する※1ビオトープ空間や、水と親しめる親水空間を整備します。また、これらの水辺空間や河川敷を全市レベルでネットワークし、潤いや安らぎを感じることのできる環境づくりを進めます。

・市民と行政が一体となって、美しい河川づくりに取り組みます。

③緑の空間づくり

・市民の憩い・ふれあいの場であり、災害時における避難場所や延焼防止空間などとしての役割を担う、各種の公園や広場、ポケットパークを整備します。

・潤いある街なか空間を形成するため、各地域ごとの特性に応じて、町民参加による緑化推進活動の展開に努めます。

２）治水対策

・豊富な河川は、一方で氾濫の危険性を有しています。市民の生命と財産を守り、豊かな河川と共存できるま

※1 ビオトープ…元来存在した自然を復元、もしくは創造すること。動植物の生息空間。

ちづくりとして、未改修区間の河川改修や下水道の改良・整備、排水機場の新築・改築など、一体的・総合的な治水対策を進めます。

3）市街地整備・住まいづくり

①都市拠点の形成

・新市の玄関口の一つといえるJR穂積駅において、各種サービス機能や、コミュニティ機能など、市民生活に必要な様々な機能を提供する都市拠点として、JR穂積駅周辺地区の総合的な整備を進めます。また、全ての人が利用しやすい駅周辺空間の形成をめざし、※1ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

・地域のコミュニティ機能や文化機能を担う拠点地区や、市民のための多目的広場を備えたタウンセンター地区を整備します。

②各種事業の推進

・犀川堤外地において施工中の土地区画整理事業を推進します。

・市街化区域における都市基盤の未整備地区を対象として、土地区画整理事業や街路・道路整備事業などの事業化検討を進めます。

③良質な住宅地の形成

・民間開発行為に対する適正な規制・誘導に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した住宅整備を奨励し、支援します。

・市街化調整区域において、田園と共存する良好な居住環境の形成を図ります。

※1 ユニバーサルデザイン…高齢者や障害者だけでなく、全ての人の利用に配慮したデザイン

４）交通・情報交流

①計画的な道路整備の推進

・広域的かつ効率的な視点から、新市の道路整備計画を策定し、これに基づいた計画的な道路整備を進めます。

・東海環状自動車道およびインターチェンジ、岐阜南部横断ハイウェイといった高規格道路の整備を促進するとともに、国道 21 号の渋滞緩和や、主要地方道および一般県道の整備・改良を関係機関に要請し、広域的な連携・交流を担う道路網の確立を図ります。

・市民の協力や要望を踏まえながら、道路整備計画に基づき幹線市道の整備・改良を進めます。特に、広域交流を担う国道 21 号へのアクセス道路、各地域をネットワークする道路を優先的に整備します。

②安全で快適な道路づくり

・人にやさしく安全な道路づくりとして、段差の解消や誘導ブロックの設置などといった歩行者空間のバリアフリー化を進めます。

・環境にやさしい道路づくりとして、騒音や排水に配慮した路面舗装などを推進するとともに、地域の協力による道路美化活動や緑化活動を支援します。

・各地域の状況に即して生活道路を整備します。また、歩行者と自動車が共存し、地域のふれあいや憩いの場ともなるコミュニティ道路を整備します。

③公共交通ネットワークの確立

・鉄道および路線バスについては、利便性の確保やバリアフリー化を関係機関に働きかけます。また、実態にあわせて、放置自転車の規制や駐輪場の確保など、駅周辺の環境整備に努めます。

・鉄道駅や市民サービスの拠点となる施設をネットワークするコミュニティバスの運営、路線の充実、停留所などの施設整備を進めます。

・将来的な視野のもと、新駅の設置や樽見鉄道の利便性強化など、公共交通ネットワークの充実に向けて、関係機関との調整や実現化の検討を進めます。

④情報通信ネットワークの構築

・光ファイバーなどの情報通信基盤の整備について、県の岐阜情報スーパーハイウェイの整備や、民間企業などとの連携を踏まえながら、推進します。

⑤情報通信の活用

・市ホームページの整備や、GIS の導入など行政情報のデジタル化を推進し、市民と情報共有のできる電子行政を構築します。

・IT 関連の企業誘致などとあわせ、市民の IT 教育の支援や指導者の育成に努めます。

5）上下水道

①安全で安定した清浄な水供給の確保

・安全で安定した清浄な水供給を確保するため、上水道施設の維持・更新を図ります。

・未普及地区の解消を図るとともに、土地区画整理事業や宅地開発など、新たな水の需要に配慮し、水源地の確保や配水施設の整備を検討します。

②効率的な下水道整備の推進

・美しい河川の水質を保全するとともに、快適な生活環境を形成するため、公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業、※1 コミュニティプラント整備事業など、各地域の状況や将来見通しなどを勘案しつつ、見直しも含めて、効率的な下水道整備を進めます。

※1 コミュニティプラント…し尿とともに生活雑排水も処理する下水道事業のうち、地域単位で処理槽を設けているもの

《主要な事業》

施策項目	主要事業
１）水と緑の環境づくり	◆ マスタープラン策定事業 ◆ 水と緑のネットワーク整備事業 ◆ 河川環境整備事業 ◆ 都市公園整備事業（犀川遊水地公園、天王川スポーツ広場、親水公園、多目的広場、コミュニティ公園など） ◆ 都市緑化推進事業（フラワーロード、緑化活動の推進）
２）治水対策	◆ 総合治水対策事業（河川改修事業、排水機・排水路・都市下水路整備など）
３）市街地整備・住まいづくり	◆ JR 穂積駅周辺整備事業 ◆ タウンセンター整備事業 ◆ 土地区画整理事業（犀川堤外地） ◆ 市街地整備検討事業（巣南南部まちづくり事業など） ◆ 住宅建設等支援事業
４）交通・情報交流	◆ 道路整備計画策定事業 ◆ 高規格道路整備事業（東海環状自動車道およびインターチェンジ、南部横断ハイウェイ）の促進 ◆ 国・県道整備事業 ◆ 街路整備事業 ◆ 市道整備改良事業 ◆ 道路情報提供装置設置事業 ◆ コミュニティ道路整備事業 ◆ コミュニティバス運営推進事業 ◆ 情報通信ネットワーク事業 ◆ 電子行政整備事業（各種システムの整備、行政情報デジタル化、GIS 基盤整備など）
５）上下水道	◆ 上水道整備事業（施設の維持更新、未普及地区解消など） ◆ 公共下水道整備事業 ◆ 特定環境保全公共下水道整備事業 ◆ コミュニティプラント整備事業

５－３　住みやすい《環境都市》の創造

１）循環型社会づくり

①ごみの削減・資源化の推進

・ごみ対策で最も重要なことは、ごみをなるべく出さないようにすることです。このため、生涯学習や学校教育などを通じて、市民や事業者ができるだけごみを出さないように心がける、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）の意識づくりを育みます。また、生ごみ処理機等の普及促進に努めます。

・ごみの資源化、再利用（リサイクル）を推進するため、分別収集の徹底やリサイクル情報の充実に努めます。また、リサイクルセンターや※1ストックヤードを整備します。

・大型焼却施設や最終処分場等については、広域圏での設置を進めます。

②共生のまちづくり

・新市は、水に恵まれ、河川と田園風景の美しいまちです。これらの環境を守り、共生していくために、ビオトープや親水空間の整備、無秩序な農地転用の抑制を図ります。

・企業や地域住民と連携を図った公害防止対策の強化など、環境問題への対応を積極的に進めます。

③地域ぐるみの環境美化

・生涯学習や学校教育の場などを通じて、環境美化に対する意識づくりを進めます。また、ボランティア活動などの市民主体の美化活動を積極的に育成し、支援します。

※1ストックヤード…資源ごみを一時保管するための施設

２）墓地・火葬場

・墓地・火葬場については、現在の利用状況や広域的な連携を勘案しながら、適正な整備を進めます。

３）安全社会づくり

①総合的な防災対策の推進

・計画的かつ総合的な視点から、地域防災計画および※1ハザードマップを策定し、適正な防災施設の整備や、住民への意識啓発を進めます。また、災害発生後、市民の安全を確保するため、電気・水道などのライフラインの確保について、関係機関の協力を求めるとともに、飲料水・食料品等の計画的な備蓄、防災資機材の確保に努めます。

・消防については、地域ぐるみの未然防止対策を促進するとともに、広域消防と地域消防の連携強化や活性化、消防施設や機材の整備充実を図ります。

・水防については、河川改修や排水路、水防倉庫などの基盤や施設を一体的、効率的に整備します。

②防犯・交通安全対策の推進

・防犯・交通安全については、地域社会、行政、関係機関の連携を密にするとともに、防犯灯や交通安全施設などを整備し、未然防止に努めます。

《主要な事業》

施策項目	主要事業
１）循環型社会づくり	◆意識啓発事業（排出抑制、リサイクル促進） ◆ストックヤード整備事業 ◆粗大ごみ処理施設整備事業 ◆リサイクルセンター建設事業
２）墓地・火葬場	◆墓地整備事業
３）安全社会づくり	◆防災計画策定事業（防災計画策定、ハザードマップ整備） ◆ライフラインの確保、飲料水・食料の計画的備蓄 ◆防災資機材の確保 ◆消防施設整備事業 ◆水防施設整備事業 ◆交通安全施設整備事業

※1 ハザードマップ…各種災害の履歴や予測を図に表したもの。

５－４　安心できる《健やか都市》の創造

１）支え合い社会づくり

①誰もがともに暮らせる社会づくり

・全ての市民が利用しやすい、※1ユニバーサルデザインによる施設整備や公共空間づくりを進めます。

・地域子育て支援センターを拠点として、保育園などと連携しながら、保育時間や保育内容などの子育て支援を充実します。また、施設の改築・整備を進めます。

・介護保険の円滑運営や、介護予防、自立生活支援、生きがいづくり、施設整備の支援など、総合的に高齢者福祉の充実を進めます。

・高齢者や障害者の在宅福祉サービスを充実するとともに、積極的に社会参加できるような仕組みづくりを進めます。また、多様化する福祉需要に対応できる専門性の充実、人員の確保を図ります。

②ふれあい・助け合いのネットワークづくり

・行政サービスと連携しながら、子育てや介護を地域で助け合う仕組みづくりとして、ボランティアネットワーク、地域コミュニティネットワークの体制を整備します。

２）生涯健康づくり

・「自らの健康は自ら守る」という基本方針のもと、市民の健康づくりに対する意識啓発を促します。また、生涯学習や栄養指導の場などで、健康教育の充実を図ります。

・母子保健事業から老人保健事業、児童・生徒の健康診断まで、※1ライフサイクルに応じた健康診査体制を充実します。

※1 ユニバーサルデザイン…高齢者や障害者だけでなく、全ての人の利用に配慮したデザイン

・地域の保健活動の拠点となる施設の整備、設備の充実を図ります。

３）医療・社会保障

①地域医療の充実

・医療機関との広域的なネットワークの充実、医師会との連携強化を図り、質の高い地域医療サービスの提供に努め、長期的な視野のもと、地域の総合的な医療施設の設置に向けての取り組みを進めます。また、市民が必要とする医療情報を積極的に開示します。

②社会保障の充実

・国民健康保険・国民年金については、制度の周知を図るとともに、健全な制度の運営に努めます。

《主要な事業》

施策項目	主要事業
１）支え合い社会づくり	◆ ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業 ◆ 子育て支援事業 ◆ 保育施設改築事業 ◆ 総合的な高齢者対策事業（介護保険運営事業、介護予防事業、自立生活支援事業、生きがいづくり事業） ◆ 高齢者福祉施設整備事業 ◆ 地域コミュニティネットワーク事業 ◆ 在宅福祉サービス事業 ◆ 障害者福祉事業（支援費制度対応、自立生活・社会参加推進事業）
２）生涯健康づくり	◆ 健康増進事業（健康教育、意識啓発） ◆ 保健予防事業（各種保健事業の推進） ◆ 保健施設整備事業
３）医療・社会保障	◆ 地域医療体制整備事業（地域医療ネットワークの構築、医療情報提供など） ◆ 社会保障充実事業（国民健康保険および国民年金の制度周知、制度の健全運営）

※1 ライフサイクル…生活環。生まれてから死ぬまでの各過程。

５－５　心豊かな《人づくり都市》の創造

１）魅力ある生涯学習（社会教育）社会の実現

・市民がそれぞれのライフステージに沿い、一学習、一スポーツ、一奉仕に参加できるよう推進体制を確立します。
・市民が、自主的・主体的に地域活動に参画し、地域に貢献する活動ができるよう支援します。
・生涯学習活動の拠点となる施設・設備を充実します。

２）学校・家庭・地域社会の連携

①学校教育の充実

・個性を伸ばし、生きる力を身につけた人間性豊かな子どもの育成を目指します。
・国際化、少子高齢化・情報化に対応した教育を進め、特色ある開かれた学校づくりに努めます。
・学校提案型の少人数指導をすすめます。
・家庭、学校、地域社会が、それぞれの役割を発揮しつつ、一体となって家庭の教育力・地域の教育力の向上を図ります。
・いじめ・不登校、さらに親の子育て不安等に対応し、教育相談事業を充実します。
・３年保育の幼稚園の充実を図ります。
・市の教育の方針・事業・運営等に関し広く市民の意見を聴取し、教育行政に反映できる機関を設置します。
・教育環境としての学校施設・設備の充実を図ります。

②青少年の健全育成

・地域活動やボランティア活動の活性化を進め、地域ぐるみで青少年の健全育成を図ります。
・青少年が自主的、自発的に参加・参画できるような文

化・スポーツ活動を推進します。
・関係機関や諸団体との連携を深め、青少年に関する様々な相談・指導体制を充実します。

３）市民文化・市民スポーツの振興

①市民文化の振興

・地域の伝統や文化を生かした、市民相互のふれあいを創出する文化活動の振興を図ります。
・芸術文化の拠点となる施設を充実します。
・次世代へ継承すべき文化財の保護活動を推進します。
・文化的な団体・クラブ・サークルを育成します。

②市民スポーツの振興

・市民相互のふれあいを創出するスポーツ事業の普及・充実を図ります。更に指導者の養成に努めます。
・スポーツ振興の拠点となる施設の充実と機能化を図ります。
・市民が、自主的に運営し、誰もが気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの設立を図ります。
・スポーツ関係の団体・クラブ・サークルを育成します。

４）国際交流の推進

・生涯学習の場、学校教育において国際理解教育の促進を図り、国際性を身に付けた人づくりに努めます。
・国際交流ボランティアなどの市民活動の育成・支援を進めると共に、外国人の受け入れ、外国への派遣について、市民と行政が連携した取り組みを検討します。

《主要な事業》

施策項目	主要事業
１）魅力ある生涯学習（社会教育）社会の実現	◆ 生涯学習推進事業（推進体制の確立、各種講座の情報提供、指導者・講師育成など） ◆ 生涯学習施設整備事業 ◆ 地域活動活性化事業
２）学校・家庭・地域社会の連携	◆ 就学区域の弾力化推進事業 ◆ 特色ある開かれた学校づくり事業 ◆ 3 年保育の幼稚園設置推進事業 ◆ 小学校における英語学習推進事業 ◆ 教育推進協議会の設置事業 ◆ 教育研究所設置事業 ◆ 学校施設設備整備事業 ◆ 青少年健全育成事業（地域活動への参加、相談・指導体制の充実）
３）市民文化・市民スポーツの振興	◆ 市民文化・市民スポーツ振興事業 ◆ 芸術・文化施設整備事業 ◆ 文化財保護活動の推進事業 ◆ 総合型地域スポーツクラブ設立推進事業
４）国際交流の推進	◆ 国際理解教育推進事業 ◆ 国際交流推進事業

５－６　人がふれあう《協働都市》の創造

１）地域コミュニティ

・力強い地域社会、個性あるコミュニティを形成するために、各地域の成り立ちや歴史・文化を個性として尊重しつつ、それぞれのコミュニティの長所を生かした活動を支援し、活性化を促します。

・このため、地域の状況に即し、地域活動の企画発案から運営まで、地域の自主性と独自性に基づいた支援を行います。

・各地域における様々な分野の指導者（まちの達人）の育成、地域リーダーとしての活用を図ります。

・地域の主体的なまちづくり意識を高め、各地域間の交流・ふれあいを促進するため、地域イベントや、まち

づくりコンテストなどの実施を検討します。

・地域社会における助け合い活動を促進するため、各種ボランティアや※1NPO の育成・活動に対する支援を積極的に進めます。また、ボランティアや NPO の特定性・閉鎖性を解消し、地域社会に開かれた活動を展開するため、ボランティアと地域コミュニティとのネットワークの構築を支援します。

２）男女共同参画

・男女が等しく責任と役割を分かち合いながら参画できる社会づくりをめざし、男女共同参画プランを策定します。

・※2 ジェンダーにとらわれない意識づくりを進めるため、意識啓発活動や、生涯学習、学校教育の場におけるジェンダーフリーの学習、男女の相互理解についての学習などを充実します。

・女性の就業支援、意志決定の場への登用促進を図るとともに、※3 ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメントなどへの対策として、専門機関との連携、相談体制の充実を図ります。

《主要な事業》

施策項目	主要事業
１）地域コミュニティ	◆ 地域の伝統的行事・イベント支援事業 ◆ 地域活動活性化事業【再掲】 ◆ 地域の人材育成支援事業 ◆ 地域コミュニティネットワーク事業【再掲】
２）男女共同参画	◆ 男女共同参画プラン策定事業 ◆ 女性の参画機会拡充事業（ジェンダーフリーの意識啓発推進、相談体制充実など）

※1NPO…非営利組織。（Nonprofit Organization）
※2 ジェンダー…社会的・文化的に形成された性別。固定的な役割分担の観念。
※3 ドメスティックバイオレンス…夫や恋人などからの身体的、心理的な暴力。

５－７　躍動する《活力都市》の創造

１）農業

・ほ場整備事業、土地改良事業、農道整備、農業施設の改良工事など、農地の生産基盤を整備し、優良農地を確保します。

・経営意識の高い農家や組織・営農集団の育成を支援し、担い手の確保・育成を図ります。また、農作業の利用集積や、農業の近代化、低コスト化など、経営力のある農業展開を支援し、効率的・計画的な農業生産を推進します。

・農産物販売所を整備するとともに、集出荷・販売体制のさらなる効率化を進めます。また、新たな農業加工品などの特産品開発の促進、PR を支援します。

・都市近郊農業という特性を生かして、市民農園の開設などを進め、市民のふれあいの場、都市住民の憩いの場として整備を進めます。また、ぎふクリーン農業への対応を図るとともに、農地と住宅が共存する田園居住の促進を図ります。

２）商工業・新規産業

①商工業

・既存商店街の活性化対策として、道路整備とあわせた商業環境の充実を進めます。また、地域の歴史や文化を取り入れた魅力ある商店街づくりを進めます。

・商工業事業者の各種活動を支援するとともに、中小企業の活性化、経営体質の強化を促します。また、国や県の各種融資制度の活用を図ります。

②新規産業

・国道 21 号、本巣縦貫道などの広域的な交流動線を生

かして、商業施設や企業の誘致を進めます。また、店舗や事業所の立地に当たっては、土地利用の方針に基づき、適正な立地を誘導します。
・環境に配慮した企業や、情報関連企業など、社会情勢に応じた優良企業の誘致を図ります。

３）観光・レクリエーション

・犀川遊水地や小簾紅園などの歴史と自然の豊かな資源を、観光・レクリエーションの拠点として整備し、市を訪れる人や市民のふれあいの場として活用します。
・中山道や、水と緑のネットワーク、文化財のふるさとマップとあわせて、観光まち歩きルートを設定し、景観整備や PR 活動を進めます。
・観光協会や商工会との連携を図りつつ、インターネットなど様々なメディアを通じて、地域の伝統文化や産業などを広く PR するとともに、ボランティアバンクを活用した観光ボランティアの設置に努めます。
・新市および周辺市町村は、日本一の花き生産の集積地であり、産業振興と地域資源を生かした交流を進めるため、西美濃花回廊を支援します。

４）雇用・消費生活対策

・雇用の安定化を図るため、国や県、および関係機関と連携し、就労情報の提供や就労相談体制の整備などを進めます。また、新規産業の誘致にあわせ、市内雇用の確保に努めます。
・労働需要の多様化にあわせ、関係機関と連携しつつ、IT などをはじめとする技術習得や人材の育成を支援します。
・生涯学習の場などをはじめとして、関係機関と連携し、

消費者教育の実施を図るとともに、情報の提供、相談体制の充実を図ります。

《主要な事業》

施策項目	主要事業
１）農業	◆ 農業基盤整備事業（天王川土地改良事業、大月・西浦地区農村総合整備統合補助事業、その他農業施設改良事業、かんがい排水整備事業） ◆ 農家・営農組織活性化事業（担い手育成・確保など） ◆ 特産品開発・PR 支援事業 ◆ 市民農園開設事業
２）商工業・新規産業	◆ 商店街活性化対策事業 ◆ 中小企業活性化支援事業 ◆ 企業誘致推進事業（優良企業誘致、立地の適正誘導など）
３）観光・レクリエーション	◆ 観光資源整備事業 ◆ 観光まち歩きルート整備事業 ◆ PR 活動推進事業 ◆ 西美濃花回廊支援事業
４）雇用・消費生活対策	◆ 雇用対策事業（雇用情報提供、技術修得支援など） ◆ 消費情報提供事業

５－８　市民のための《健全行政都市》の創造

１）質の高い行政サービスの提供

・各種行政事務や行政情報の電算化・ネットワーク化を図り、適切なサービスを即時に市民に提供できるような電子自治体の構築を図ります。

・適正な定員管理のもと、スリムで効率的な行政組織体制の確立を図ります。

・住民サービスの充実として、職員が住民に奉仕し、住民によろこばれる仕事を行い、住民本位の行政を確立していきます。

・政策評価・事業評価システムの構築を図るとともに、住民の視点で行政サービスが行えるようなシステムづくりについて研究を進めます。

・行政と地域社会や企業との連携を図り、行政が提供すべきサービスと地域が自立的に行う活動を明確にします。また、民間活力の導入、活用を検討します。

２）市民主体のまちづくり

・政策評価システムにおいて、情報公開やアンケートなど、市民意向の反映を図ります。また、各種のまちづくり計画などに積極的に市民参加を促し、市民のまちづくり意識を高め、市民参加のシステムを確立します。
・各種広聴活動を通じて市民意向の的確な把握に努めます。また、適正な情報の公開と個人情報を保護できる制度を確立します。
・専門的な指導による地域リーダーを育成し、地域を主体とした市民活動の活性化を促します。また、行政サービスとのすみ分けや連携のもと、行政と地域社会のパートナーシップを構築します。

《主要な事業》

施策項目	主要事業
１）質の高い行政サービスの提供	◆ 行政情報化推進事業（行政事務システムの情報化、総合行政ネットワーク構築、GIS の導入、例規等のデジタル化など） ◆ 政策評価システム構築事業
２）市民主体のまちづくり	◆ 市民参加システム確立事業 ◆ 情報公開・個人情報保護制度確立事業 ◆ 地域活動活性化事業【再掲】 ◆ 地域の人材育成支援事業【再掲】

第6章 新市における県事業

第６章　新市における県事業

６－１　快適さと交流を創造する交通基盤の整備

新市の交通体系は、ラダー（はしご）状の道路体系を骨格としています。市民生活の利便性を向上させるとともに、周辺市町村との連携の強化、および市内の地域連携の強化を図るために、県事業による主要地方道や一般県道の整備、改良による幹線道路網の早期確立を進めます。

《主要な県事業》

施策項目	主要事業
県単地方特定道路整備事業	◆主要地方道北方多度線の一部改良および橋梁工
その他事業	◆一般県道美江寺西結線の一部改良
沿道環境改善事業	◆主要地方道北方多度線の一部排水性舗装
交通安全事業	◆一般県道美江寺西結線の一部歩道設置工
橋梁補修事業	◆主要地方道北方多度線他主要路線の橋梁耐震対策

６－２　安全で潤いある河川の整備

河川に恵まれた新市は、潤いある地域環境を創出する一方で、河川の氾濫による浸水被害などの危険性もあわせもっています。県事業による河川の改修・改良事業を進め、美しい川と共生するまちづくりを進めます。

《主要な県事業》

施策項目	主要事業
犀川公共広域基幹河川改修事業	◆犀川の掘削護岸工、築堤工、橋梁工
県単河川局部改良事業	◆糸貫川の築堤工 ◆宝江川、五六川の掘削護岸工、築堤工 ◆長護寺川、新堀川の掘削護岸工

６－３　情報基盤の充実

社会潮流に応じた情報基盤を整備するため、全県レベルで、光ファイバーによる高度情報通信ネットワークを構築します。また、地理情報システム（GIS）の導入、運用を進め、市町村との連携により県域統合型 GIS の構築を進めます。

《主要な県事業》

施策項目	主要事業
岐阜情報スーパーハイウェイ整備事業	◆光ファイバーによる高度情報通信ネットワークの構築
地理情報システム（GIS）の導入	◆地図データの県域統合型 GIS の効果的な導入・運用

※6-3 については、「岐阜地域第四次広域市町村圏計画・実施計画」より抜粋

新市建設計画

第7章

公共的施設の統合整備の方針

第７章　公共的施設の統合整備の方針

７－１　公共的施設の統合整備の方針

新市の公共的施設については、一体的、かつ効率的なまちづくりの観点から、また、市民サービスの維持・向上という観点から、重複する公共的施設の統合整備を検討します。

その際、各地域でバランスある配置となるよう、留意しますが、各地域コミュニティとの役割分担や、これまでの各地域の成り立ちや特殊性に留意しながら検討します。

このような公共的施設の統合整備のあり方については、市民生活に急激な影響を及ぼすことのないよう、各地域の住民の要望を十分踏まえるとともに、新市の財政事情にも考慮しながら、検討していきます。

第8章 財政計画

第８章　財政計画

８－１　前提条件

財政計画は、新市の合併後 10 年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各項目ごとに、普通会計ベースで作成しています。なお、その際の主な前提条件は以下の通りです。

１）歳入

①地方税

市税として、将来の人口見通し等を踏まえつつ算定しています。

②地方交付税

普通交付税については、算定の特例（合併算定替）により算出し、合併に係る交付税措置を見込んでいます。

③分担金および負担金

過去の実績等により、算出しています。

④国庫支出金、県支出金

将来的な財政状況等や主要施策の実施見通しを勘案しながら算出しています。

⑤繰入金

過去の実績等や合併効果への振り替えを勘案して、算出しています。

⑥地方債

過去の実績を踏まえるとともに、新市建設計画における主要事業の実施見通しや、合併特例債の活用を見込み、算出しています。

２）歳出

①人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することにより、職員の削減を見込んでいます。

②扶助費

　高齢社会への対応や、新市としての新たな福祉サービスの向上を想定し、算出しています。

③公債費

　合併前の地方債に係る償還予定額に、合併以降の新市建設計画における主要事業等の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加え、算出しています。

④物件費

　近年の推移を勘案しつつ、算出しています。

⑤補助費、積立金

　効率的な行財政運営に努め、増加させないこととして算出しています。

⑥繰出金

　将来の見通しおよび、近年の推移を勘案しつつ、算出しています。

⑦普通建設事業費

　新市建設計画における主要事業、およびその他の事業に係る普通建設事業費を見込み、算出しています。

8－2　財政計画（普通会計）

1）歳入

（単位：百万円）

区　分	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)
地方税	5,639	5,639	5,639	5,639	5,639	5,639	5,639	5,638	5,638	5,638
地方譲与税	207	207	209	211	213	215	217	219	222	224
利子割交付金	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104
地方消費税交付金	375	374	378	383	386	389	393	397	402	406
自動車取得税交付金	133	132	134	135	136	138	139	141	142	144
地方特例交付金	238	238	240	243	245	247	250	252	255	258
地方交付税	2,064	2,035	2,082	2,049	2,099	2,075	2,105	2,135	2,164	2,196
交通安全対策特別交付金	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
分担金および負担金	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
使用料および手数料	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
国庫支出金	738	891	701	509	448	354	361	355	378	364
県支出金	745	899	707	514	453	358	365	358	382	367
財産収入	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
寄付金	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
繰入金	424	536	592	703	703	769	769	769	769	769
諸収入	381	381	381	381	381	381	381	381	381	381
地方債	2,212	2,671	2,101	1,527	1,345	1,063	1,083	1,064	1,134	1,091
歳入合計	13,777	14,623	13,786	12,916	12,669	12,249	12,322	12,331	12,489	12,459

（単位：百万円）

2）歳出

区　分	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)
人件費	2,322	2,253	2,239	2,224	2,209	2,195	2,180	2,165	2,151	2,136
扶助費	861	904	950	997	1,047	1,099	1,154	1,212	1,273	1,336
公債費	1,000	1,103	1,254	1,361	1,437	1,453	1,297	1,119	1,395	1,427
物件費	2,357	2,364	2,371	2,379	2,386	2,393	2,400	2,407	2,414	2,422
維持補修費	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
補助費等	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245
繰出金	1,160	1,100	1,100	1,160	1,176	1,193	1,209	1,226	1,244	1,261
積立金	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206
投資・出資・貸付金	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
普通建設事業費	4,420	5,243	4,216	3,140	2,758	2,261	2,425	2,545	2,356	2,222
歳出合計	13,777	14,623	13,786	12,916	12,669	12,249	12,322	12,331	12,489	12,459

4. 合併申請書

穂企第１７４号
総第１５９８号
平成１４年１２月２５日

岐阜県知事　梶　原　拓　様

穂積町長　松　野　幸　信

巣南町長　福　野　寿　英

本巣郡穂積町及び同郡巣南町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７条第１項の規定により、平成１５年５月１日から本巣郡穂積町及び同郡巣南町を廃し、その区域をもって新たに「瑞穂市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

記

第１　市の名称及び市名選定の理由
第２　市の事務所の位置及び選定の理由
第３　合併の予定年月日
第４　廃置分合を必要とする理由
第５　議会の議決書及び会議録の写し
第６　廃置分合に関する協議書の写し
第７　合併協定書
第８　新市建設計画
第９　２町の現況表等（市の要件に関する調書を含む。）
第１０　その他関係資料

第１　市の名称及び市名選定の理由

（１）市の名称

『瑞穂市』

（２）市名選定の理由

「瑞穂」の名称は、古事記や日本書紀において「稲穂等の穀物がみずみずしく豊かに実る国」として日本を表しており、伝統的な日本の美称であることと同時に、2 町の輪中地域に代表されるように、豊かな水と平地に恵まれ、古くから稲作が営まれてきた田園地帯である地理的な特徴をよく表しているという理由により、合併協議会における協議の中で、合意を得「瑞穂市」とすることとした。

第２　市の事務所の位置及び選定の理由

（１）新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、本巣郡穂積町大字別府 1288 番地とする。

（２）選定の理由

新市の東部に位置するが、当該庁舎は昭和 40 年 3 月に完成し（平成元年 5 月第二庁舎を増築)、2 町の現庁舎の中で延床面積が最も大きく、国道 21 号線、県道北方多度線及びＪＲ東海道穂積駅にも近いので、執務スペース等の施設規模の面や交通の利便性の面等から、２町の現庁舎の中で、新市の事務所にふさわしい施設である。

第３　合併の予定年月日

平成 15 年 5 月 1 日

第４　廃置分合を必要とする理由

（１）位置と地勢

穂積町及び巣南町は、岐阜県の南西部、濃尾平野の北部に位置し、東西は岐阜県の県都である岐阜市と県下第 2 の人口（平成 12 年国勢調査）である大垣市、それぞれの都市の郊外に位置し、北は北方町及び真正町、西は大野町及び神戸町、南は安八町及び墨俣町に接している。愛知県名古屋市からは、50Ｋm圏で、ＪＲ東海道線で１時間以内の距離にある。また、国道 21 号線や主要地方道である県道 23 号及び 92 号が走り、文字通り、交通至便の地である。

豊富な水と平地に恵まれていることから、古くから稲作が営まれた田園地帯であったとともに、２町内には南西から北東に旧中山道が抜けており、古くは宿場町として栄えた歴史も有している。

気候は東海型気候に属し、年平均気温が 15 度前後である。冬季は、冬型の気圧配置の影響等により、積雪することがある。しかし、年間を通じて比較的晴天の日が多いとともに、四季の変化にも富んでいる温暖な地域である。

（２）人口と面積

平成 12 年の国勢調査によると、２町の総人口は 46,571 人であり、平成 7 年の 43,892 人と比べ、人口増加率は 6.1％であり、県内でもトップクラスの人口増加地区となっている。

世帯数は、平成 12 年で 16,197 世帯となっており、人口と同様に増加傾向にある。1 世帯当たり人口は平成 12 年で 2．88 人／世帯で年々減少傾向にあり、核家族化の進行がみてとれる。

また、人口の年齢別構成については、同じく平成 12 年国勢調査によると、年少人口（14 歳

以下人口）が7,899人（17.0％）、生産年齢人口（15歳以上64歳以下人口）が32,864人（70.６％）、老年人口（65歳以上人口）が5,526人（11.9％）となっている。これは、全国平均や岐阜県平均と比較して、年少人口割合が高く、老年人口割合が低くなっており、比較的若いまちであるといえる。

2町の面積は、穂積町が16.41㎢、巣南町が11.77㎢であり、合計28.18㎢となっている。行政区域は東西方向が約5.5㎞、南北方向が約6.5㎞である。

（3）2町の沿革

穂積町は、昭和29年11月3日に穂積町、本田村、牛牧村の3町村と生津村一部である馬場地区、生津地区の区域が合併し、続く昭和32年7月1日に旧鷺田村の宝江地区が編入合併し、ほぼ現在の町域となり、平成13年6月1日安八郡安八町との行政界変更を行い、現在に至っている。

巣南町は、昭和29年9月20日に鷺田村（旧宝江村の区域は穂積町へ編入。）、船木村及び川崎村の合併により巣南村が誕生し、さらに昭和39年4月1日に町制施行を行い、現在に至っている。

（4）2町の現況

2町は本巣郡内においても、地理的にも歴史的にも、経済・文化・生活の面でも深い結びつきを有してきた。

現在の２町の住民生活及び交流の状況をみると、交通基盤の整備については、国道21号、県道穂積巣南線、県道岐阜巣南大野線等が東西に通っており、県道北方多度線、県道美江寺西結線、県道田之上屋井線が南北方向に走り、2町を連絡している。鉄道では、ＪＲ東海道線、樽見鉄道が通っており、ＪＲ東海道本線穂積駅から名古屋駅まで所要時間は概ね２５分である。

また、広域行政の面においても、もとす広域連合において介護保険事業、し尿処理や特別養護老人ホーム事業等を本巣郡内で一体的なサービスを行っており、その他にも、2町は、ゴミ処理事業について、本巣郡の他町村、大垣市及び他郡町村と一部事務組合を構成し、共通する行政課題として、より効率的に対処できるよう努めている。

（5）合併までの経緯及び取組

穂積町及び巣南町の合併は、平成11年9月に巣南町において合併問題研究会（以後平成11年12月に合併推進特別委員会へ組織替えされる。）が議会内に設置され、穂積町に対して、合併問題を研究、推進していくことについて、申入れを行ったことにはじまる。その後、穂積町においても、合併推進特別委員会が設置され、以後6回にわたって合同会議が開かれたが、その間に本巣郡一本で合併を進める動きもあり、穂積町と巣南町の間の協議は、中断することもあった。しかし、平成13年8月に巣南町の合併推進特別委員会において、穂積町との合併を推進する確認がなされ、同月22日、巣南町より穂積町へ合併の申出があった。これに続き、9月に、巣南町においては、町内21ヵ所において合併説明会を行い、10月に穂積町では、住民代表で構成される合併推進準備協議会が設置され、町内意見交換会を町内16ヵ所で行った。その後、平成14年3月に北方町が両町に対して合併協議参加の申入れを行ったため、平成14年5月1日に巣南町役場に穂積町・巣南町・北方町合併協議会を設置されたが、3町での合併協議は、同年8月に北方町より合併協議継続断念の申入れがあり、3町の合併協議会は9月20日をもって、解散となった。

3町での合併協議の不調を受け、穂積町及び巣南町の両議会は、経年よりの両町の合併協議を鑑み、2町での合併協議を継続させていくことで合意し、平成14年9月17日の両町議会において、議案「穂積町・巣南町合併協議会の設置について」を賛成多数にて原案通り可決した。

以後、新市発足の期日を平成15年5月1日の目標とし、合併に関する協議を重ね、平成14年12月25日現在において、7回の協議会を開催し、平成14年12月10日に合併協定書の調印を行い、穂積町及び巣南町の両町の議会において、同月19日に廃置分合関連議案の議決を終了した。

（6）廃置分合を必要とする理由

本巣郡の南部に位置する穂積町及び巣南町は、岐阜県の県都である岐阜市と県下第2の人口（平成12年国勢調査）である大垣市、それぞれの都市の郊外に位置し、愛知県名古屋市からは、50Km圏で、ＪＲ東海道線で1時間以内の距離にある。また、国道21号線や主要地方道である県道23号及び92号が走り、文字通り、交通至便の地である。

平成12年の国勢調査による２町の総人口は、46,571人で、平成7年から5年間では、2，679人増加しており、年平均では、535 人の増加となる。人口動態としては、岐阜都市圏で観た推計として伸びは止まっている中で、前記したような地勢的な条件と交通の至便性、さらに近隣都市のドーナツ化現象の影響を受け、この地域の将来人口は、増加の傾向にあり、名古屋圏域への通勤までを含んだ人々の住宅供給地としての役割が大きいとみられる。そのため、人々が日常生活に快適さを感じることができるまち、具体的には、福祉、医療や下水道等の都市基盤整備等に代表される、生活の質の向上を重視したまちづくりが、今後求められると予測される。

このようなまちづくりの将来を見通した場合に、2 町の財政基盤の安定維持と少子高齢化による地域活力の低下抑制が不可欠であり、行政の構造改革を行い、新しい行政運営の再構築を行っていく必要がある。このため、歴史や文化、風俗の面でも共通意識が強く、加えて、人口流動や地縁関係等日常生活上の結びつきの深い2町により、地域全体での拠点性の高さを相乗的に発展させるための適正な規模の行財政能力をもつ自治体を構築していくことが責務であると考えられる。これらの課題に対処するためには、2 町が対等の立場に立って合併し、より広域的な観点から行政運営を行っていく必要があり、都市基盤や生活環境の整備、福祉、教育、産業等の住民生活を取り巻く分野においても、多様化・高度化する住民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供していくため、合併・市制施行により、行財政基盤の充実を図り、魅力的なまちづくりを推進するものである。

第５　議会の議決書及び会議録の写し

議決書については前掲のとおり。会議録については省略。

第６　廃置分合に関する協議書の写し

前掲のとおり

第７　合併協定書

前掲のとおり

第８　新市建設計画

前掲のとおり

第９　２町の現況表等（市の要件に関する調書を含む。）

8		計	穂積町	巣南町	備考
人口	現在（人）	46,683	34,758	11,925	H14.4.1　現在
	国勢調査（人）	46,571	35,076	11,495	H12　国勢調査
	平成13年境界変更後の人口	46,563	35,068	11,495	H12国調※
１ｋｍ^2当たり人口（人）		1,656.60	2,118.10	1,013.17	H14.4.1　現在
世帯数	現在（戸）	14,306	10,965	3,341	H14.4.1　現在
	国勢調査（戸）	16,197	13,012	3,185	H12　国勢調査
人口増加率（%）		6.10	5.64	7.54	H12/H7　国勢調査
区域	面積（ｋｍ^2）	28.18	16.41	11.77	H14.4.1　現在
就業者数	第１次産業（人）	811	247	564	H12　国勢調査
	割合（%）	3.42	1.40	9.38	
	第２次産業（人）	8,879	6,576	2,303	
	割合（%）	37.47	37.19	38.30	
	第３次産業（人）	14,006	10,860	3,146	
	割合（%）	59.11	61.41	52.32	
官公署	地方法務局支局又は出張所	0	0	0	H14.4.1　現在
	警察署	0	0	0	
	鉄道の駅	4	2	2	
	税務署	0	0	0	
	電報電話局	0	0	0	
	郵便局	4	3	1	
	保健所	0	0	0	
	労働基準監督署	0	0	0	
	公共職業安定所	0	0	0	
中学校以上の学校	中学校	3	2	1	H14.4.1　現在
	高等学校	0	0	0	
	短大	0	0	0	
	大学	1	1	0	
文化施設	図書館	1	1	0	H14.4.1　現在
	博物館	0	0	0	
	公会堂等	3	2	1	
	体育館	0	0	0	
公営企業	水道	3	1	2	H14.4.1　現在
	軌道	0	0	0	
	ガス	0	0	0	
	自動車	0	0	0	
	電気	0	0	0	
	その他の企業	0	0	0	
町税	納税総額（千円）	5,812,667	4,628,149	1,184,518	H13年度（人口はH12国調※）
	１人当たり（円）	124,834	131,976	103,046	
本年度当初予算	一般会計（千円）	11,957,023	8,544,023	3,413,000	H14年度
	特別会計（千円）	9,064,028	6,295,798	2,768,230	
	企業会計（千円）	659,799	456,131	203,668	
銀行・金融機関	本店	0	0	0	H14.7.1　現在
	支店	22	17	5	
事業所	資本金が１千万円を超え１億円未満	198	166	32	H14法人課税状況調
	資本金１億円以上	89	79	10	
衛生施設	病院	1	1	0	H14.4.1　現在
	診療所	24	19	5	
	歯科	13	9	4	
娯楽施設	劇場・映画館等	2	2	0	H14.4.1　現在
生産額	第１次産業（千円）	1,780,954	368,544	1,412,410	直近の市町村経済計算（H11年度）
	第２次産業（千円）	46,524,119	34,427,657	12,096,462	
	第３次産業（千円）	89,913,129	80,007,463	9,905,666	
	計（千円）	138,218,202	114,803,664	23,414,538	
所得額	総額（千円）	132,988,408	101,237,009	31,751,399	直近の市町村経済計算（H11年度）（人口はH12国調※）
	１人当たり（千円）	2,856	2,887	2,762	

※穂積町の人口は、境界変更（平成13年6月1日）後の知事告示人口

市の要件に関する調書

区分				市制施行要件	現況	内訳		備考
						穂積町	巣南町	
法律		人口	3万人以上		46,563	35,068	11,495	H12国調※
市制施行協議基準		1号	人口	5万人以上	46,563	35,068	11,495	H12国調※
		2号	中心市街地の連たん状況	6割以上	92.5	95.2	81.6	H14. 4. 1現在
		3号	都市的業態人口の割合	6割以上	92.0	90.9	95.4	H7国調
		4号	地方法務局	原則として設置されていること	0	0	0	H14. 4. 1現在
			警察署		0	0	0	
			駅		4	2	2	
			税務署		0	0	0	
			電報電話局		0	0	0	
			郵便局		4	3	1	
			保健所		0	0	0	
			労働基準監督署		0	0	0	
			公共職業安定所		0	0	0	
		5号	高等学校	1以上有すること	0	0	0	H14. 4. 1現在
		6号	公私立の図書館、博物館、公会堂、公民館又は公園の文化施設	有していること	26	18	8	H14. 4. 1現在
		7号	上水道	有していること	3	1	2	H14. 4. 1現在
			下水道		3	1	2	
			塵芥処理場等		別記			
		8号	軌道（ＪＲ線）	整備していること	別記			H14. 4. 1現在
			バス		別記			
			定期船		別記			
		9号	銀行	本店・支店いずれか2以上	8	7	1	H14. 7. 1現在
			会社及び工場については、資本金５００万円以上のもの	１０以上	758	634	124	
		１０号	病院・診療所	１０以上有すること	25	20	5	H14. 4. 1現在
			病院の病床数	総数６０以上	160	160	0	
			医師人口	概ね７００人に1人以上	0.51	0.55	0.37	
		１１号	劇場・映画館等	2以上有すること	2	2	0	H14. 4. 1現在
		１２号	都市計画事業	事業が施行されていること	別記			H14. 4. 1現在
		１３号	住民の担税力、財政状況	別記				
		１４号	将来発展性のあること	別記				
		１５号	①合併条件	別記				
			②選挙区	別記				
			③教育施設、役場等の統合計画	別記				
			④都市的産業と原始産業との状況	別記				
			⑤外郭団体の統合の見通し	別記				
			⑥関係町村の事務処理能力	別記				
			⑦町村における特性等	別記				
参考1	地方自治法	中心市街地の連たん状況		６０％以上	92.5	95.2	81.6	H14. 4. 1現在
		都市的業態人口の割合		６０％以上	92.0	90.9	95.4	H7国調
参考2	岐阜県条例	1号	官公署	5種以上設置	8	5	3	
		2号	学校教育法第４章に規定する高等学校又は同法第９８条第1項の規定による中等学校が3以上設けられていること。		0	0	0	H14. 4. 1現在
		3号	公私立の図書館、博物館、公会堂、公民館又は公園等の文化施設	2以上設置	26	18	8	
		4号	上水道	1以上経営	3	1	2	
			下水道		3	1	2	
			軌道		0	0	0	
			バス事業		0	0	0	
		5号	住民1人当りの国税又は地方税の納税額	県区域内の他市の住民１人当りの国税又は地方税納税額と同額又はそれ以上	別記			H14.4.1現在
		6号	予算総額	県区域内の他市の前年度予算総額を当該市の全人口で除した額と同額又はそれ以上	別記			H14.4.1現在
		7号	銀行及び会社の数及びその規模	他の市と比して遜色の無いこと	別記			H14.7.1現在
		8号	商工業その他の都市的業態又は都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数	最近５箇年間増加傾向にある	別記			H2及びH7国調
		9号	病院	相当数設置	1	1	0	H14. 4. 1現在
			診療所		24	19	5	
			劇場,映画館等		2	2	0	

※穂積町の人口は、境界変更（平成13年6月1日）後の知事告示人口

第１０その他関係資料

省略

5. 合併協議会への視察来訪団体一覧

５．合併協議会への視察来訪団体一覧

	視　察　団　体	年　月　日	備　考
1	富山県射水郡大島町議会	14.11.13	議会議員６名
2	和歌山県日高郡南部区長会	14.11.19	区長等20名
3	長崎県壱岐４町合併協議会幹事会	14.11.27	助役等10名
4	岐阜県安八郡安八町議会	14.11.29	議長他計５名
5	岡山県倉敷地域町村長合併研究会	14.12. 4	町村長他計13名
6	可児市郡合併検討協議会	15. 1.10	協議会事務局５名
7	西濃圏域合併検討協議会	15. 1.31	事務局職員９名
8	中主町議会合併問題特別委員会	15. 2.18	特別委員会委員15名
9	木曽川文化圏市町合併任意協議会	15. 2.21	事務局５名
10	中主町・野洲町合併協議会	15. 2.27	協議会委員計15名
11	和歌山県田辺広域合併協議会	15. 3. 4	協議会事務局４名
12	兵庫県氷上郡６町合併協議会	15. 3.24	事務局職員５名